

取される所得税額、所得税法第五十五条第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同法同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第五十六条の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同法第五十七条第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法同条第二項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法同条第三項の規定によつて徴収される無申告加算税額、同法同条第四項の規定によつて徴収される源泉徴収加算税額、同法第五十七条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同法同条第二項の規定によつて徴収される重加算税額、同法同条第三項の規定によつて徴収される重加算税額及び同法同条第四項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第九條第三項の規定によつて徴収する延滞加算税額を含まないものとする。

二 法人税額 法人税法の規定によつて計算した法人税額（特別減税国債法第六條の規定によつて軽減された法人税額を含む。）で同法第十條及び第十二條の三の規定による控除前のものをいい、同法第四十二條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならぬ利子税額、同法同条第六項の規定によつてあわせて徴収される利子税額、同法第四十三條第一項の規定によつて徴収される過少申告加算税額、同法同条第二項の規定によつて徴収される無申告加算税額及び同法第四十三條の二第二項又は第二項の規定によつて徴収される重加算税額並びに国税徴収法第九條第三項の規定によつて徴収する延滞加算税額を含まないものとする。

三 均等割 均等の額によつて課する道府県民税をいう。

四 所得割 市町村民税の所得割額を課税標準として個人に対して課する道府県民税をいう。

五 法人税割 法人税額を課税標準として法人に対して課する道府県民税をいう。

（道府県民税の納税義務者等）

第二十四條 道府県民税は、第一号に掲げる者で当該道府県の区域内の市町村が市町村民税を均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によつて課するものに対してはそれぞれ均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によつて、第二号に掲げる者で当該道府県の区域内の市町村が市町村民税を均等割額によつて課する者に対しては均等割額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて課する。

一 道府県内に住所を有する個人

二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

四 道府県内に事務所又は事業所を有する法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

2 前項第二号に掲げる者については、市町村民税を均等割によつて課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第二十五條 道府県は、左の各号に掲げる者に対しては、道府県民税を課することができない。

一 国、都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港灣局、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本赤十字社、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、北海道土地功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地地区画整理組合、健康保険組合及び健康保険組合連合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合、町村職員恩給組合連合会、日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主責任相互保険組合、木船相互保険組合、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条又は第九十八條第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第六十四條第四項の法人、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四條の法人、宗教法人、民法第三十四條の法人で學術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第九十八條（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）以下第二十九條第六條第一号において同じ。）の規定に基づく国家公務員の団体、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八條の二の規定に基づく国会職員の団体並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四條の規定に基づく地方公務員の団体

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）による組合（企業組合を除く。）及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

（法人等の道府県民税に係る徴税吏員の質問検査権）

第二十六條 道府県の徴税吏員は、法人及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」と総称する。）の道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができ。

一 納税義務者又は納税義務がある者

二 前号に掲げる者以外の者で当該道府県民税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

三 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六十八條第一項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認め

る。

められたものと解釈してはならない。

(法人等の道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定に関する帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(個人の道府県民税の納税管理人)

第二十八条 第三百条の規定により市町村長に申告された個人の市町村民税の納税管理人は、当該納税義務者に係る個人の道府県民税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

(法人等の道府県民税の納税管理人)

第二十九条 法人等の道府県民税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所又は事業所を有しなくなつた場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知

事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(法人等の道府県民税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)

第三十条 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(法人等の道府県民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第三十一条 道府県は、法人等の道府県民税の納税義務者が第二十九条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしないかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつて

し、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 個人の道府県民税

第一目 所得割の課税

総額及び課税標準並びに税率

(所得割の課税総額の決定)

第三十二条 道府県知事は、道府県民税の所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年における所得税額の合計額として、当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額に、当該道府県の条例で定める率を乗じて、当該年度において課すべき道府県民税の所得割の課税総額(以下「所得割の課税総額」という。)を定めるものとする。

2 前項の率は、百分の五を標準とするものとする。

3 道府県は、前項の率と異なる率を定めようとする場合においては、あらかじめ、自治庁長官に對

してその旨を届け出なければならない。

(所得割の課税総額の配賦)

第三十三条 道府県知事は、前条の規定によつて定めた所得割の課税総額を、当該道府県内の各市町村ごとの当該年度分の市町村民税の所得割額の課税標準とすることができ、所得税額の合計額として当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額にあん分して、これを毎年四月三十日まで各市町村に配賦しなければならない。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村に對しては、当該配賦額に代えて当該市町村の当該年度分の市町村民税の所得割の課税標準となるべき所得税額に前条第一項の率を乗じた額をもつて当該市町村に對する配賦額とすることができ、

2 道府県知事は、天災その他特別の事情に因り、前項の規定によつて配賦すべき市町村ごとの所得割の課税総額を配賦することが不適当と認める市町村に對しては、当該道府県の条例の定めるところにより、当該市町村に係る所得割の課税総額を減額して配賦することができる。

(所得割の課税総額の配賦に對する異議の申立等)

第三十四条 市町村長は、前条の規定により所得割の課税総額の配賦を受けた場合において、当該市町村に配賦された所得割の課税総額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、その配賦を受けた日から三十日以内に、道府県

知事に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

4 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした市町村長に交付しなければならない。

5 異議の決定に不服がある市町村長は、前項の規定による文書の交付を受けた日から三十日以内に自治庁長官に訴願することができる。

6 異議の申立又は訴願の提起に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項又は前項の期間に算入しない。

7 自治庁長官は、第五項の訴願を受理した場合においては、その訴願を受理した日から六十日以内に判決をし、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。

8 訴願の判決について不服がある者は、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴えることができる。

(所得割の課税総額の減額の方法)

第三十五条 道府県知事は、前条の規定に基き決定若しくは判決又は判決に因り市町村に對して第三十三條の規定により配賦した所得割の課税総額を減額する必要があると

た場合において、当該市町村が配賦を受けた所得割の課税総額に基き、その他当該年度の道府県民税についてこれを減額することが困難であると認められるときは、当該決定若しくは裁決又は判決のあつた日の属する年度の翌年度において当該市町村に配賦すべき所得割の課税総額から当該減額すべき額を減額するものとする。

(所得割の税率)

第三十六条 第三十三条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村は、当該配賦を受けた所得割の課税総額を当該市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して当該市町村における道府県民税の所得割の税率を決定するものとする。

2 前項の所得割の税率を決定する場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第三十七条及び第四十条第二項の規定によつて所得割額が変更されたことに因つて所得割の課税総額が変更されることとなつた場合においても、第一項の規定によつて定めた所得割の税率は、変更しないものとする。

(所得割の賦課制限額)

第三十七条 前条第一項及び第二項の規定による所得割の税率によつて算定した道府県民税の所得割額が左の各号に掲げる額をこえることとなる場合においては、道府県民税の所得割額は、それぞれ、当該

該各号に定める額としなければならない。

一 所得税額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、第二百九十二条第四号本文に規定する課税総所得金額の百分の二・五に相当する額

二 課税総所得金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の課税標準とされた課税総所得金額の百分の二・五に相当する額

三 課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の所得割額の算定の基礎となつた課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の五に相当する額

(個人の均等割の税率)

第二目 賦課徴収

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、百円とする。

(個人の道府県民税の賦課期日)

第三十九条 個人の道府県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(道府県民税の所得割額の決定及び変更)

第四十条 第三十三条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村の長は、当該市町村における個人の道府県民税の各納税義

務者の市町村民税の所得割額に、第三十六条第一項及び第二項の規定によつて決定された所得割の税率を乗じて道府県民税の所得割額を決定するものとする。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村にあつては、当該所得税額に当該市町村に対する所得割の課税総額の配賦額の基礎となつた第三十二条の規定により定められた率を乗じて道府県民税の所得割額を決定することができる。

2 市町村長は、道府県民税の所得割額を決定した後に、当該道府県民税の所得割額の課税標準である市町村民税の所得割額が、第三百二十一条の二の規定による不足税額の追徴又は第三百二十八条の規定に基き決定、裁決若しくは判決に因り変更されることとなつた場合においては、当該変更された後の市町村民税の所得割額を課税標準として当該納税義務者に係る道府県民税の所得割額を変更しなければならない。

(個人の道府県民税の賦課徴収)

第四十一条 個人の道府県民税の賦課徴収は、本目に特別の定がある場合を除く外、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収とあわせて行ふものとする。この場合において、第十八条の規定に基き還付若しくは充当加算金、第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基

く延滞金又は第三百三十五条の規定に基き延滞加算金の計算については、道府県民税及び市町村民税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2 前項の規定によつて市町村が行つた個人の道府県民税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴については、個人の市町村民税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴の例によるものとする。

3 第三百二十四条、第三百三十二条及び第三百三十三条の規定は、第一項の規定によつて市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

4 道府県は、市町村が第一項の規定によつて行う個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等)

第四十二条 個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。

2 個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その納付額又は納入額がその納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の総額に満たないときは、その納付額又は納入額から督促手数

料及び滞納処分費を控除した額を道府県民税及び市町村民税の額にあつた額に相当する道府県民税又は市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつたものとする。

3 前二項の規定により個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金をあわせて収納する場合における国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)第六条の規定の適用については、道府県民税及び市町村民税は、一の地方税とみなす。

4 市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合においては、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、これを道府県に払い込むものとする。

(個人の道府県民税の徴収令書等)

第四十三条 第四十一条第一項の規定によつて道府県民税を賦課徴収する市町村が当該道府県民税の賦課徴収に用いる徴収令書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、当該市町村の市町村民税の賦課徴収に用いるこれらの文書とあわせて、総理府令で定める様式に準じて作成するものとする。

(個人の道府県民税に係る納期限の延長)

第四十四条 市町村長が第三百二十二条の規定によつて個人の市町村民税の納期限を延長した場合にお

いては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

(個人の道府県民税又は延滞金額の減免)

第四十五条 市町村長が第三百二十一条の二第三項、第三百二十三

条又は第三百二十七条第二項の規定によつて個人の市町村民税又は延滞金額を減免した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税又は延滞金額についても当該市町村民税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

(個人の道府県民税の賦課徴収に關する報告等)

第四十六条 市町村長は、第四十条の規定によつて所得割額を決定し、又は変更した場合においては、当該道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に對し、個人の道府県民税の納税義務者の数、所得割額の総額、所得割の税率その他必要な事項を報告するものとする。

2 市町村長は、毎年六月三十日までに、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に對し、毎年五月三十一日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。

3 道府県知事は、必要があると認める場合においては、前二項に規定するものの外、市町村長に對し、当該市町村に係る個人の道府県民税の賦課徴収に關する事項の報告を請求することができる。

4 道府県知事が、市町村長に對し、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

5 道府県知事が、政府に對し、所得割の課税総額の決定及び配賦に關し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付)

第四十七条 道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に關する事務を行うために要する費用を補償するため、左の各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に對して交付しなければならない。

一 個人の道府県民税に係る徴税令書(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書をいう。)及び第三百二十一条の四第一項の規定によつて特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書の数を、それぞれ、政令で定める金額に乘じて得た金額の合計額

二 個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該道府県に払い込まれた金額に政令で定める率を乘じて得た金額

三 第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第十七条の規定によつて市町村が還付した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額

四 第十八条の規定によつて市町村が還付した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

五 第四十一条第一項においてその例によることとされた第三百二十一条第二項の規定によつて市町村が交付した個人の道府県民税の納期前の納付に對する報奨金の額に相当する金額

2 市町村長は、道府県の条例の定めるところによつて、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を道府県知事に報告しなければならない。

3 道府県知事は、前項の報告があつた場合においては、その報告があつた日から三十日以内に、前項の徴収取扱費を交付するものとする。

(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例)

第四十八条 第四十六条第二項の規定によつて市町村長から道府県知事に對し、道府県民税の滞納に關する報告があつた場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、毎年十二月三十一日までをこえない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金について、

個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法の規定による滞納処分の例により処分することができる。但し、当該一定の期間中に滞納処分に着手したものである場合は、当該一定の期間経過後においても滞納処分をすることができ。

2 市町村の徴税吏員は、前項の一定の期間中は、当該滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、納税者が徴税令書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除く外、徴収することができないものとし、また、同項の一定の期間前に滞納処分に着手したものである滞納処分をする場合を除く外、滞納処分をすることができないものとする。

3 道府県の徴税吏員は、第一項の規定によつて道府県民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、あわせて当該納税者又は特別徴収義務者の市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をするものとする。

4 市町村は、道府県が第一項及び前項の規定によつて滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、道府県に協力するものとする。

5 道府県は、第三項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした市町村民税に係る地方団体の徴収金を、翌月十日までに市町村に払い込むものとする。

6 道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に對し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分の状況を通知しなければならない。

(道府県が行う滞納処分の救済)

第四十九条 前条第一項及び第三項の規定による滞納処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができ。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

4 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

5 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第一項の期間に算入しない。

6 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。

7 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(道府県が行う滞納処分に関する罪等)

第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を受ける前に当該滞納処分の執行を受ける目的で財産を隠匿し、損かひし、道府県及び市町村の利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該滞納処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該滞納処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においては、また、同様とする。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免かせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者又は特別徴収義務者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者又は特別徴収義務者に対する第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分

分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4 第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

第三款 法人等の道府県民税

第一目 税率

(法人税割の税率)
第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の五とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の六をこえることができない。

2 法人税割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(法人等の均等割の税率)
第五十二条 法人等の均等割の標準税率は、年六百元とする。

2 法人(法人税法第四条の法人を除く。)の均等割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の

末日現在における税率により、法人税法第四条の法人及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、第五十三条第六項に規定する均等割額の算定期間の末日現在における税率による。

3 第一項の年六百元の額は、六百元に法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合において一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第二目 申告納付並びに更正及び決定

(法人等の道府県民税の申告納付)
第五十三条 法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の三第一項又は第二十二條の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に

関係する必要な事項を記載した申告書をその法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税割額の課税標準の算定期間(法人税法第二十一条の四第一項の申告書に係る法人税割額にあつては、解散の日から残余財産が確定した日までの間とする。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額(当該課税標準の算定期間に係る道府県民税額)についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額を納付しなければならない。

3 法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものは、当該各項の規定に準じて法人の道府県

の属する事業年度開始の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十一条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度開始の日から当該合併の日までの間とする。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

2 法人税法第二十一条第一項、第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に

関係する必要な事項を記載した申告書をその法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税割額の課税標準の算定期間(法人税法第二十一条の四第一項の申告書に係る法人税割額にあつては、解散の日から残余財産が確定した日までの間とする。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額(当該課税標準の算定期間に係る道府県民税額)についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額を納付しなければならない。

3 法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものは、当該各項の規定に準じて法人の道府県

民税に係る申告書を提出しなければならない。

4 前三項の法人は、法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出した場合又は同法第三十二条の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、当該修正申告に因つて増加した法人税額又は同法第三十三条の規定によつて徴収される法人税額を納付すべき日までに、総理府令で定める様式によつて、当該修正申告又は更正若しくは決定後の法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人の道府県民税について同じ。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した法人税割額(当該課税標準の算定期間に係る法人税割額)についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額を納付しなければならない。

5 法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度の法人税割額は、第一

項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法同条同項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として仮に算定して法人税額と第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度の法人税額との差額を当該申告納付すべき当該事業年度の法人税額から減額したものとす。

この場合において、法人税法第九第五項の規定によつて損金に算入されたものとみなす額は、前事業年度以前の事業年度の法人税額について、損金に算入されたものとみなされなかつた額に限る。

6 法人税法第四條の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日まで、前年四月から三月までの間の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならぬ。

(法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪)
第五十四條 前条第一項に規定する法人税法第十九條第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が前条第一項の申告書又はこれに係る同条第四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金を科する。
(法人等の道府県民税の更正及び決定)
第五十五條 道府県知事は、第五十三條の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税額がその調査によつて、法人税法の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(確定法人税額)という。

以下本項及び第二項において同じ。若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税額と異なることを発見したとき、第五十八條の規定によつて確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、又は当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正することができる。
2 道府県知事は、納税者が第五十三條の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額及び法人税額並びに均等割額を決定することができる。

3 道府県知事は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならぬ。
(法人等の道府県民税の不足税額及びその延滞金の徴収)
第五十六條 道府県の徴税吏員は、前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正に因る不足税額又は決定に因る税額をいう。以下第二項において同じ。)があるときは、同条第三項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第五十三條第一項又は第二項の納期限(同条第四項の規定による申告に係る法人税額に係る不足税額についても同条第一項又は第二項の納期限によるものとし、なお、第六十條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該不足税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付)
第五十七條 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が第五十三條の規定によつて法人の道府県民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付するとともに、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総理府令の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定による分割は、第五十三條に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係道府県内ごとの事務所又は事業所について、法人税額を当該期間に属する各月の末日(当該課税標準の算定期間中に月の末日が到来しない場合にあつては、当該課税標準の算定期間の末日とする。)現在における従業者数を合計した数にあん分して行うものとする。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の修正)
第五十八條 前条の場合において、申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

2 前条の場合において、申告書に記載された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合においては、申告書に認められる関係道府県知事は、前項の道府県知事に對し、その修正を請求しなければならない。

3 第一項の道府県知事は、前項の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内に前条の規定によつて関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をしなければならない。

4 第一項の道府県知事は、同項又は前項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をした場合においては、遅滞なく、関係道府県知事及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

(関係道府県知事に不服がある場合の措置)
第五十九條 前条第四項の通知に係る同条第一項の道府県知事の処分不服がある関係道府県知事は、自治庁長官に對し、裁定を求める旨の申出をすることができる。
2 自治庁長官は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。
3 自治庁長官は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

4 前項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、道府県知事が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

5 第二項の規定による自治庁長官の裁定について違法又は錯誤があると認める道府県知事は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴えることができる。

(法人等の道府県民税の納期限の延長)

第六十条 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、法人等の道府県民税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。

(法人等の道府県民税の減免)

第六十一条 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人等の道府県民税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、法人等の道府県民税を減免することができる。

(法人等の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 詐偽その他不正の行為によつて法人等の道府県民税(法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したもの

とし、第五十三条第一項の規定によつて法人税法第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第四項の申告によつて納付すべきものを除く。)の全部又は一部を免かれた場合においては、法人等の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額が百万円をこえる場合においては、情状に因り、前項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、本条の罰金を科する。

(法人税に関する書類の供託等)
第六十三条 道府県知事が法人の道府県民税の賦課徴収について、政

府に対し、法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更生若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、法人税法第三十二条の規定による更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び清算所得の金額並びに法人税額を当該更正又は決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所)所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

(納期限後に納付する法人等の道府県民税に係る延滞金)
第六十四条 法人等の道府県民税の納税者は、第五十三条第一項、第二項若しくは第六項の各納期限後にその税金を納付する場合(第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶

予に係る税金を納付する場合を含む。)又は第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に、その納期限(第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第一項又は第二項の納期限とし、第六十条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間(法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二条の規定によつて更正又は決定の通知を受けたこと)に因り第五十二条の四第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。)に應じ、当該金額が百万円以上であるときは百万円(百万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本条において同じ。)によつて一日四銭の割合を乗じて計算した金額(当該税額のうち第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に応じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)に相当する延滞金額を加算して納付

しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

(違法又は錯誤に係る法人等の道府県民税に関する更正又は決定の救済)

第六十五条 第五十五条第三項の規定によつて更正又は決定の通知を受けた者又は第五十八条第四項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数について修正の通知を受けた法人は、当該更正若しくは決定又は修正について違法又は錯誤があると認める場合においては、通知を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができる。

2 前項の場合において、第五十八条の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にするものとする。

3 第一項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第一項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

5 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

- 6 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならぬ。
 - 7 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。
 - 8 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。
 - 9 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。
- 第三目 督促及び滞納 処分
- (法人等の道府県民税に係る督促)
- 第六十六条 法人等の道府県民税の納税者が納期限(第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をい、第六十条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人等の道府県民税について同じ。)までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。
- 2 第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした法人税割に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。
- 3 第一項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。
- 4 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。
- (法人等の道府県民税に係る督促手数料)
- 第六十七条 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合には、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。
- (法人等の道府県民税に係る滞納処分)
- 第六十八条 第六十六条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。
- 2 前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。
- 3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
- 4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。
- 5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
- 6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。
- 7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。
- 8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。
- 9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。
- (法人等の道府県民税に係る滞納処分に關する罪)
- 第六十九条 法人等の道府県民税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損かひし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。
- 2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又これを併科する。
- 3 納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。
- 4 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に關して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、当該各項の罰金を科する。
- (国税徴収法の例による法人等の道府県民税に係る滞納処分に關する検査拒否の罪)
- 第七十条 第六十八条第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金を科する。
- (法人等の道府県民税に係る交付要求)
- 第七十一条 法人等の道府県民税の納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人又は清算人に対して、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることができる。
- 一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
- 二 強制執行を受けたとき。
- 三 破産の宣告を受けたとき。
- 四 競売の開始があつたとき。
- 五 法人が解散したとき。
- (法人等の道府県民税に係る延滞加算金)
- 第七十二条 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、法人等の道府県民税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算し

て徴収しなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。

二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通のと絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第四目 犯則取締

(法人等の道府県民税に係る犯則取締法の適用)

第七十三条 法人等の道府県民税に關する犯則事件については、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第七十四条 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、法人等の道府県民税に關する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十五条 第七十三条の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所屬する道府県の区域外においても法人等の道府県民税に關する犯則事件の調査を行うことができる。

第七十六条 第七十三条の場合において、法人等の道府県民税に關する犯則事件は、間接国税以外の国税に關する犯則事件とする。

第二節 事業税

第一款 通則

(事業税の納税義務者等)

第七十七条 事業税は、法人の行う事業並びに個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に對し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県に對して、その法人及び個人に課する。

2 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについては、第百十條の六、及び第百十條の七の規定を除き、本節中法人に關する規定を準用する。

3 事務所又は事業所を設けないで第一種事業、第二種事業及び第三種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も關係の深いものをもつて、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課する。

4 第一項の「第一種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 物品販売業(動植物その他普通に物品といわれないものの販売業を含む。)

二 金銭貸付業

三 証券業

四 物品貸付業(動植物その他普通に物品といわれないものの貸付業を含む。)

五 競技場、遊技場、集會場等の貸付業

六 製造業(物品の加工修理業を含む。)

七 電気供給業

八 ガス供給業

九 土石採取業

十 無線通信放送事業

十一 運送業

十二 運送取扱業

十三 自動車道事業

十四 運河業

十五 さん橋業

十六 船舶といけい、揚業

十七 貨物陸揚揚業

十八 倉庫業(物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。)

十九 請負業

二十 印刷業

二十一 出版業

二十二 写真業

二十三 旅館業

二十四 料理店業

二十五 飲食店業

二十六 周旋業

二十七 代理業

二十八 仲立業

二十九 問屋業

三十 問屋業

三十一 問屋業

三十二 公衆浴場業

三十三 演劇興行業

三十四 遊技場業

三十五 遊覽所業

三十六 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

5 第一項の「第二種事業」とは、左の各号に掲げるもので政令で定める主として自家勞力を用いて行うもの以外のものをいう。

一 畜産業(農業に附隨して行うものを除く。)

二 水産業

三 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの(農業及び林業を除く。)

6 第一項の「第三種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 医療業

二 齒科医療業

三 藥劑師業

四 助産婦業

五 あん摩、はり、きゅう、柔道、整復その他の医療に類する事業(両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。)

六 獸医療業

七 裝飾師業

八 弁護士業

九 司法書士業

十 行政書士業

十一 公証人業

十二 弁理士業

十三 税理士業

十四 公認會計士業

十五 計理士業

十六 設計監督者業

十七 諸芸師匠業

十八 理容業

十九 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

(収益の歸屬する者が名義人である場合における事業税の納税義務者)

第七十八条 資産又は事業から生ずる収益が法律上歸屬するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課するものとする。

(事業税と信託財産)

第七十九条 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。但し、合同運用信託(信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。又は証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第一項に規定する証券投資信託をいう。))の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定せず、又はまだ存在していない場合においては、委託者又はその相続人を受給者とみなす。

(事業税の非課税の範囲)

第八十条 道府県は、国及び左の各号に掲げる法人が行う事業に對しては、事業税を課することができない。

一 都道府県、特別市、市町村、特別区及びこれらの組合その他政令で定める公共団体

- 二 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行及び日本開発銀行
- 三 日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会
- 四 国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会並びに健康保険組合及び健康保険組合連合会
- 五 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、輸出組合及び輸入組合
- 六 道府県は、左の各号に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。
 - 一 時事の報道を目的とする新聞（毎月三回以上号を追つて定期的に発行されるものに限り）を発行する新聞業及びこれらの新聞を送達する事業
 - 二 学術研究、学校教育、社会教育等に関する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの
 - 三 一般放送事業
 - 四 鉱物の掘採事業
 - 五 法人の事業税の非課税所得の範囲

- 一 日本赤十字社、商工会議所及び日本商工会議所、民法第三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人
- 二 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁理士会
- 三 法人たる労働組合及び国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む）、国会職員法又は地方公務員法に基く法人たる国家公務員、国会職員又は地方公務員の団体
- 四 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主相互保険組合、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合
- 五 住宅組合、海外移住組合及び海外移住組合連合会並びに負債整理組合
- 六 損害保険料率算出団体
- 七 鉱害復旧事業団
- 八 前項各号に掲げる法人は、収益事業から生ずる所得に関する経理を、収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して行わなければならない。
- 九 第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。
- 十 公益法人等の清算所得の非課税（公益法人等の清算所得の非課税）
- 十一 道府県は、前条第一項各号に掲げる法人の清算所得に対

- しては、事業税を課することができない。
- （事業税に係る徴税吏員の質問検査権）
- 第八十三条 道府県の徴税吏員は、事業税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に直接関係があるものと認められる者
 - 四 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
 - 五 事業税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第一百零三条の三十五第一項の定めるところによる。
 - 六 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- （事業税に係る検査拒否等に関する罪）
- 第八十四条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- 一 前条の規定による帳簿書類そ

- の他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
 - 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
 - 四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。
- （事業税の納税管理）
- 第八十五条 事業税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においては、また、同様とする。
- （事業税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪）
- 第八十六条 前条の規定によつて申告すべき納税管理人の虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。
- 一 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

- （事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料）
- 第八十七条 道府県は、事業税の納税義務者が第八十五条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしないかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
- 一 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。
 - 二 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
 - 三 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。
 - 四 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
 - 五 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。
 - 六 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。
 - 七 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 課税標準及び税率

(法人の事業税の課税標準)

第八十八条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業及び生命保険業にあつては各事業年度の収入金額、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。

(事業年度)

第八十九条 本節において「事業年度」とは、法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は第二項若しくは第三項に規定する期間をいう。

2 法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人については、法人税法第七十二条第二項の規定により当該法人が政府に申告し、又は政府が指定した期間をもつて、当該法人の事業年度とする。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定款のあるもので規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものの事業年度は、その年の一月一日(年の中途において新たに設立したものにあつては、その新たに設立した日の属する年に限り、その新たに設立した日)から十二月三十一日までの期間とする。

4 事業年度の期間が一年をこえる場合においては、本節の適用について

ては、事業年度開始の日から一年ごとに区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)をそれぞれ一事業年度とみなす。

5 法人が事業年度の中途において解散し、又は合併に因り消滅した場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から解散又は合併の日までの期間及び解散の日翌日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(法人の事業税の課税標準の算定の方法)

第九十条 第八十八条の各事業年度の所得は、各事業年度の総益金から総損金を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。但し、医療法人が健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)、第五十一条、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)、第五十七条及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条において適用する場合を含む。以下本項及び第九十三条第一項但書において同じ。、私立学校教職員共済

組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。以下第九十三条第一項但書において同じ。若しくは更正医療の給付又は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定に基づく医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の規定に基づく医療につき支払を受けた金額は、総益金に算入せず、また、当該給付又は医療に係る経費は、総損金に算入しない。

2 第八十八条の清算所得は、左に掲げる金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該法人に係る法人税の課税標準である清算所得の計算の例によつて算定する。

一 法人が解散した場合において、その残余財産の価額が、解散当時の資本又は出資の金額、資本積立金額(法人税法第九条の二から第九条の四までの規定により利益に算入されなかつた金額及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金のうち留保した金額をいう。以下本項において同じ。)、再評価積立金額(資産再評価法昭和二十五年法律第一百十号)の規定による再評価積立金額をいい、清算中に同法第四十条の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額をいう。以下本項において同じ。及び法人税法第十六条第一項に規定する積立金額の合計額(以下「解散当時の資本金額等」という。)をこえる場合のそのこえる金額

二 法人が合併した場合において、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人(以下「合併法人」という。)が合併に因り消滅した法人(以下「被合併法人」という。)の株主、社員又は出資者に対し交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額の合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額(合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に対応するこれらの金額を控除した金額)、資本積立金額、再評価積立金額及び法人税法第十六条第一項に規定する積立金額の

合計額をこえる場合のそのこえる金額

3 第八十八条の各事業年度の収入金額は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物旅客自動車運送事業にあつては、当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却に因る収入金額その他政令で定める収入金額を控除した金額による。

4 第八十八条の各事業年度の収入金額は、生命保険業にあつては生命保険業を行う法人が契約した左の各号に掲げる生命保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 保険期間が五年をこえる生命保険(普通保険約款において、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とする)ことなつていて生命保険を除く)にあつては、各事業年度の初年度取入保険料(保険契約により最初の一年間の保険料に充当されるべき取入保険料をいう。以下第三号において同じ。)に百分の四十二を乗じて得た金額

二 保険期間が一年である生命保険にあつては、各事業年度の取入保険料(再保険料として収入する保険料を除き、団体を保険契約者とし、その従業員を被保険者とする生命保険で、被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定の

あるものにつき収入した保険料のうち、当該給付金に対応する部分の金額を控除した金額に百分の八を乗じて得た金額

三 前二号以外の生命保険にあつては、各事業年度の初年度収入保険料に百分の五を乗じて得た金額(内国法人でこの法律の施行地外に事務所又は事業所を有するものの課税標準の算定)

第九十一条 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人(以下「内国法人」という。)でこの法律の施行地外に事務所又は事業所を有するものについて、この法律の施行地から生ずる所得とこの法律の施行地外から生ずる所得とを区分することが困難である場合においては、当該法人の所得の総額からこの法律の施行地外から生じた所得として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をもつて当該法人のこの法律の施行地から生ずる所得とみなす。

(個人の事業税の課税標準)

第九十二条 個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得による外、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

(個人の事業税の課税標準の算定の方法)

第九十三条 前条第一項の当該年度

の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く外、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第九号第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。但し、第七十七条第六項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が健康保険法、日雇労働者健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未帰還留守家族等援護法若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定に基く療養の給付若しくは更生医療の給付又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神衛生法若しくは結核予防法の規定に基く医療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2 前項の規定によつて個人の所得を計算する場合において、当該個人が同項の不動産所得を生ずべき事業と同項の事業所得を生ずべき事業とをあわせて行つているときは、当該不動産所得の計算上生じた所得又は損失と当該事業所得の計算上生じた所得又は損失とを合算し、又は通算して算定する。但し、当該事業所得を生ずべき事業が第二種事業又は第三種事業である場合において、当該個人が第九十五条第二項の規定に該当するときは、この限りでない。

3 第一項の規定によつて所得税法第二十六条の三(同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による青色申告書を提出する個人の所得を計算する場合において、当該個人の以前以前三年間における所得の計算上生じた損失で前年以前に控除されなかつた部分の金額は、当該損失が生じた年に当該青色申告書を提出し、且つ、その後の年分の申告につき連続して当該青色申告書を提出している場合に限り、当該個人の所得から控除するものとする。

(事業税の課税標準の特例)

第九十四条 法人の行う電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送業、一般貨物旅客自動車運送業、及び生命保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十七条第一項、第八十八条、第九十条第一項、第九十二条及び前条の所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の

床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることができる。

2 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号)第三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受けたものの当該認定を受けた日の属する事業年度から当該認定を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の事業税の課税標準は、第八十八条の規定にかかわらず、当該各事業年度の所得による。同法第八十九条第三項の規定による補助を受けたものの当該補助を受けた日の属する事業年度から当該補助を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の課税標準についても、また、同様とする。

3 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合並びに中小企業等協同組合(企業組合を除く)、塩業組合、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会等各事業年度の初日において当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものの事業税の課税標準である所得は、第九十条第一項の

規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額から当該金額のうち当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

(二種以上の事業をあわせて行う個人の課税標準等の算定)

第九十五条 第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行う個人(第二項の個人を除く。)が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、当該個人の行う事業を通じて算定するものとする。この場合において、当該個人の納付すべき事業税額は、当該所得から第九十七条に規定する額を控除した金額を当該個人の行う事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

2 所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人で第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行うものがそれぞれその事業に関する経理を区分することができるときにおいては、当該個人が納付すべき事業税額は、それぞれの事業の所得から第九十七条に規定する額をそれぞれの事業の所得にあん分した額を控除した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

(鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う者の所得の算定)

第九十六条 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得を課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の総益金又は総収入金額で除して得た数値に当該総益金又は総収入金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について法人又は個人が納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格を控除して金額を乗じて得た額とする。

(基礎控除)

第九十七条 事業を行う個人については、その課税標準である所得から年七万円を控除する。

2 個人が年の中途において事業を開始し、又は廃止した場合における前項の規定の適用については、七万円に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。

3 前項の月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(事業税の標準税率等)

第九十八条 法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。但し、法人の行う第九十四条第二項の規定の適用を受ける地方鉄道事業又は軌道事業に対する事業税の

標準税率は、第二号に定めるところによる。

一 電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業又は生命保険業を行う法人

二 その他の事業を行う法人
特別法人 所得及び清算所得の百分の八
その他の法人 所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十
所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二

2 以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対する前項第二号の規定の適用については、当該法人の所得は、第一百零条の十五の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

3 事業年度が一年に満たない法人に対する前項第二号の規定の適用については、同号中「年五十万円」とあるのは、「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

4 第一項第二号の「特別法人」とは、左に掲げる法人をいう。
一 農業協同組合及び農業協同組合連合会
二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
三 貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会

四 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会

五 中小企業等協同組合(企業組合を除く)及び塩業組合
六 輸出組合及び輸入組合
七 船主相互保険組合
八 漁業会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び水産業協同組合共済会

九 森林組合及び森林組合連合会
十 蚕糸業会
十一 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

十二 証券取引所及び商品取引所
十三 医療法人

5 個人の行う事業に対する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 第一事業を行う個人
所得から第九十七条に規定する額を控除した金額(以下「課税所得金額」という。)の百分の八
二 第二事業又は第三事業(第三号に掲げるものを除く)を行う個人
課税所得金額の百分の六
三 第三事業のうち第七十七号に掲げる事業を行う個人
第六項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人

6 道府県は、第一項及び前項の標準税率と異なる税率で事業税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

7 道府県が第九十四条第一項の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第一項、第五項及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失ふることのないようにしなければならない。

(法人の事業税の税率の適用区分)
第九十九条 法人の行う事業に対する事業税の税率は、事業年度終了の日現在における税率による。但し、第一百零二条第一項但書又は第一百零三条第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつては当該事業年度開始の日から六月の期間の末日現在における税率、第一百零六条第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその分配の日の前日現在における税率、第一百七条第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその残余財産が確定した日現在における税率、第一百八条第一項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその合併の日現在における税率による。

第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収
(事業税の徴収の方法)
第一百条 事業税の徴収については、法人の行う事業に対するものにあつては申告納付の方法により、個人の行う事業に対するものにあつては普通徴収の方法によらなければならない。

(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)
第一百一条 事業を行う法人は、第一百零二条又は第一百零三条の規定に該当する場合を除く外、各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を各事業年度終了の日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 前項の場合において、法人がすべき申告納付は、確定した決算に基づいてしなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因つて決算が確定しないため、同項の期間内に申告納付することができない場合においては、総理府令で定める手続によつて、事務所又は事業所所在の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在の道府県知事)の承認を受け、その決算の確定した日から二十日以内に申告納付することができる。

3 第一項の場合において、事務所又は事業所所在の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、所得又は収入金額、事業税額その他必要な事項を記載するとともに、これに所得に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の収入金額に関する計

算書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるものをいう。以下第二百二条第三項及び第九十條において同じ。）を添附しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

4 事業を行ふ法人は、各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前三項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

5 外国法人に対する第二項但書の規定の適用については、当該規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

（事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付）

第二百二条 事業を行ふ法人で事業年度の期間が六月をこえるもの（第二百三条の規定に該当する法人を除く。）のうち、当該事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額があるものは、当該税額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税を当該事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。但し、当該法人は、当

該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第八十八條、第九十條第一項、第三項若しくは第四項、第九十一條、第九十四條又は第九十六條の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算したときは、当該所得又は収入金額に対する事業税額を申告納付することができる。

2 合併に因り存続した法人の事業年度の期間が六月をこえ、前事業年度中（前事業年度開始の日を除く。）又は当該事業年度開始の日から六月の期間内にその合併がなされた場合において、当該法人につき前項の規定を適用するときは、同項に規定する当該法人の当該事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額には、その合併に因り消滅した法人の合併と同時に終了した事業年度の直前の事業年度の事業税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した、又は納付すべきことが確定した税額（以下「被合併法人の確定事業税額」という。）を含むものとする。この場合においては、当該法人は、前項本文の規定により申告納付すべき事業税額と左の各号に掲げる金額との合計額を申告納付しなければならない。

一 当該合併法人の前事業年度中に合併がなされた場合においては、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその合併の日までの月数の割合に六を

乗じた数を被合併法人の確定事業税額に乘じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月の期間内に合併がなされた場合においては、当該期間のうちその合併後の期間の月数を被合併法人の確定事業税額に乘じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

3 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項但書の規定によつて申告納付する法人のうち、所得に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間に係る計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度開始の日から六月を経過した日までの期間に係る収入金額に関する計算書、当該期間終了の日における財産目録及び貸借対照表並びに当該期間の損益計算書を添附しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

4 第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に申告納付しなかつた場合においては、当該法人については、当該期間を経過した時

において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し同項本文の規定により提出すべき申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内に、その提出があつたものとみなされる申告書に係る事業税に相当する税額の事業税を事務所又は事業所所在地の道府県知事に納付しなければならない。

5 第九十七條第三項の規定は、第一項及び第二項の月数の計算について準用する。

6 事業を行ふ法人は、第一項本文に規定する前事業年度の事業税額がない場合においても、前五項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7 前六項の規定は、第八十一條第一項各号及び第九十八條第四項各号に掲げる法人については、適用しない。

（新たに設立した内国法人等で事業年度の期間が六月をこえるものの中間申告納付）

第二百三条 新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人で事業を行ふもののその設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度の期間が六月をこえる場合においては、その新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人は、その六月をこえる事業年度については、当該事業年度開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第八十八條、第九十條第一項、第三項若しくは第四項、第九十一條、第九十四條又は

第九十六條の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算し、当該期間の事業税として納付すべき税額があるときは、当該期間終了の日から二月以内に、当該事業税額を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。前条第三項の規定は、この場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

2 前項の法人は、同項の期間について納付すべき事業税額がない場合においても、同項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第八十一條第一項各号及び第九十八條第四項各号に掲げる法人については、適用しない。

（中間申告を要する法人の確定申告納付）

第二百四條 事業を行ふ法人は、第二百二條又は前條の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。この場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から当該法人が申告納付すべき事業税額から当該法人が第二百二條若しくは前條の規定によつて申告納付すべき事業税額又は第二百二條第四項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額（中間納付額）という。以下本条、第一百十條の六、第

百十条の八及び百十条の十一において同じ。を控除した金額に相当する事業税額とする。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から控除すべき事業税額は、当該各号に掲げる事業税額とする。

一 法人が第百二条又は前条に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第百九条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第百十条の六第一項若しくは第三項若しくは第百十条の八第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該申告書に記載した事業税額、当該修正申告書に因り増加した事業税額及び当該更正に係る追徴税額の合計額

二 法人が前条に規定する申告書を提出しなかつた場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第百十条の六又は第百十条の八の規定による決定又は更正があつたときは、当該決定又は更正に係る追徴税額

2 第百一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 事業を行う法人は、第一項の事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項

の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、事業を行う法人の申告納付すべき事業税額が、中間納付額に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する中間納付額又は中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。この場合においては、当該事業を行う法人は、第一項又は前項の申告書にあわせて、当該還付を請求する旨の請求書を提出しなければならない。

(清算中の法人の各事業年度の申告納付)

第百五条 清算中の法人は、その清算中に事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得又は収入金額を解散してない法人の所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第八十八條、第九十條第一項、第三項若しくは第四項、第九十一條、第九十四條又は第九十六條の規定により当該事業年度の所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで)に当該所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。但し、清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が当該申告書に係る清

算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分を分配している場合においては、その納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額からその解散当時の資本金額等をこえる部分の金額(当該事業年度の期間中に二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしているときは、当該解散当時の資本金額等をこえる金額の合計額)に百分の十(百分の十未満の部分は、百分の八)を乗じて算出した税額に相当する事業税額を控除した事業税額とする。

2 第百一条第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 清算中の法人で清算所得に対する事業税を申告納付すべきものが第一項の規定により申告納付する事業税は、当該法人が第百八条第一項の規定により申告納付する事業税の予納として納付されるものとする。

4 清算中の法人は、清算中の各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、第一項及び第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

(残余財産の一部を分配する場合における清算所得に対する事業税の申告納付)

第百六条 清算中の法人で清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、残余財産のうち解散当時

の資本金額等をこえる部分を分配しようとするときは、残余財産の全部を分配する場合を除く外、分配のつど、分配の日の前日まで、そのこえる部分の金額を清算所得とみなして計算した課税標準たる清算所得に対する事業税を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。

2 第百一条第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 第一項の法人が同項の規定により申告納付する事業税は、当該法人が第百七条第一項の規定により申告納付する事業税の予納として納付されるものとする。

(解散法人の清算所得に対する事業税の確定申告納付)

第百七条 清算中の法人は、残余財産が確定した場合においては、その確定した日から一月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで)に、清算所得に対する事業税を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から左に掲げる事業税額(左の各号のいづれにも該当する場合においては、その合計した事業税額。以下本条、第百十條の六、第百十條の八及び第百十條の十一において「清算中の予納額」という。)を控除

した事業税額を納付するものとする。

一 解散の日から本項の規定により申告納付すべき期限までに、清算中の事業年度が終了した場合において当該事業年度終了後二月以内に申告納付すべき事業税があるときは、その申告納付すべき事業税額の合計額

二 解散の日から本項の規定により申告納付すべき期限までに残余財産の一部を分配した場合においてその分配の日の前日まで申告納付すべき事業税があるときは、その申告納付すべき事業税額の合計額

2 第百一条第三項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 清算中の法人は、清算所得について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 第百四条第四項の規定は、第一項の規定によつて申告納付すべき額が清算中の予納額に満たない場合について準用する。

(合併法人の清算所得に対する事業税の申告納付)

第百八条 合併法人は、合併の日から二月以内に被合併法人の清算所得に対する事業税を被合併法人の事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。

法人の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 合併法人は、被合併法人の清算所得について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第九十九条 第一一条から前条までの規定によつて申告書を提出すべき法人は、当該申告書の提出期限後においても、第一百十條の九の規定による決定の通知があるまでは、第一一条から前条までの規定によつて申告納付することができ

2 第一一条から前条まで又は前項の規定によつて申告書を提出した法人は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る所得、清算所得若しくは収入金額(以下「課税標準額」と総称する。)又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

3 第一一条から前条まで又は第一項の規定によつて申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定による外、当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度(清算所得については、その算定の期間。以下第一百十條の六及び第一百十條の七において同じ。)に係る法人税の課税標準額について法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該更正又は決定を受けた日から一月以内に当該更正又は決定に係る課税標準額を基礎として、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

なつた事業年度(清算所得については、その算定の期間。以下第一百十條の六及び第一百十條の七において同じ。)に係る法人税の課税標準額について法人税法第二十九條から第三十一條までの規定による税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該更正又は決定を受けた日から一月以内に当該更正又は決定に係る課税標準額を基礎として、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した事業税額を納付しなければならない。

第一百十條の二 申告書及び修正申告書には、法人の代表者(二人以上の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員)が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。)においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で当該申告書又は修正申告書の作成の時ににおいて法人の業務を主宰している者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。

4 前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書又は修正申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。(法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第一百十條 事務所又は事業所所在地の道府県知事は、所得又は清算所得に対する事業税を申告納付すべき法人が第一一条第三項(第四條第二項、第五條第二項、第六條第二項、第七條第二項及び第八條第二項)において準用する場合を含む。)の規定若しくは第九條第三項(第九條第一項後段)において準用する場合を含む。)の規定による申告書(以下「申告書」という。)若しくは前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書(以下「修正申告書」という。)を提出する場合又は当該申告書若しくは修正申告書を提出した後において、事業税の賦課徴収について必要があるとき、当該法人に対し、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他の事業税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

2 申告書又は修正申告書には、前項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書又は修正申告書の作成の時ににおいて当該法人の經理に關する事務の上席の責任者である者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書又は修正申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書又は修正申告書に記載しなければならない。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(事業税に係る故意不申告の罪)

第一百十條の四 正当な事由がなくして第一一条第一項、第四條第一項、第七條第一項又は第九條第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

3 前二項の規定によつて申告書又は修正申告書に自署し、且つ、自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は經營の責任者及び当該資産又は事業に係る經理に關する業務の上席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は經營の責任者に対して適用があるものとする。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(事業税に係る虚偽の中間申告納付等に関する罪)

第一百十條の五 第一百二條第一項但書、第一百三條第一項、第一百五條第

一項又は第六條第一項の規定による申告書虚偽の記載をして提出した場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署が法人税法第三十条の規定により決定した額が当該申告又は修正申告に係る所得又は清算所得と異なる場合において、当該法人が当該決定に基いて提出すべき第百九条第三項の規定による修正申告書を提出しないときにおいても、また、同様とする。

2 前項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合(第百二条第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)において、当該法人の当該事業年度の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第十八条から第二十四条までの規定により申告し、若しくは修正申告した額があるとき、又は当該課税標準について税務官署が同法第三十条の規定により決定した額があるときは、道府県知事は、当該申告若しくは修正申告又は決定に係る課税標準を基準として、当該法人の所得又は清算所得及び事業税額を決定するものとする。

3 道府県知事は、前二項の規定によつて当該法人の当該事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定の基準となつた当該法人の法人税の課税標準について税務官署が法人税法第二十九条又は第三十一条の規定により更正したときは、当該法人が当該更正に基いて第百九条第三項の規定による修正申告書を提

出した場合を除く外、当該更正に係る課税標準を基準として、当該事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正するものとする。

4 第百四条第四項の規定は、同条第一項又は第百七条第一項の規定によつて申告納付すべき法人について前三項の規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額又は清算中の予納額に満たない場合について準用する。

(税務官署に対する更正又は決定の請求)

第百十條の七 道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、税務官署に対し、法人税法第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一 前条第一項の法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の当該事業年度の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該申告書の提出期限から一年を経過した日(第十六

条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日)までに法人税法第二十九条の規定による更正又は第三十条の規定による決定が行われなければならないとき。

二 前条第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合(第百二条第四項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)において、当該法人の当該事業年度の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第十八条又は第二十一条から第二十三条までの規定による申告書を提出せず、且つ、当該法人の事業税に係る申告書の提出期限から一年を経過した日(第十六条第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日)までに法人税法第三十条の規定による決定が行われなければならないとき。

三 道府県知事が前条の規定によつて同条第一項の法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定に係る所得又は清算所得が過少であると認められる法人の事業年度の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人の事業税に係る所得若しくは清算所得又は事業税額を更正し、又は決定した日から一年を経過した日(第十六条第一項各号の一に掲げる

事由が発生した場合においては、その事由が発生した日)までに法人税法第二十九条又は第三十一条の規定による更正が行われなければならないとき。

2 以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係る法人税の課税標準について、前項の規定によつて税務官署に對しすべき更正又は決定の請求は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事)又は当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して関係道府県知事が行うものとする。

3 第一項後段の規定によつて道府県知事が税務官署に更正又は決定の請求をした場合においては、遅滞なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。

(道府県知事の調査による法人の事業税の更正及び決定)

第百十條の八 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業若しくは生命保険業を行う法人、法人税法第六條第一項に規定する法人で事業税の納税義務があるもの又は医療法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は事業税額がその調査したところと異

なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、前項の法人が申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合(第百二条第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)又は納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した場合において、その調査によつて、収入金額又は所得及び事業税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した収入金額若しくは所得又は事業税額について不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正することができる。

4 第百四条第四項の規定は、同条第一項又は第百七条第一項の規定によつて申告納付すべき法人について前三項の規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額又は清算中の予納額に満たない場合について準用する。

(更正又は決定の通知)

第百十條の九 道府県知事は、第百十條の六又は前条の規定によつて課税標準額又は事業税額を更正し、又は決定した場合において、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(同族会社の行為又は計算の否認) 第百十條の十 道府県知事は、第百十條の八の規定によつて収入金額若しくは所得又は事業税額の更正又は決定をする場合において、同族

会社の行為又は計算でこれを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところによつて、当該同族会社の収入金額若しくは所得又は事業税額を計算することができ。

2 前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事務所又は事業所（以下本項中「事業所等」という。）を有する法人で、その事業所等の二分の一以上に当る事業所等につき、当該事業所等の所長、主任その他の当該事業所等に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の關係のある個人（以下本項中「所長等」という。）が前に当該事業所等において個人として事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等の有する株式又は出資の金額の合計額がその法人の資本又は出資の金額の三分の二以上に相当するものの行為又は計算で、これを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について準用する。

3 第一項の「同族会社」とは、法人税法第七条の第二項の同族会社をいい、同族会社であるかどうかの判定は、第一項の行為又は計算の事実のあつたときの現況によるものとする。

（法人の事業税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第百十條の十一 道府県の徴税吏員

は、第百十条の六又は第百十条の八の規定による更正又は決定があ

つた場合において、不足税額(更正に因り増加した税額又は決定した税額)(第四百四条の規定による申告書を提出すべき法人がその申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合)には当該税額に係る中間納付額を、第二百五条又は第二百六条の規定による申告書を提出した、又は提出すべきであつた法人が第四百七条の規定による申告書を提出しなかつたことに因る決定の場合)には当該税額に係る清算中の予納額を控除した税額をいう。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。があるときは、第一百十條の九の規定による更正又は決定の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならぬ。

2 前項の場合においては、その不足税額に第一百一条第一項、第一百零二条第一項、第一百三十三条第一項、第一百四十四条第一項、第一百五十五条第一項、第一百六十六条第一項、第一百七十七条第一項又は第一百八条第一項の納期限(第一百十条の二十八の規定による納期限)の延長があつたときは、その延長された納期限。以下「法人の行う事業に対する事業税の納期限」という。)の翌日から納付の日までの期間に應じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金

額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

3 前項の場合において、第百十条の九の規定により更正又は決定の通知をした日が申告書の提出の日（申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過した日後であるときは、詐偽その他不正の行為により免かれた事業税額についての延滞金を除き、当該一年を経過した日から当該通知をした日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除するものとする。

4 道府県知事は、納税者が第百十
条の六又は第百十条の八の規定に
よる更正又は決定を受けたことに
ついてやむを得ない事由があると
認める場合においては、第二項の
延滞金額を減免することができ
る。

（納期限後に納付する法人の事業
税の延滞金）

対する事業税の納税者は、法人の
 行う事業に対する事業税の納期限
 後にその税金（第百九条第二項又
 は第三項の規定による修正申告に
 因り増加した税額を含む。以下本
 条において同じ。）を納付する場合
 （第十六条の六第一項の規定によ
 つて徴取猶予を受けた法人がその
 徴取猶予に係る税金を納付する場
 合を含む。）においては、その税額
 に法人の行う事業に対する事業税
 の納期限の翌日から納付の日まで
 の期間に応じ、当該税額が百円以
 上であるときは百円（百円未満の

端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）に

ついて一日四銭の割合を乗じて計算した金額（当該税額のうち第十
六条の六第一項の規定によつて徴
収猶予を受けた税額がある場合に
おいては、当該徴収猶予を受けた
税額については、その徴収猶予を
受けた期間に応じ、当該徴収猶予
を受けた税額百円について一日二
銭の割合を乗じて計算した金額）
に相当する延滞金額を加算して納
付しなければならぬ。但し、延
滞金額が十円未満である場合に
おいては、この限りでない。

2 前項の場合において、法人が申告書を提出した日（申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過した日後に修正申告書を提出したときは、当該一年を経過した日から当該修正申告書を提出した日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 道府県知事は、納税者が法人の
行ふ事業に対する事業税の納期限
までにその税金を納付しなかつた
ことについてやむを得ない事由が
あると認める場合においては、第
一項の延滞金額を減免することが
できる。

（法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金）
 第百十条の十三 申告書（第百二条第二項本文の規定による申告書を除く）の提出期限までにその提出があつた場合において、第百十条の六又は第百十条の八の規定によ

る更正若しくは決定があつたとき、又は修正申告書の提出があつ

たときは、道府県知事は、当該更正若しくは決定に因る不足税額又は当該修正申告に因つて増加した税額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正、決定又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額を控除した税額）が二千円以上であるときは、その税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならぬ。

2 左の各号の一に該当する場合に
おいては、道府県知事は、第一号
の場合にあつては申告書の提出期
限までにその提出がなかつたこと
について、第二号の場合にあつては
申告書の提出期限までにその提出が
なかつたこと及び更正若しくは修
正申告前の申告又は修正申告に係
る課税標準額又は税額に誤があつた
ことについて、第三号又は第四号の
場合にあつては申告書の提出期限
までにその提出がなかつたことに
ついて、それぞれ正当な理由がな
いと認める場合において、当該各
号に掲げる税額が千円以上である
ときは、その税額に、当該各号に
掲げる期間に応じ、それ／＼その
期間が一月以内の場合においては
百分の十の割合、一月をこえ二月
以内の場合においては百分の十五
の割合、二月をこえ三月以内の場

合においては百分の二十の割合、三月をこえる場合においては百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。但し、不申告加算金額が百円未満である場合には、これを徴収しない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該申告に係る税額について、申告書の提出期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間二 前号の規定に該当する場合においては、第百十条の六第一項若しくは第三項若しくは第百十条の八第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に因る不足税額又は当該修正申告に因り増加した税額について、前号に規定する期間

三 申告書の提出期限までにその提出がないか又は事業税額がない旨の申告書の提出があつた場合においては、又は第百十条の八第二項の規定による決定があつたときは、当該決定に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から第百十条の九の規定による決定の通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において、第百十条の六第三項又は第百十条の八第三項の規定による更正があつたときは、当該更正に因る不足税額について、申告書の提出期限の翌日から第

百十条の九の規定による更正の通知をした日までの期間

3 道府県知事は、第百九条第三項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、税務官署の更正若しくは決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認めるとき、又は申告書の提出期限後にその提出があつた場合若しくは第百九条第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合においてその提出が当該納税者に係る事業税額について第百十条の六若しくは第百十条の八の規定による更正若しくは決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該修正申告に係る過少申告加算金額を徴収せず、又は当該申告に係る税額若しくは当該修正申告に因り増加した税額にそれぞれ百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(法人の事業税の重加算金) 第百十条の十四 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したとき

は、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正に因る不足税額又は修正に因り増加した税額(これらの税額の一部分が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)が二百円以上であるときは、その不足額又は修正に因り増加した税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、道府県知事は、同項の不申告加算金額の外、その計算の基礎となつた税額(これらの税額の一部分が事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その

の隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二 前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したこと。

三 前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において申告書又は修正申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額(これらの税額の一部分が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加

算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等)

第百十条の十五 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、第百一条から第百八条までの規定によつて事業税を申告納付し、又は第百九条第二項若しくは第三項の規定によつて修正申告納付する場合においては、第二項に該当する場合を除き、当該事業に係る課税標準額の総額(第百八条第一項第二号に掲げるその他の法人で所得に対する事業税を納付すべきもののうち、その所得の総額が五十万円(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第九十八条第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。)をこえるものにあつては、当該所得の総額を年五十万円以下の金額と年五十万円をこえる部分の金額とにそれぞれ区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。)を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準額として、関係道府県ごとに事業税額を算定した上で、課税標準額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載してこれを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合においては、課税標準額の総額に關する計算書及び関係道府県ごとの

分割に關する明細書を当該申告書又は修正申告書に添附しなければならぬ。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人でその事業年度の期間が六月をこえるものが、第二百一条第一項本文の規定により関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれ関係道府県ごとの前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額との合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額とする。

3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を電気供給業、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、地方鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における地方鉄道及び軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行、相互銀行その他政令で定める金融機関が行う金融事業をいう。）及び保険業（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に關する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）によつて主務大臣の免許を受けて行う保険事業に限る。）にあつてはその二分の一を当該事務所又は事業所の数に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の従業者の数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の

従業者の数に、あつては行うものとする。

4 前項の場合において、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該事業年度の末日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、事務所又は事業所の数及び従業者の数は、当該事業年度の属する各月の末日現在における事務所又は事業所の数及び従業者の数をそれぞれ合計した数によるものとする。但し、第二百一条第一項但書若しくは第二百一条第一項の規定による申告又は当該申告に係る修正申告をする法人にあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、清算所得に對する事業税を納付すべき法人で第五百八条から第七百七条まで若しくは第五百八条の規定による申告又はこれらの申告に係る修正申告をするものにあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、解散又は合併の日の属する事業年度の末日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとする。

5 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて課税標準額を関係道府県ごとに分割すべき基準（以下本項中「分割基準」という。）を異にする事業をあわせて行う場合における第三項の規定の適用については、地方鉄道事業又

は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせ行う場合を除き、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によつて当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。

6 第一項及び第三項に定めるものの外、課税標準額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

（二）以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等）
第一百十條の十六 前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第一百十條の六又は第一百十條の八の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事が行う。当該課税標準額の総額の更正又は決定に伴つて行うべき分割課税標準額（関係道府県ごとに分割された、又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。）の更正又は決定についても、また、同様とする。

2 関係道府県知事は、前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額及び分割課税標準額について第一百十條の八の規定による更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に對し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請

求が左の各号の一に該当する場合においては、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

一 第一百十條の八第一項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日

二 第一百十條の八第二項の規定によつてすべき決定の請求にあつては、申告書の提出期限

三 第一百十條の八第三項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、同条第一項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定があつた日

3 前条第一項の法人の事業に係る分割課税標準額の分割の基準に錯誤があつたことに基く関係道府県ごとの分割課税標準額の変更は、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事が関係道府県知事と協議して行う。

4 関係道府県知事は、分割課税標準額について前項の規定による変更の必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に對し、分割課税標準額の変更の請求をすることができる。この場合において、当該変更の請求は、前条第一項の規定による申告若しくは修正申告又は第一項の規定による更正若しくは決定があつた日から二月以内にしなければならない。

5 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事

は、当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額について第二項の規定による更正若しくは決定の請求又は分割課税標準額について第四項の規定による変更の請求に係る書類を受け取つた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、これを更正し、若しくは決定し、又は変更しなければならない。但し、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を附して、当該書類を自治庁長官に送付するとともに、その指示を受けなければならない。

6 自治庁長官は、前項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に對し、その更正若しくは決定又は変更の指示をしなければならない。この場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事は、その指示に基いて当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額を更正し、若しくは決定し、又は分割課税標準額を変更し、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治庁長官に報告しなければならない。

7 自治庁長官は、第五項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、その旨を当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知

によつて、その他の者にあつては当該道府県の条例の定めるところによつて、それぞれ個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得、年の中途において事業を廃止した場合における当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得その他事業税の賦課徴収に關し必要な事項を事務所又は事業所在地の道府県知事に申告し、又は報告しなければならぬ。

(個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百十條の二十三 前條の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 人の代理人又は使用人その他の従業者がその人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その人に對し、同項の罰金刑を科する。

(個人の事業税に係る不申告等に関する過料)

第百十條の二十四 道府県は、個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が第百十條の二十一の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科

する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができ、

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送附の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができ、

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができ、

(道府県知事の通知義務)

第百十條の二十五 道府県知事が第百十條の十七第一項但書又は第四項の規定によつて個人の所得を決定した場合においては、当該道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係るものにあつては、

主たる事務所又は事業所在地の道府県知事)は、遅滞なく、当該決定に係る個人の所得を税務官署に通知するものとする。

(法人税又は所得税に關する書類の供覧等)

第百十條の二十六 道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に對し、事業税の納税義務者が法人税若しくは所得税の納税義務がある法人若しくは個人が法人税法若しくは所得税法の規定によつて政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が法人税法若しくは所得税法の規定によつて当該法人若しくは個人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(事業税の脱税に關する罪)

第百十條の二十七 詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた場合においては、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の免かれた税額が五百万円をこえる場合においては、情状

に因り、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができ、

4 第一項又は第二項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、本條の罰金刑を科する。

(事業税の納期限の延長)

第百十條の二十八 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、事業税の納税者のうち、特別の事情がある者に對し、納期限の延長をすることができ、

(事業税の減免)

第百十條の二十九 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において事業税の減免を必要とする者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、事業税を減免することができ、

(事業税に係る自治庁の職員の間接査)

第百十條の三十 第百十條の十六第六項若しくは第七項又は第百十條

の二十一第五項若しくは第六項の場合において、自治庁の職員で自治庁長官が指定する者は、所得、清算所得又は収入金額の更正若しくは決定又は変更及びその分割の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができ、

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に關し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自治庁の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第百十條の三十一 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前条第一項の規定による自治庁の職員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

3 前項の場合において、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額又は事業税額の更正又は決定に係る異議の申立は、主たる事務所又

決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、道府県知事が第百十条の六の規定によつて更正し、若しくは決定した所得若しくは事業税額又は第百十条の第十七項本文の規定によつて決定した所得に係

(法人の行う事業に対する事業税について更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限

納しない場合においては、道府県

第百十條の三十六 事業税の納税者

は、滞納処分執行を受ける前に当該処分執行を免かせる目的で、財産を隠匿し、損がいし、道府県の不利益に増加する行為をして当該処分執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分執行を受けた後その執行を免かせる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分執行を免かせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者に対する滞納処分執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為に納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為に納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪)

第百十條の三十七 第百十條の三十五第一項の場合において、国税徴収法第二十一條ノ三第三項の規定の例によつて行つた道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(事業税に係る交付要求)

第百十條の三十八 納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管理人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、事業税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることが出来る。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 競売の開始があつたとき。
五 法人が解散したとき。
六 納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(事業税に係る延滞加算金)

第百十條の三十九 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合には、督促状を發した日以後の延滞加算金を加算して徴収しなければならない。

一 繰上徴収をするとき。
二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通のと絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第六款 犯則取締

(事業税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第百十條の四十 事業税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、事業税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第百十條の四十二 第百十條の四十の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても事業税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第百十條の四十三 第百十條の四十の場合において、事業税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第三節 不動産取得税

第一款 通則

(不動産取得税に関する用語の意義)

第百十一條 不動産取得税について、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 不動産 土地及び家屋を總稱する。
二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。
三 家屋 住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいい、発電所及び変電所を含まないものとする。
四 住宅 主として人の居住の用に供する家屋をいう。
五 価格 適正な時価をいう。

六 建築 家屋を新築し、増築し、又は改築することをいう。
七 増築 家屋の床面積又は体積を増加することをいう。

八 改築 家屋の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。)の一種以上について過半の更新を行うことをいう。

(不動産取得税の納税義務者等)

第百十一條の二 不動産取得税は、不動産の取得に對し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもつて家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに對して不動産取得税を課する。

3 家屋を改築したことに因り、当該家屋の価格が増加した場合においては、当該改築をもつて家屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

(国等に対する不動産取得税の非課税)

第百十一條の三 道府県は、国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財

産区に対しては、不動産取得税を課することができない。

(用途による不動産取得税の非課税)

第百十一条の四 道府県は、左の各号に掲げる者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本放送協会及び郵政省旧事業団が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

二 宗教法人がもつばらその本来の用に供する宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)第三

三条に規定する境内建物及び境内地(旧宗教法人令(昭和二十年勅令第七百十九号)の規定による宗教法人のこれに相当する建物及び土地を含む)

三 学校教育法第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産並びに日本赤十字社又は民法第三十四

条の法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業(以下第三百四十八条第十号において「社会福祉事業」という)又は更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)による更生保護事業(以下第三百四十八条第十号において「更生保護事業」という)を経営する者がその事業の用に供する不動産及び生活保護法による保護施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童福祉施設又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者更生援助施設を設置する者がその施設の用に供する不動産

五 前二号に掲げる不動産の外、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

六 民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する不動産

七 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が経営する病院及び診療所並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所の用に供する不動産

2 道府県は、保安林、墓地又は公共の用に供する道路、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤とう、若しくは井溝の用に供するために土地を取得した場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(農地法の規定によつて国から土地を売り渡された場合における不動産取得税の非課税)

第百十一条の五 道府県は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三十六条、第六十一条、第六十九条、第七十条又は第八十条第二項の規定によつて国から土地を売り渡され、又は売り払われた場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(土地区画整理の施行に伴う換地の取得等に対する不動産取得税の非課税)

第百十一条の六 道府県は、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)若しくは特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)による土地区画整理の施行に伴う換地の取得、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業の施行に伴う換地の取得又は土地改良法による農地の交換分合による土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 道府県は、保安林、墓地又は公共の用に供する道路、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤とう、若しくは井溝の用に供するために土地を取得した場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(農地法の規定によつて国から土地を売り渡された場合における不動産取得税の非課税)

第百十一条の五 道府県は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三十六条、第六十一条、第六十九条、第七十条又は第八十条第二項の規定によつて国から土地を売り渡され、又は売り払われた場合における当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(土地区画整理の施行に伴う換地の取得等に対する不動産取得税の非課税)

第百十一条の六 道府県は、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)若しくは特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)による土地区画整理の施行に伴う換地の取得、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業の施行に伴う換地の取得又は土地改良法による農地の交換分合による土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 道府県は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第八十二条の規定によつて土地をもつて損失を補償された場合又は耐火建築促進法(昭和二十七年法律第百

六十号)第十五条の規定によつて耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償された場合における当該土地の取得又は当該耐火建築物の一部の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税)

第百十一条の七 道府県は、左の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 相続(包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む)に因る不動産の取得

二 法人の合併に因る不動産の取得

三 委託者から受託者に信託財産を移す場合における不動産の取得

四 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から元本の受益者に信託財産を移す場合における不動産の取得

五 信託の受託者が更迭した場合における新受託者による不動産の取得

六 保険業法の規定によつて会社(その保険契約の全部の移転契約に基いて不動産を移転する場合における不動産の取得

七 日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第十條の規定によつて日本電信電話公社が政府と財産を交換する場合における不動産の取得

八 国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十七号)第一条第一項の規定によつて国有林野を国有林野と交換する場合における土地の取得

九 森林法第八十六条第二項に規定する生産組合がその組合員となる資格を有する者から現物出資を受ける場合における土地の取得

(不動産取得税に係る徴収吏員の質問検査権)

第百十一条の八 道府県の徴収吏員は、不動産取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができ、

一 納税義務者又は納税義務がある者

二 前号に掲げる者から金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該不動産取得税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴収吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 不動産取得税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百十一条の三十六第一項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪)

第百十一条の九 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(不動産取得税の納税管理人)

第百十一条の十 不動産取得税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならぬ。

納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(不動産取得税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)

第百十一条の十一 前条の規定によつて申告すべき納税管理人につい

て虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(不動産取得税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第百十一条の十二 道府県は、不動産取得税の納税義務者が第百十一条の十の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくして申告をなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 課税標準及び税率

(不動産取得税の課税標準)

第百十一条の十三 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする。

2 家屋の改築をもつて家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当該改築に因り増加した価格とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第百十一条の十四 住宅を建築(新築した住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本項及び第二項において同じ。)した場合における当該住宅の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分(をいう。)につき百万円を価格から控除するものとする。

2 共同住宅等以外の住宅を建築した者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築

した場合にあつては、前後の建築に係る住宅をもつて一戸の住宅とみなして前項の規定を適用する。

3 耐火建築促進法第五条又は第十条の規定に基く補助金の交付を受けて家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋(家屋を増築した場合においては、当該増築に係る部分をいう。)の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該補助金の額を価格から控除するものとする。

4 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条の規定に基く資金の貸付を受けて農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付を受けた資金の額を価格から控除するものとする。

5 法律の規定により土地又は家屋を収用することができる事業(以下本項において「公共事業」という。)の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者又は公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者が、当該収用され、又は譲渡した日から一年以内に、当該収用され、又は譲渡した不動産(以下本項において「被収用不動産等」という。)に代るものと道府県知事が認める不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、政令で定めるところ

右により、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格(被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、道府県知事が第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続等に準じて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

(不動産取得税の税率)

第百十一条の十五 不動産取得税の標準税率は、百分の三とする。

2 道府県は、前項の標準税率をこえる税率で不動産取得税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に對してその旨を届け出なければならない。

第三款 賦課及び徴収

(不動産取得税の納期)

第百十一条の十六 不動産取得税の納期については、当該道府県の条例の定めるところによる。

(不動産取得税の徴収の方法)

第百十一条の十七 不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 不動産取得税を徴収しようとする場合においては納税者に交付すべき徴収令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第百十一条の十八 不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に關し同条例で定める事項を

申告し、又は報告しなければなら
ない。

2 前項の規定による申告又は報告
は、文書をもつてし、当該不動産
の所在地の市町村長を経由しなけ
ればならない。

3 市町村長は、前項の規定による
申告書若しくは報告書を受け取つ
た場合又は自ら不動産の取得の事
実を発見した場合においては、そ
の日から十日以内に当該申告書若
しくは報告書を道府県知事に送付
し、又は当該取得の事実を通知す
るものとする。

(不動産取得税に係る虚偽の申告
等に関する罪)

第百十一条の十九 前条の規定によ
つて申告し、又は報告すべき事項
について虚偽の申告又は報告をし
た者は、一年以下の懲役又は二十
万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者がその法人又は人の業務又は財
産に関して前項の違反行為をした
場合においては、その行為者を罰
する外、その法人又は人に對し、
同項の罰金刑を科する。

(不動産取得税に係る不申告等に
関する過料)

第百十一条の二十 道府県は、不動
産の取得者が第百十一条の十八の
規定によつて申告し、又は報告すべ
き事項について正当な事由がなく
て申告又は報告をしなかつた場合
においては、その者に對し、当該
道府県の条例で三万円以下の過料
を科する旨の規定を設けることが
できる。

2 前項の過料を科せられた者は、
その処分不服がある場合におい
ては、その処分を受けた日から三
十日以内に道府県知事に異議の申
立をすることができ、

3 前項の規定による異議の申立
は、文書をもつてしなければなら
ない。

4 第二項の規定による異議の申立
に對する道府県知事の決定は、そ
の申立を受理した日から三十日以
内にしなければならぬ。

5 異議の決定は、文書をもつて
し、理由を附けて異議の申立をし
た者に交付しなければならぬ。

6 異議の申立に關する書類を郵便
をもつて差し出す場合においては
、郵便通達の日数は、第二項の
期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、
裁判所に訴出することができ、

8 第二項の規定による異議の申立
又は前項の規定による訴出があつ
ても、過料の徴収は、停止しな
い。但し、道府県知事は、職権に
基いて、又は関係人の請求によつ
て必要があると認める場合におい
ては、これを停止することができ
る。

(不動産の価格の決定等)

第百十一条の二十一 道府県知事
は、固定資産課税台帳に固定資産
の価格が登録されている不動産に
ついては、当該価格により当該不
動産に係る不動産取得税の課税標
準となるべき価格を定めるものと
する。但し、当該不動産について
増築、改築、損壊その他特別の事
情がある場合において当該固定資

産の価格により難いときは、この
限りでない。

2 道府県知事は、固定資産課税台
帳に固定資産の価格が登録されて
いない不動産又は前項但書の規
定に該當する不動産については、
第三百八十八条第三項の規定によ
つて示された評価の基準並びに評
価の実施の方法及び手続に準じて、
当該不動産に係る不動産取得税
の課税標準となるべき価格を決定
するものとする。

3 道府県知事は、前項の規定によ
つて不動産の価格を決定した場合
においては、直ちに、当該価格そ
の他必要な事項を当該不動産の所
在地の市町村長に通知しなければ
ならない。

4 道府県知事は、不動産取得税の
課税標準となるべき価格の決定を
行つた結果、固定資産課税台帳に
登録されている不動産の価格につ
いて、市町村間に不均衡を認めた
場合においては、理由を附けて、
関係市町村の長に對し、固定資産
税の課税標準となるべき価格の決
定について助言をするものとする。

(固定資産課税台帳に登録された
不動産の価格等の通知)

第百十一条の二十二 市町村長は、
第百十一条の十八第三項の規定に
よつて送付又は通知する場合に
おいては、道府県の条例の定める
ところによつて、当該不動産の価
格その他当該不動産の価格の決定
について参考となるべき事項をあ
わせて道府県知事に通知するもの
とする。

(固定資産課税台帳等の供覧等)

第百十一条の二十三 道府県知事が
市町村長に對し、固定資産課税台
帳その他不動産取得税の課税標準
となるべき不動産の価格の決定に
ついて参考となるべき帳簿書類を
閲覧し、又は記録することを請求
した場合においては、市町村長は、
関係帳簿書類を道府県知事又はそ
の指定する吏員に閲覧させ、又は
記録させるものとする。

(住宅を新築する土地の取得に對
する不動産取得税の減額)

第百十一条の二十四 道府県は、土
地を取得した者が当該土地を取得
した日から一年以内に当該土地の
上に住宅を新築した場合において
は、当該土地の取得に對して課す
る不動産取得税については、当該
税額から六十万円(共同住宅等を
新築した場合又は住宅を新築して
譲渡し、若しくは賃貸する事業を
行う者が譲渡し、若しくは賃貸す
るための住宅を二以上新築した場
合においては、当該土地に係る不動
産取得税の課税標準となるべき価
格を当該土地の坪数で除して得た額
に当該住宅の床面積の合計二倍の
面積の坪数を乗じて得た金額が六
十万円をこえるときは、当該金額
(額)に税率を乗じて得た額を減額
するものとする。

2 土地を取得した者が当該土地を
取得した日から一年以内に当該土
地に隣接する土地を取得した場合に
おいては、前後の取得に係る土地
の取得をもつて一の土地の取得
と、最初に土地を取得した日をも

つて、これらの土地を取得した日
とみなして、前項の規定を適用す
る。

(住宅を新築する土地の取得に對
する不動産取得税の徴収猶予)

第百十一条の二十五 道府県は、土
地の取得に對して課する不動産取
得税を賦課徴収する場合におい
て、当該土地の取得者から当該不
動産取得税について前条の規定の
適用があるべき旨の申告があり、
当該申告が真実であると認められ
るときは、当該取得の日から一年
以内の期間を限つて、当該土地に
係る不動産取得税額のうち同条第
一項の規定により減額すべき額に
相當する税額を徴収猶予するもの
とする。

2 前項の申告は、第百十一条の十
八の規定により当該土地の取得の
事実を申告する際、道府県の条例
の定めるところによつて、あわせ
てしなければならない。

(住宅を新築する土地の取得に對
する不動産取得税の徴収猶予の取
消)

第百十一条の二十六 道府県は、前
条第一項の規定によつて徴収猶
予をした場合において、当該徴収
猶予に係る不動産取得税について
第百十一条の二十四第一項の規定
の適用がないことが明らかとなつ
たとき、又は徴収猶予の事由の一
部に変更があることが明らかとな
つたときは、当該徴収猶予をし
た税額の全部又は一部についてそ
の徴収猶予を取り消し、これを直
ちに徴収することができる。

(住宅を新築する土地の取得に對する不動産取得税の還付)

第百十一條の二十七 道府県は、土地の取得に對して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第百十一條の二十四の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基いて、同条第一項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

(地方鉄道の営業用固定資産に属する不動産の取得に對して課する不動産取得税の還付)

第百十一條の二十八 道府県は、地方鉄道軌道整備法第二條第一項の地方鉄道業者が同法第八條第一項の規定によつて地方鉄道の営業用固定資産について補助金の交付を受けた場合において、当該営業用固定資産のうち不動産についてすでに徴収した不動産取得税があるときは、当該地方鉄道業者の申請に基いて、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金のうち当該不動産に對する補助金の額に税率を乗じて得た額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

(不動産取得税の脱税に關する罪)

第百十一條の二十九 詐偽その他不正の行為によつて不動産取得税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額が五十万円をこえる場合においては、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることが出来る。

3 第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(不動産取得税の納期限の延長)

第百十一條の三十 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産取得税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることが出来る。

(不動産取得税の減免)

第百十一條の三十一 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、不動産取得税を減免することが出来る。

(納期限後に納付する不動産取得税の延滞金)

第百十一條の三十二 不動産取得税の納税者は、第百十一條の十六の

納期限(第百十一條の三十の規定による納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下不動産取得税について同じ)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 道府県知事は、納税者が第百十一條の十六の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することが出来る。

(違法又は錯誤に係る不動産取得税の賦課の救済)

第百十一條の三十三 不動産取得税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることが出来る。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の徴税令書を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その

の発送した日から四日を経過した日をもつて同項の徴税令書の交付を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることが出来る。

8 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することが出来る。

第四款 督促及び滞納処分

(不動産取得税に係る督促)

第百十一條の三十四 納税者が納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発送しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この

限りでない。

2 前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

3 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることが出来る。

(不動産取得税に係る滞納処分)

第百十一條の三十五 道府県の徴税吏員は、督促状を発送した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手教科を徴取しなければならない。

(不動産取得税に係る滞納処分)

第百十一條の三十六 第百十一條の三十四の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることが出来る。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、そ

の申立を受理した日から六十日以内にしなければならぬ。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならぬ。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(不動産取得税に係る滞納処分に關する罪)

第百十一條の三十七 不動産取得税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損かひし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後、その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 納税者の財産を占有する第三者

第百十一條の三十八 第百十一條の三十七第一項の場合において、国税徴収法第二十一條ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員

第百十一條の三十九 納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることができる。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二 強制執行を受けるとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 競売の開始があつたとき。

五 法人が解散したとき。

者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(不動産取得税に係る交付要求)

第百十一條の三十九 納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることができる。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二 強制執行を受けるとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 競売の開始があつたとき。

五 法人が解散したとき。

六 納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(不動産取得税に係る延滞加算金)

第百十一條の四十 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、不動産取得税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日四錢の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合

及び延滞加算金が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。

二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて交通の、絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができる。

第五款 犯則取締

(不動産取得税に係る犯則事件に關する国税犯則取締法の準用)

第百十一條の四十一 不動産取得税に關する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九條ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第百十一條の四十二 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行ふものとする。この場合において、道府県知事は、不動産取得税に關する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第百十一條の四十三 第百十一條の四十一の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても不動産

取得税に關する犯則事件の調査を行うことができる。

第百十一條の四十四 第百十一條の四十一の場合において、不動産取得税に關する犯則事件は、間接国税以外の国税に關する犯則事件とする。

第四節 道府県たばこ消費

税

(道府県たばこ消費税の納税義務者等)

第百十二條 道府県たばこ消費税(以下本節において「たばこ消費税」という。)は、日本専売公社(以下本節及び第三章第四節において「公社」という。)がたばこ専売法昭和二十四年法律第百十一號)第二十九條第一項に規定する小売人(以下本節及び第三章第四節において「小売人」という。)に売り渡す製造たばこに對し、小売人がその販売の時に、同法第三十四條第一項の小売定価(以下本節及び第三章第四節において「小売定価」という。)を課税標準として、小売人の営業所在の道府県において、公社に課する。

2 前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに對しては、たばこ消費税は、その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該売渡しをする公社の事務所所在の道府県において、公社に課する。

(たばこ消費税の税率)

第百十二條の二 たばこ消費税の税率は、百分の五とする。

第一類第三号 地方行政委員會議録第二十三号 昭和二十九年三月五日

三二

三二

三二

三二

(たばこ消費税に係る徴税吏員の質問等)

第百十二条の三 道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他のたばこ消費税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者に質問することが出来る。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 道府県知事がたばこ消費税の賦課徴収に關する調査のために必要がある場合においては、公社の製造たばこの売渡しに關する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、關係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(たばこ消費税の徴収の方法)

第百十二条の四 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2 公社は、総理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した各月における製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の

事務所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

3 公社は、前項の規定によつて申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

4 道府県知事は、第二項に規定する納期限までに同項の申告書の提出がなかつたとき、又は前条第一項の規定により公社に質問し、若しくは同条第四項の規定により關係書類を閲覧し、若しくは記録する際において公社が第二項若しくは前項の規定により申告し、若しくは修正申告したたばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額の算定について違法若しくは錯誤があることを発見したときは、公社に対し、申告書又は修正申告書の提出を求めるものとする。

5 公社は、前項の規定によつて申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によつて、申告書又は修正申告書を提出するとともに、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならない。

(たばこ消費税の納期限の延長)
第百十二条の五 道府県知事は、当

該道府県の条例の定めるところによつて、特別の事情がある場合においては、公社に対し、たばこ消費税の納期限の延長をすることが出来る。

(納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金)

第百十二条の六 公社は、第百十二条の四第二項の納期限後にその税金(同条第三項又は第五項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同じ。)を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 道府県知事は、公社が第百十二条の四第二項の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することが出来る。

「第三節 遊興飲食税」を「第五節 遊興飲食税」に改める。

「第四節 自動車税」を「第六節 自動車税」に改める。

第百四十七条第一項各号を次のように改める。

一 乗用車
普通自動車に属するもの
營業用

軸距(前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの間の距離をいう。以下本号において同じ。)が百二十インチ以下のもの
年額 一万八千円
軸距が百二十インチをこえるもの
年額 三万円

自家用
軸距が百二十インチ以下のもの
年額 三万六千円
軸距が百二十インチをこえるもの
年額 六万円

四輪以上の小型自動車に属するもの
營業用
年額 八千円
自家用
年額 一万六千円

二
トラック用
揮発油を燃料とするもの
年額 一万四千円
その他
年額 一万三千円

三
バス
主として観光貨切用のもの
揮発油を燃料とするもの
年額 三万円
その他
年額 五万円

その他
揮発油を燃料とするもの
年額 一万四千円
その他
年額 二万三千円

四 三輪の小型自動車
年額 四千二百円

五 二輪の小型自動車
年額 二千五百円

六 軽自動車
年額 千七百円

第百四十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げるトラックの標準税率は、最大積載量が四トンを超え五トン以下であるトラックについて適用される標準税率とし、同項第三号に掲げるバスの標準税率は、主として観光貨切用のバスにあつてはその乗車定員が四十人をこえ五十人以下であるものについて、その他のバスにあつてはその乗車定員が三十人をこえ四十人以下であるものについて適用される標準税率とする。

第百四十九条第二項を削る。
第百五十条第三項を次のように改める。

3 自動車税の賦課後にその課税客体である自動車の承継があつた場合において前の納税者が後の納税義務者の納付すべき自動車税の全部又は一部を納付しているときは、その納付に係る部分については、前の納税者の納税をもつて後の納税義務者の納税とみなし、前二項の規定は、適用しない。

「第五節 鉦区税」を「第七節 鉦区税」に改める。

「第六節 削除」を削る。

「第七節 狩猟者税」を「第八節 狩猟者税」に改める。

第二百三十七条を次のように改める。

(狩猟者の税率)

第二百三十七条 狩猟者の税率は、二千四百円とする。

「第八節 道府県法外普通通税」を「第九節 道府県法外普通通税」に改める。

第二百九十二条第五号中「昭和二十八年法律第七十八号」を削り、「租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二条の二第二項」を「租税特別措置法第二条の二第二項」に改め、「同法第六十二条の四第一項の規定によつて徴収される加算税額並びに」を削り、同条第七号中「二万円」を「三万五千元」に改め、同条第十号に次の但書を加える。

但し、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条の規定により遺族年金を受ける者にあつては、扶養親族の有無を問わないものとする。

第二百九十二条第十一号中「各事業年度の積立金に対するものを除き」を削り、同条第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 均等割 均等の額によつて課する市町村民税をいう。

十三 所得割 所得税額若しくは課税総所得金額又は課税総所得金額から所得税額を控除した金額(以下「所得税額等」と総称する)を課税標準として課する市町村民税をいう。

十四 法人税割 法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

第一類第三号 地方行政委員会議録第二十三号 昭和二十九年三月五日

第二百九十四条各号列記以外の部分中「第一号及び第三号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて」を「第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて」に改める。

第二百九十六条を次のように改める。

(個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十六条 市町村は、左の各号に掲げる者に対しては、市町村民税を課することができない。

一 国、都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、港灣法の規定による港務局、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本赤十字社、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合、健康保険組合及び健康保険組合連合、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合、私立学校教職員共済組合、町村職員給付組合連合会、日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協

会、船主責任相互保険組合、船舶相互保険組合、学校教育法第一条又は第九十八条第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、宗教法人、民法第三十四条の法人で學術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法による労働組合、国家公務員法第九十八条の規定に基づく国家公務員の団体、国会職員法第十八条の二の規定に基づく国会職員の団体並びに地方公務員法第五十四条の規定に基づく地方公務員の団体

二 森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、輸出入取引法及び中小企業等協同組合法による組合(企業組合を除く)及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

第三百三十三条第二項中「第二百九十四条第二号から第四号までの者」の下に「(第二百九十六条第一号の者を除く)」を加える。

第三百四十四条中「所得税法第二十七条第一項を」を「所得税法第二十七条第一項及び第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

会、船主責任相互保険組合、船舶相互保険組合、学校教育法第一条又は第九十八条第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、宗教法人、民法第三十四条の法人で學術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法による労働組合、国家公務員法第九十八条の規定に基づく国家公務員の団体、国会職員法第十八条の二の規定に基づく国会職員の団体並びに地方公務員法第五十四条の規定に基づく地方公務員の団体

二 森林法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、輸出入取引法及び中小企業等協同組合法による組合(企業組合を除く)及び連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合で政令で定めるもの

第三百三十三条第二項中「第二百九十四条第二号から第四号までの者」の下に「(第二百九十六条第一号の者を除く)」を加える。

第三百四十四条中「所得税法第二十七条第一項を」を「所得税法第二十七条第一項及び第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三百七条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定によつて給与支払報告書提出する義務がある者は、同項の規定によつて市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合において、四月三十日まで、総理府令の定めるところによつて、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百九条の見出し中「給与支払報告書」を「給与支払報告書等」に改め、同条第一項中「給与支払報告書」の下に「若しくは届出書」を加える。

第三百十五号第二号中「所得税法第二十七条第一項の修正確定申告書」を「所得税法第二十七条第一項及び第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の申告書」に改める。

第三百十九条の見出し中「徴収の方法を」を「徴収の方法等」に改め、同条中「(第三百二十一条の十の規定の適用がある場合を含む。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の道府県民税をあわせて賦課し、及び徴収するものとする。

第三百十九条の二の次に次の一条を加える。

(所得税において純損失の繰戻控除が認められた場合における所得割額の減額)

第三百十九条の三 市町村は、市町村民税の納税義務者で当該年度の初日の属する年の前年前三年間に純損失が生じたため所得税法第三十六条の規定によつて所得税額の還付を受けたものについては、その申請に基づき、当該純損失の金額が前年の所得税の計算について同法第九条の二の規定を適用した場合において控除を認められるものであるときに限り、当該純損失の金額が同法同条の規定によつて控除されたものとみなして仮に算定した所得税額等を基礎として仮に算定した所得割額と当該年度分の所得割額との差額を当該年度分の所得割額から減額するものとする。この場合において、同法同条

の規定によつて控除されたものとみなす金額は、前年度以前の年度の所得割について控除されたものとみなされなかつた金額に限る。

第三百二十一条の四第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第三百二十一条の五第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に、「五月から翌年二月まで」を「六月から翌年三月まで」に改め、同条第三項中「翌年の十月」の下に「(同項の事由が発生した日が四月二日から五月三十一日までの間である場合においては、七月十日)」を加える。

第三百二十一条の八第一項及び第二項中「以下法人税割について同様とする。」を削り、同条第四項中「課税標準の算定期間」の下に「(第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人税割について同様とする。)」を加える。

第三百二十一条の八に次の一項を加える。

5 法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が増益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割額は、第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる増金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第九条第五項の規定を適用した

場合において損金に算入すること

を認められるものであるときに限り、そのこえる増金の額が同法同条同項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として仮に算定した法人税割額を第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額との差額を当該申告納付すべき当該事業年度分の法人税割額から減額したものとす。この場合において、法人税法第九条第五項の規定によつて損金に算入されたものとみなす額は、前事業年度以前の事業年度の法人税割について損金に算入されたものとみなされなかつた額に限る。

第三百二十一条の十を次のように改める。

第三百二十一条の十 削除

第三百二十一条の十二第二項中「よるものとし、第三百二十一条の十の規定の適用がある場合は、同条第三項に規定する納期限によるものとす。」を「よるものとする。」に改める。

第三百二十一条の十三第一項及び第三百二十四条第一項中「第三百二十一条の十の規定の適用がある場合をむ。」を削る。

第三百二十七条第一項中「(第三百二十一条の十の規定の適用がある場合は、同条第三項の納期限)」を削り、「(納付又は納入の日までの期間)」の下に「(法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二条の規定によつて更正

若しくは決定の通知を受けたことに因り第三百二十一条の八第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）」を加える。

第三百三十四条の次に次の一条を加える。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十四条の二 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求めるときは、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求めるとする。

若しくは決定の通知を受けたことに

因り第三百二十一条の八第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）」を加える。

第三百三十四条の次に次の一条を加える。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十四条の二 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求めるときは、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付を求めるとする。

第三百四十一条第四号但書を次のように改める。

但し、自動車税の課税客体である自動車並びに自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車を除くものとする。

第三百四十二条の見出しを「(固定資産税の課税客体等)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百四十三条第二項後段中「又は所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているときは、」を「若しくは所有者として登録されている法人が同日前に消滅している」と

き、又は所有者として登録されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなつてるときは、」に改め、同条第四項中「償却資産」を「固定資産」に、「償却資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 農地法第九条の規定によつて国が買収した農地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第五条第一項の規定によつて農地法第九条の規定により国が買収したものとみなされる農地を含む。)

き、又は所有者として登録されてい

る第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなつてるときは、」に改め、同条第四項中「償却資産」を「固定資産」に、「償却資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 農地法第九条の規定によつて国が買収した農地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第五条第一項の規定によつて農地法第九条の規定により国が買収したものとみなされる農地を含む。)

又は旧相続税法(昭和二十二年法律第八十七号)第五十二条、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第四十一条、所得税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第六十三号)による改正前の所得税法第五十七条の四、戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)第二十三条若しくは財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)第五十六条の規定によつて国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡の相手方に移転する日までの間は、その使用者をもつて、その日後当該売渡の相手方が土地台帳に所有者として登録される日までの間は、その売渡の相手方をもつて、それぞれ第一項の所有者とみなす。

第三百四十三条第六項中「都市計画法(大正八年度法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)」を「都市計画法若しくは特

別都市計画法に改め、「土地区域整理」の下に、又は土地改良法による土地改良事業を加え、「換地予定地その他の仮に使用し、」を「換地予定地、一時利用地その他の仮に使用し、」に、「第三百八十一条第七項」を「第三百八十一条第八項」に、「換地処分」を「換地処分又は換地計画」に改める。

第三百四十八条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 帝都高速交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)による帝都高速交通営団が直接地下高速交通事業の用に供するトンネル

第三百四十八条第二項第三号中「(昭和二十六年法律第二百六十六号)」及び「(昭和二十年勅令第七百十九号)」を削り、同条同項第六号に「並びにもつぱら公共の危害防止のためにする鉱さい及び鉱水の処理に係る施設」を加え、同条同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が所有し、且つ、経営する病院及び診療所並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、且つ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

別都市計画法に改め、「土地区域整理」の下に、又は土地改良法による土地改良事業を加え、「換地予定地その他の仮に使用し、」を「換地予定地、一時利用地その他の仮に使用し、」に、「第三百八十一条第七項」を「第三百八十一条第八項」に、「換地処分」を「換地処分又は換地計画」に改める。

第三百四十八条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 帝都高速交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)による帝都高速交通営団が直接地下高速交通事業の用に供するトンネル

第三百四十八条第二項第三号中「(昭和二十六年法律第二百六十六号)」及び「(昭和二十年勅令第七百十九号)」を削り、同条同項第六号に「並びにもつぱら公共の危害防止のためにする鉱さい及び鉱水の処理に係る施設」を加え、同条同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会が所有し、且つ、経営する病院及び診療所並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、且つ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第三百四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第三百四十九条から第三百五十条までを次のように改める。

(固定資産税の課税標準)

第三百四十九条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものとする。

(発電、変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の二 新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋(もつぱら発電、変電又は送電の用に供する機械器具を収容するものに限る。)及び償却資産で、電気の供給、物品の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は鉱物の掘採を業とする者並びに農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二

条第一項の農林漁業団体がその用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産の価格の二分の一の額とする。

4 所得税法第二十条又は法人税法第六條に規定する重要財産の製造、掘採又は採取の事業を行う者が機械若しくは設備(以下本項中「機械設備等」という。)でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械設備等を自ら製作して、これを当該事業の用に供する場合においては、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対

して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

5 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で総理府令で定める規格に適合するもの又はもつぱら国際路線に就航する航空機に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶又は航空機の価格の三分の一の額とする。

6 昭和三十八年十二月三十一日までに航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該事業を開始した日

から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機の価格の三分の一の額とする。

2 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)又は軌道法(大正十年法律第七十六号)の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が新たに営業路線を開業するために敷設し

た地方鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(以下本項中「構築物」といふ。営業路線の軌道を拡張し、又は営業路線を複線化するために敷設した構築物を含む。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の二の額とする。

3 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第四條第二項若しくは第三項又は第六條の規定の適用を受ける機械設備等(前二項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

4 所得税法第二十条又は法人税法第六條に規定する重要財産の製造、掘採又は採取の事業を行う者が機械若しくは設備(以下本項中「機械設備等」という。)でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械設備等を自ら製作して、これを当該事業の用に供する場合においては、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対

して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等の価格の二分の一の額とする。

5 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で総理府令で定める規格に適合するもの又はもつぱら国際路線に就航する航空機に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶又は航空機の価格の三分の一の額とする。

6 昭和三十八年十二月三十一日までに航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該事業を開始した日

から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機の価格の三分の一の額とする。

2 前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収

入見込額(地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同様とする。)が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の

下本項において同様とする。を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収入見込額を加算した額(基準財政収入見込額)をいう。以下本項において同様とする。が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

市町村の区分

市町村の区分	金	額
人口五千人未満の町村	一億円	
人口五千人以上一万人未満の町村	一億二千万円に人口千を人増すごとに二千万円を加算した額	
人口一万人以上三万人未満の市町村	二億一千万円に人口千を人増すごとに二千万円を加算した額	
人口三万人以上の市町村	四億円(当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が四億円をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額とする)	

入見込額(地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同様とする。が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の

下本項において同様とする。を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収入見込額を加算した額(基準財政収入見込額)をいう。以下本項において同様とする。が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の

入見込額(地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同様とする。が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の

下本項において同様とする。を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収入見込額を加算した額(基準財政収入見込額)をいう。以下本項において同様とする。が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の

下本項において同様とする。を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収入見込額を加算した額(基準財政収入見込額)をいう。以下本項において同様とする。が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の

下本項において同様とする。を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収入見込額を加算した額(基準財政収入見込額)をいう。以下本項において同様とする。が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の

下本項において同様とする。を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の税収入見込額を加算した額(基準財政収入見込額)をいう。以下本項において同様とする。が、前年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総理府令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の

制定又は改廃に因り、当該年度の地方財政平衡交付金の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要な補正をするものとする。

5 第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。但し、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、総理府令で定めるところによつて計算したものによる。

6 市町村長は、第四百十条第一項の規定によつて価額を決定した場合、第四百十七条第一項の規定によつて価額を決定し、若しくは修正した場合又は第三百八十九条第一項若しくは第四百十七条第二項の規定による配分の通知を受けた場合において、一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事及び当該納税義務者に通知しなければならない。

7 道府県知事は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定によつて市町村に固定資産の価額を配分する場合において、当該市町村において一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなるときは、第

三百八十九条第一項、第三百九十条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にその旨をあわせて記載しなければならない。

8 自治庁長官は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定によつて市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額をこえることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にあわせて当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

(固定資産税の税率)
第三百五十条 固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の三をこえることができない。

2 市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産に対して課すべき固定資産税の課税標準の額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の二分の一をこえる場合において、固定資産税の税率を百分の二をこえて定めようとするときは、あらかじめ、その旨を自治庁長官に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、文書をもつてし、道府県知事を経由して、しなければならない。

4 道府県知事は、前項の規定によつて届出書を受け取つた場合にお

いては、届出書を受け取つた日から二十日以内に、意見書を添えて自治庁長官にこれを送付しなければならない。

5 自治庁長官は、前項の規定によつて届出書の送付を受けた場合においては、当該市町村が届出に係る税率による税収入を災害その他やむを得ない事由に因る特別の財政需要に充てる必要があると認められる場合を除く外、当該市町村において適用すべき固定資産税の税率を固定資産の全部又は一部について当該届出に係る税率から百分の二までの間に制限することを指示することができる。

6 自治庁長官は、第二項の規定による届出に係る税率について前項の規定による指示をしようとする場合においては、当該届出書の送付を受けた日から三十日以内に、道府県知事を経由して、その旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

7 市町村は、前項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る税率をこえて固定資産税を課することができない。

第三百五十一条中「償却資産の固定資産税課税台帳に登録された価格の合計額を償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額に」、「三万円」を「五万円」に、「その価格の合計額を」その額に改める。

第三百五十二条を次のように改める。

第三百五十二条 削除

第三百六十条及び第三百六十一条を次のように改める。

第三百六十条及び第三百六十一条 削除

第三百六十三条を次のように改める。

第三百六十四条 削除

第三百六十四条第四項から第十一項までを削る。

第三百六十四条の二を削る。

第三百六十八条第一項中「若しくは第三百八十四条の規定によつて市町村長に申告をする義務がある者」を「若しくは第七百四十五条第一項において準用する第三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告する義務がある者」に、「第四百十七条」の下に「又は第七百四十三条第二項」を加え、「決定した」を「決定し、又は修正した」に改め、同条同項に次の但書を加える。

但し、不足税額とすでに市町村長が徴収した固定資産税額との合計額が第三百四十九条の三の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額に対する固定資産税額をこえることとなる場合においては、当該市町村長が追徴すべき不足税額は、すでに徴収した固定資産税額と同条の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額に対する固定資産税額との差額を限度としなければならない。

第三百六十八条第二項及び第三百六十九条第一項中「第三百六十二条又は第三百六十三条の各納期限」を「第三百六十二条の納期限」に改める。

第三百七十条第一項中「(第三百六十八条第一項の規定によつて不足税

額を追徴されることとなつた者を含む。）」を削り、同項但書を次のように改める。

但し、第三百九十八条第一項又は第七百四十四条第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができる事項及び第四百三十二条の規定によつて審査の請求をすることができる事項については、市町村長に異議の申立をすることができない。

第三百七十条第五項中「訴願し、又は裁判所に訴願する」を「訴願する」に改め、

第三百七十三条第十項及び第十一項を削る。

第三百八十一条第一項中「第三百四十三条第二項後段の場合にあつては、現にその土地を所有する者」及び同条第三項中「第三百四十三条第二項後段の場合にあつては、現にその家屋を所有する者」を「第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村長は、前五項に定めらるものの外、第三百四十九条の二の規定の適用を受ける固定資産税については当該固定資産の価格に同条各項に定める率を乗じて得た金額を、第三百四十九条の三の規定の適用を受ける償却資産については同条の規定によつて市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額を固定資産税課税台帳に登録しなければならない。

第三百八十三条第一項中「(第三百八十九條第一項又は第三百九十一條第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官が評価すべき償却資産の所有者を除く。)」を「(第三百八十九條第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官が評価すべき償却資産又は第七百四十二條第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)」に改め、同条第三項を削る。

第三百八十四條を次のように改める。

第三百八十四條 削除

第三百八十五條第一項中「又は前条」を削る。

第三百八十六條第一項中「又は第三百八十四條」を削る。

第三百八十八條に次の一項を加える。

3 自治庁長官は、前項第二号の評価の基準並びに同項第三号の評価の実施の方法及び手続については、これを市町村長に示す際あわせて道府県知事に対しても示さなければならぬ。

第三百八十九條第一項中「第三百九十二條の二」を削り、「及びその価格を決定し、決定した価格」を「並びにその価格及び第三百九十九條の二の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額(以下固定資産税について「価格等」という。)を決定し、決定した価格等」に改め、同条第二項から第五項まで中「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十条から第三百九十二條までを次のように改め、第三百九十二條の二を削る。

第三百九十条から第三百九十二條まで 削除

第三百九十三條中「又は第三百九十一條第一項」を削り、「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十四條の見出しを「道府県知事又は自治庁長官によつて評価される固定資産の申告」に改め、同条第一項中「又は第三百九十一條第一項」を削り、同条第二項から第七項までを削る。

第三百九十六條第一項各号列記以外の部分中「価格」を「価格等」に改め、「若しくは第三百九十一條第一項」を削る。

第三百九十八條の見出し中「価格」を「価格等」に改め、同条第一項中「又は第三百九十一條第一項」を削り、同条同項及び同条第八項中「価格」を「価格等」に改める。

第三百九十九條の見出し中「価格」を「価格等」に改める。

第四百条中「価格」を「価格等」に改める。

第四百条の次に次の一條を加える。

(大規模の償却資産の価格等の登録)

第四百条の二 市町村長は、第七百四十三條又は第七百四十四條第三項の規定による通知を受けた場合において、遅滞なく、当該通知に係る償却資産の価格等及び市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を固定資産課税台帳に登録し、又は登録されている

これらの事項を修正して登録しなければならぬ。

2 市町村長は、前項の規定によつて市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であつても、その登録した金額に基いて、すでに決定した賦課額を更正しなければならぬ。

第四百一條に次の一號を加える。

五 第四百一條の二 第四項の規定によつて固定資産の価格の決定について助言をすること。

第四百三條第一項を次のように改める。

市町村長は、第三百八十九條又は第七百四十三條の規定によつて道府県知事又は自治庁長官が固定資産を評価する場合を除く外、自治庁長官が示した評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて、固定資産の価格を決定しなければならぬ。

第四百八條第二項中「実地調査の結果」の下に「(第四百十一條の二十一第三項の通知に係る固定資産にあつては、当該固定資産について改築、損壊、その他特別の事情があるため当該通知に係る価格により難い場合を除く外、当該通知に係る価格)」を加える。

第四百九條を次のように改める。

第四百九條 削除

第四百十條中「価格」を「価格等」に改める。

第四百十一條から第四百十三條までを次のように改める。

第四百十一條から第四百十三條まで 削除

第四百十五條第一項中「価格」を「価格等」に改める。

第四百十六條を次のように改め、第四百十六條の二を削る。

第四百十七條を次のように改める。

(固定資産課税台帳の縦覧に供した日以後における価格等の決定又は修正等)

第四百十七條 市町村長は、第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2 道府県知事又は自治庁長官は、第三百八十九條第一項の規定による通知をした後において固定資産の価格等の決定がなされていないこと又は決定された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正するとともに、当該

該決定又は修正に係る固定資産が所在するものとされる市町村を決定し、及び当該決定又は修正に係る価格等を当該市町村に配分し、その配分に係る固定資産及びその配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合においては、道府県知事又は自治庁長官は、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。

3 第三百八十九條第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第四百十八條中「価格」を「価格等」に改め、但書を削る。

第四百十八條の二を削る。

第四百十九條の見出し並びに同条第二項及び第三項、第四百二十條、第四百二十一條の見出し及び同条第一項並びに第四百二十二條中「価格」を「価格等」に改める。

第四百二十九條を次のように改め、第四百二十九條の二を削る。

第四百二十九條 削除

第四百三十二條中「(土地台帳又は家屋台帳に登録された事項を除く。)」を「(土地台帳又は家屋台帳に登録された事項及び第三百九十八條第一項又は第七百四十四條第一項の規定によつて道府県知事又は自治庁長官に異議の申立をすることができない事項を除く。)」に改め、「第四百十六條、第四百十六條の二及び」を削り、「第四百十七條」を「第四百十七條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による審査の請求があつても、固定資産税に係る地方

団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、市町村長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができ

第四百三十三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「申請があつたときは、」の下に「特別の事情がある場合を除き、」を加え、同条第六項中「第一項の審査は、」を「口頭審理の手続による審査は、」に改める。

第四百三十四条第一項中「訴願し、又は裁判所に出訴する」を「訴願する」に改め、同条第八項中「同項若しくは」を削る。

第四百三十五条中「価格」を「価格等」に改める。

「第三節 自転車税」を「第三節 自転車荷車税」に改める。

第四百四十二条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同条第一項中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、「自転車」を「自転車及び荷車」に改め、同条第二項中「自転車」を「自転車又は荷車」に改め、「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百四十三条中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、「自転車」を「自転車及び荷車」に改める。

第四百四十四条 自転車荷車税の標準税率は、左の各号に掲げる自転車又は荷車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 自転車

原動機付自転車

その他 年額五百円

二 荷車 年額二百円

荷積牛馬車 年額八百円

荷積大車 年額四百円

荷積小車及びリヤカー 年額二百円

第四百四十五条第一項中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第四百四十五条の二の規定によつて新たに取得された自転車又は荷車に対して課する自転車荷車税の賦課期日は、その新たに取得された日の属する月の翌月の一日とする。

第四百四十五条第二項中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百四十五条の次に次の一条を加える。

（自転車荷車税の月割課税）

第四百四十五条の二 四月二日以後において新たに取得された自転車又は荷車に対しては、その新たに取得された日の属する月の翌月から翌年の三月まで月割をもつて、自転車荷車税を課する。

第四百四十六条から第四百六十二条まで中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

第四百六十三条の見出し中「自転車税」を「自転車荷車税」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「自転車税額」を「自転車荷車税額」に改める。

第四節を次のように改める。

第四節 市町村たばこ消費税

（市町村たばこ消費税の納税義務者等）

第四百六十四条 市町村たばこ消費税（以下本節において「たばこ消費税」という。）は、公社が小売人に売り渡す製造たばこに対し、小売人がその販売の時にするべき小売定価を課税標準として、小売人の営業所所在の市町村において、公社に課する。

2 前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこに対しては、たばこ消費税は、その売渡しの時によるべき当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該売渡しをする公社の事務所所在の市町村において、公社に課する。

（たばこ消費税の税率）

第四百六十五条 たばこ消費税の税率は、百十五分の十とする。

（たばこ消費税に係る徴税吏員の賃金等）

第四百六十六条 市町村の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、公社その他たばこ消費税の賦課徴収に直接関係があると認められる者に賃金することができる。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による賃金の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市町村長がたばこ消費税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合において、公社の製造たばこの売渡しに関する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（たばこ消費税の徴収の方法）

第四百六十七条 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

2 公社は、総理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に売り渡した各月別掛付け製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を、翌月二十五日までに、製造たばこを売り渡した小売人の営業所又は直接消費者に製造たばこを売り渡した公社の事務所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

3 公社は、前項の規定によつて申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

4 市町村長は、第二項に規定する納期限までに同項の申告書の提出がなかつたとき、又は前条第一項の規定により公社に賃金し、若しくは同条第四項の規定により関係書類を閲覧し、若しくは記録する

際において、公社が第二項若しくは前項の規定により申告し、若しくは修正申告したたばこ消費税に係る課税標準額若しくは税額の算定について違法若しくは錯誤があることを発見したときは、公社に対し、申告書又は修正申告書の提出を求めるものとする。

5 公社は、前項の規定によつて申告書又は修正申告書の提出を求められた場合においては、その提出を求められた日から二十日以内に、総理府令で定める様式によつて、申告書又は修正申告書を提出するとともに、その納付すべきたばこ消費税又は修正に因り増加した税額がある場合における当該税額を納付しなければならない。

（たばこ消費税の納期限の延長）

第四百六十八条 市町村長は、当該市町村の条例の定めるところによつて、特別の事情がある場合においては、公社に対し、たばこ消費税の納期限の延長をすることができ

（納期限後に納付するたばこ消費税の延滞金）

第四百六十九条 公社は、第四百六十七條第二項の納期限後にその税金（同条第三項又は第五項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同じ。）を納付する場合においては、それぞれこれらの税額に当該税額に係る納期限の翌日から納付の日までの期間に及び、当該税額が百円以上であるときは、これを切り捨て、）について一日四銭の割合を乗じて計

算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 市町村長は、公社が第四百六十七条第二項の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第四百七十条から第四百八十五条まで 削除

第四百八十六條に次の一項を加える。

3 前項の電気事業者とは、電氣に關する臨時措置に關する法律（昭和二十七年法律第三百四十一號）においてその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三號）第二條第四號に規定する者をいい、同項のガス事業者とは、ガス事業法（昭和二十九年法律第一號）第三條の規定による許可を受けた者をいふ。

第四百八十九條第一項中第四號及び第五號を次のように改める。

四 銅鍍及び鉛地金
五 鉛鍍及び鉛地金
第四百八十九條第一項中第七號を次のように改める。

七 亜鉛鍍及び亜鉛地金
第四百八十九條第一項中第七號の次に次の一號を加える。

七の二 硫化鍍
第四百八十九條第一項中第九號の次に次の一號を加える。
九の二 チタン地金（スポンヂチ

タンを含む。）

第四百八十九條第一項第十號中「及び黒鉛粉末」を、「黒鉛粉末及び黒鉛含有特殊粉末合金」に改め、同項第二十一號中「メタノール」の下に「アンモニア」を加え、同項第二十三號中「カプロラクタム」を「カプロラクタム（シクロヘキサノンを含む）」に改め、同項第二十四號の次に次の一號を加える。
二十四の二 アルコール（やし油を原料として製造するものに限る。）

第四百八十九條第二項中「公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三號）第二條第五號のガス事業者が製造し、若しくは供給するガス以外のガス」を「ガス製造のため直接使用するガス」に改め、同條に次の一項を加える。

5 地方鉄道法又は軌道法の規定の適用を受ける地方鉄道業者又は軌道経営者で主として電氣を動力として運輸事業を営むものが直接一般交通のための旅客又は貨物の運送の用に使用する電氣に対しては、電氣ガス税を課することができない。

「第八節 削除を削る。

「第九節 入湯税」を「第八節 入湯税」に改める。

「第十節 削除」を削る。

「第十一節 市町村法定外普通税」を「第九節 市町村法定外普通税」に改める。

第五章の標題中「都等」の下に「及び固定資産税」を加える。

第七百三十四條の前に次の節名を附する。

第一節 都等の特例

第七百三十四條第一項中「第十節」を「第八節」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 都がその特別区の存する区域において第一條第二項の規定によつて課する第四條第二項第一號に掲げる税（以下本節中「道府県民税たる都民税」という。）及び前項の規定によつて課する第五條第二項第一號に掲げる税（以下本節中「市町村民税たる都民税」という。）は、あわせて都民税という。

第七百三十四條第三項中「第十一節」を「第九節」に改め、同項を同條第六項とし、同條第二項の次に次の三項を加える。

3 都が前項の都民税の全部を課する場合においては、第一條第二項及び本條第一項の規定にかかわらず、道府県民税たる都民税と市町村民税たる都民税とを一の税とみなして、これ等については、第三章第一節の規定を適用する。この場合において、同章同節中「市町村民税」「市町村」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「都民税」「都」又は「都知事」と、第三百一十一條第一項中「六百円」又は「二千四百円」とあるのは、それぞれ「七百元」又は「三千円」と、同條第二項中「八百円」又は「四千円」とあるのは、それぞれ「九百円」又は「四千六百円」と、第三百一十三條第一項及び第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、同條第三項中「百分の十五」とあるのは「百分の二十」と、同條第五項中「百分の七・五」又は「百分の九」とあるのは、それぞれ「百分の十二・五」又は「百分の十五」と読み替へるものとする。

4 特別区が第七百三十六條第一項の規定によつて市町村民税たる都民税を課することとなつた場合における都に對する道府県に關する規定の適用については、第一條第二項後段に規定するものの外、第二章第一節の規定中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、それぞれ「特別区」又は「特別区長」と読みかへるものとする。

5 都が第一項の規定によつてその特別区の存する区域において、固定資産税を課する場合においては、第三百四十九條の三の規定は、適用しない。

第七百三十七條中「市町村民税」を「道府県民税、市町村民税」に改める。

第六章を削り第五章に次の一節を加える。

第二節 固定資産税の特例（大規模の償却資産に對する道府県の課税権）

第七百四十條 大規模の償却資産が所在する市町村（第三百八十九條第一項の規定による配分の結果大規模の償却資産が所在することとなる市町村を含む。以下本條において同じ。）を包括する道府県は、普通税として、第四條第二項各号に掲げるものを課する外、当該大規模の償却資産に對し、当該大規模の償却資産の価額（第三百四十九條又は第三百四十九條の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち第三

百四十九條の三の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）
第七百四十一條 大規模の償却資産に對して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2 道府県は、前項の標準税率をこえる税率で課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に對してその旨を届け出なければならない。

（大規模の償却資産の指定等）
第七百四十二條 道府県知事は、第七百四十條の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九條の規定によつて自治庁長官が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十條の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一

項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

(大規模の償却資産の価格等の決定等)

第七百四十三条 道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年二月末日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

(大規模の償却資産の価格等の決定に関する異議の申立及び出訴)
第七百四十四条 前条の通知を受けた納税義務者は、その価格等の決定について不服がある場合においては、通知を受けた日から三十日以内に、文書をもつて、道府県知

事に異議の申立をすることができ

2 前条の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同条の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税義務者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

3 第一項の規定による異議の申立を受けた道府県知事は、その申立を受領した日から三十日以内に決定し、遅滞なく、これを申立人及び関係市町村長に通知しなければならない。

4 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第一項の期間に算入しない。

5 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

6 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、地方団体の長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

(道府県が課する固定資産税の賦課徴収等)

第七百四十五条 大規模の償却資産に對して道府県が課する固定資産税の賦課徴収等に関しては、本節に特別の定があるものを除く外、第三百四十一条第四号及び第五号、第三百四十三条第一項、第三

百五十三条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十四から第三百六十七条まで、第三百六十九条、第三百七十条第一項から第五項まで及び同条第八項から第十項まで、第三百七十一条から第三百七十七条まで、第三百八十三条、第三百八十五条、第三百八十六条、第四百三条並びに第四百十四條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村」とあるのは「道府県」と、「市町村長」とあるのは「道府県知事」と、第三百七十条第五項中「道府県知事に訴願することができる」とあるのは、「裁判所に出訴することができる。」と読み替へるものとする。

2 道府県知事は、第三百八十三条若しくは前項において準用する第三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告をする義務がある者又は第三百九十四条の規定によつて道府県知事若しくは自治庁長官に申告をする義務がある者がそのすべき申告をしなかつたこと又は虚偽の申告をしたことにより第四百七条又は第七百四十三条第二項の規定によつて当該償却資産の価格を決定し、又は修正したことに基いてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額を追徴しなければならない。この場合において、不足税額のうち、第三百六十八条第一項但書の規定によつて市町村長が追徴することができる額があるときは、道

府県知事の追徴すべき額は、当該不足税額から当該市町村長が追徴することができる額を控除した額とする。

3 第三百六十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて道府県知事が不足税額を追徴する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは「道府県」と、同条第三項中「市町村長」とあるのは「道府県知事」と読み替へるものとする。

(道府県が課する固定資産税に係る犯罪事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七百四十六条 道府県が課する固定資産税に関する犯罪事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

2 前項の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、道府県が課する固定資産税に関する事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

3 第一項の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても道府県が課する固定資産税に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

道府県の区域外においても道府県が課する固定資産税に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

4 第一項の場合において、道府県が課する固定資産税に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とする。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定は、この附則において特別の定があるものを除く外、法人の道府県民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和二十九年一月一日の属する事業年度分から、法人の属する事業年度分から、法人の市町村民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分は昭和二十九年年度分の地方税から適用する。

(道府県民税に関する規定の適用)
3 新法第五十三條第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため法人税法第二十六條の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものについて昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から適用する。

4 昭和二十九年年度分の個人の道府県民税に係る徴税令書には、新法

第四十一条第一項においてその例によることとされた同法第一条第一項第六号及び第三十九条の二第一項の規定にかかわらず、普通徴収に係る個人の道府県民税の額を記載することをもつて足りるものとする。

(事業税に関する規定の適用)

5 道府県は、昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する新法第九十四条第三項に規定する法人の行う事業に対しては、同法同条同項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

6 前項に規定する場合を除く外、昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に事業年度が終了する法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、新法第八十八条、第九十条及び第九十四条の規定にかかわらず、電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業にあつては当該事業年度の収入金額、その他の事業にあつては当該事業年度の所得及び清算所得による。但し、当該法人のうち地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業以外の運送業並びに運送取扱業を行うものが昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に解散した場合において同年同月同日までに清算が終了したときにおける事業税の課税標準は、清算所得による。

7 昭和二十九年四月一日前に地方鉄道整備法第三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣

の認定を受け、又は同法第八十八条第三項の規定による補助を受けたものについては、昭和二十九年四月十日の属する事業年度の事業税は限り、同年同月同日において当該認定を受け、又は当該補助を受けたものとみなして、新法第九十四条第二項の規定を適用する。

8 附則第六項の法人の行う事業に対する事業税の標準税率は、新法第九十八条第一項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業を行う法人（第二号に掲げる法人を除く。）
- 二 附則第六項但書の適用を受ける法人 清算所得の百分の十二
- 三 その他の事業を行う法人 新法第九十八条第一項第二号に規定する特別法人 所得及び清算所得の百分の八

9 附則第六項の法人で地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業以外の運送業並びに運送取扱業を行うものに対する事業税の課税標準又は事業税額の更正又は決定については、新法第一百条の六及び第一百条の八の規定にかかわらず、同法第一百条の八の規定を適用するものとする。

10 附則第六項の法人（新法第九十八条第一項第二号に規定する特別法人を除く。）で二以上の道府県に

おいて事務所又は事業所を設けて電気供給業、ガス供給業、運送業及び運送取扱業以外の事業を行うものに對する新法第一百条の十五第一項の適用については、その課税標準である所得の総額が年五十万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、同法第九十八条第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項中同じ。）をこえる場合においても、当該所得の総額を年五十万円以下の金額とする。年五十万円をこえる金額とに区分することを要しないものとする。

11 新法第一百条第一項、第一百零二条第一項、第一百零三条第一項、第一百零四条第一項、第一百零五条第一項、第一百零六条第一項、第一百零七条第一項又は第一百零八条第一項の規定により昭和二十九年五月三十一日以前に法人の行う事業に対する事業税を申告納付しなければならぬこととなる法人については、昭和二十九年年度の事業税に限り、これらの規定によつて申告納付すべき期限は、昭和二十九年五月三十一日とする。

12 前項の規定によつて昭和二十九年五月三十一日までに新法第一百零二条若しくは同法第一百零三条の規定による申告納付と同法第一百零四条の規定による申告納付又は同法第一百零五条若しくは同法第一百零六条の規定による申告納付と同法第一百零七条の規定による申告納付とをあわせて行わなければならないこととなる法人については、同法第一百零二条若しくは同法第一百零三条又は同法第一百零五条又は同法第一百零六条の規定に

よる申告納付をすることを要しないものとする。

13 地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業以外の運送業、運送取扱業、生命保険業、農業若しくは林業を行う法人又は新法第九十四条第三項に規定する法人（新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつたものを除く。）でその事業年度の期間が六月をこえるものがこの法律の施行後最初に当該事業年度について申告納付すべき事業税は、前項に該当する場合を除き、同法第一百零二条第一項但書の規定によつて申告納付しなければならぬ。

14 昭和二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間に解散した法人が新法第一百五十五条又は同法第一百零六条の規定によつてこの法律の施行後最初に申告納付すべきこととなる場合において、すでに当該法人の当該清算中の事業年度が二回以上終了しているとき、又は二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしてい

るときは、附則第十二項の規定の適用がある場合を除き、同法第一百五十五条及び同法第一百零六条の規定にかかわらず、当該二回以上終了した各事業年度の所得若しくは収入金額に對する事業税額又は当該それぞれに對する残余財産のうち解散当時の資本金額等をこえる部分の金額に對する事業税額を計算してこれを申告納付しなければならない。

15 昭和二十八年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算の終了しないものは、新法第一百五

条から第一百七条までの規定によつて清算所得に對する事業税を申告納付しなければならない。この場合においては、当該法人は、新法第一百五十五条又は同法第一百零六条の規定によつてこの法律の施行後最初に申告納付すべきこととなる場合において、すでに当該法人の当該清算中の事業年度が二回以上終了しているとき、又は二回以上解散当時の資本金額等をこえる残余財産の一部の分配をしてい

るときは、附則第十二項の規定の適用がある場合を除き、前項の規定に準じて申告納付しなければならない。

16 個人の行う事業に對する昭和二十九年年度の事業税に限り、新法第九十三条第一項但書の規定にかかわらず、旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第八十二号）又は旧特別未復員者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の規定に基き療養の給付につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該給付に係る経費は、必要な経費に算入しないものとする。

17 個人の行う事業に對する昭和二十九年年度の事業税に限り、所得から控除すべき金額は、新法第九十七条第一項の規定にかかわらず、年六万円とする。

18 (入場税に関する規定の適用) 改正前の地方税法第七十五条に規定する場所への入場又は施設の利用で昭和二十九年四月一日以後

に係るものについて改正前の同法
同条第一項の規定により徴収され
た入場税については、なお、従前
の例による。この場合において、
入場税の特別徴収義務者が改正前
の同法第八十七条第三項の規定に
よつて徴収した入場税の額が入場
税法(昭和二十九年法律第 号)
の適用があつたものとした場合
において徴収すべき入場税の額を
こえるため、当該入場税の納税
者の請求に基いてそのこえる部分
に相当する金額を返還したときは、
道府県は、当該特別徴収義務
者の請求に基き、当該道府県の条
例で定めるところにより、その返
還した部分に相当する額を還付し
なければならぬ。
(不動産取得税に關する規定の適
用)

19 新法第百十一條の二から第百十
一條の四十四までの規定は、建築
された家屋に対して課する不動産
取得税については、昭和二十九年
七月一日から適用する。

20 昭和二十七年五月十五日以前に
おいて旧連合国最高司令官の要求
に基いて使用されていた土地又は
家屋で政令で指定する区域にある
ものが返還された場合において、
昭和二十九年七月一日以後当該土
地に家屋を新築し、又は当該家屋
を増築し、若しくは改築したとき
は、その新築、増築又は改築が当
該土地等の返還を受けた日から三
年以内に行われたものである場合
に限り、当該新築、増築又は改築
については、不動産取得税を課さ
ないものとする。

(都道府県たばこ消費税に關する
規定の適用)

21 新法中都道府県たばこ消費税に
關する規定は、昭和二十九年四月
一日以後小売人又は国内消費税と
して直接消費者に売り渡された製
造たばこについて適用する。
(市町村民税に關する規定の適用)

22 新法第三百十九條の三の規定
は、昭和二十七年以降の年におい
て純損失が生じたため所得税法第
三十六條の規定によつて所得税額
の還付を受けたものについて昭和
二十九年年度分から、新法第三百二
十一條の八第五項の規定は、昭和二
十九年四月一日の属する事業年度
開始の前一年以内に開始した事
業年度以降の事業年度において総
損金が総益金をこえることとなつ
たため法人税法第二十六條の四の
規定によつて、法人税額の還付を
受けたものについて昭和二十九年
四月一日の属する事業年度分か
ら、新法第三百二十七條第一項の
規定は、昭和二十九年四月一日以
降において新法第三百二十一條の
八第四項の納期限が到来する分か
らそれぞれ適用するものとし、同
日前にその納期限が到来した法人
税割額に係る延滞金額について
は、なお、従前の例による。

23 新法第三百四十九條の三、第四
百條の二及び第五百第二節の規定
並びに固定資産税に係るその他の
新法の規定(新法第四百十七條第
二項を除く。)中新法第三百四十九
條の三及び第五章第二節の規定に
係る部分は、昭和三十年年度分の固

定資産税から、固定資産税に係る
その他の新法の規定は、この附則
に特別の定めがある場合を除き、昭
和二十九年年度分の固定資産税から
適用する。

24 昭和二十九年年度分の固定資産税
については、改正前の地方税法第
三百九十一條及びこれに係る改正
前の同法の規定は、なお、効力を
有するものとする。

25 新法第三百四十八條第二項第二
号の二の規定は、昭和二十九年一
月一日以後において建設されたト
ンネルについて適用する。

26 昭和二十九年年度分の固定資産税
に限り、新法第三百四十九條の二
第一項中「三分の一の額」とあるの
は「三分の一の額、電気の供給を業
とする者及び農山漁村電気導入促
進法第二條第一項の農山漁業団体
については、六分の一の額」と、
新法第三百五十條第一項中「百分
の一・四」とあるのは「百分の一・
五」と、改正前の地方税法第三百
九十一條中「価格」とあるのは「価
格等」と、新法第四百十五條第一
項但書中「縦覧期間を設けること
ができる。」とあるのは「縦覧期間
を設けることができるものとし、
なお、第三百四十九條の二の規定
の適用を受ける固定資産について
その価格にそれぞれ同条に定める
率を乗じて得た額については、こ
れを当該固定資産の所有者に通知
することによつて縦覧に代えるこ
とができる。」と、同法第四百十七
條第二項中「第三百八十九條第一
項」とあるのは「第三百八十九條第
一項又は第三百九十一條第一項」

と、同法第四百三十二條第一項中
「第四百十七條第一項」とあるのは
「又は第四百十五條第一項若しくは
第四百十七條第一項」とする。

27 新法第三百四十九條の二第二項
の規定を昭和二十八年一月一日以
前において建設された同法同条同
項に規定する家屋及び償却資産に
對して適用する場合においては、
当該固定資産に對して課する固定
資産税の課税標準は、当該固定資
産が建設された日の属する年の
翌年(当該日が一月一日である場
合においては、当該日の属する年
の)の四月一日の属する年度から
昭和二十八年年度までの年度の数を
十から控除して得た数(以下本項
中「残存年度数」という。)が五をこ
えるときは、昭和二十九年年度分
からその五をこえる数に相当する年
度分については当該固定資産の価
格の三分の一の額、その後五年度
分については当該固定資産の価格
の三分の二の額とし、残存年度数
が五以下であるときは、昭和二十
九年年度分からその数に相当する年
度分については当該固定資産の価
格の三分の二の額とする。

28 地方鉄道軌道整備法附則第四項
の規定によつて同法第三條第一項
第一号に該当するものとして同法
同条同項の規定による運輸大臣の
認定を受けたものとみなされる地
方鉄道又は軌道及び同法附則第五
項の規定によつて同法第二條第二
項の新線とみなされて同法第三條
一項の規定による運輸大臣の認定
を受けた地方鉄道又は軌道に係る
新法第三百四十九條の二第二項に

規定する構築物については、同法
同条同項の規定を適用するものと
する。この場合において、当該構
築物に對して課する固定資産税の
課税標準は、当該構築物が建設さ
れた日の属する年の翌年(当該日
が一月一日である場合において
は、当該日の属する年)の四月一
日の属する年度(当該年度が昭和
二十四年度以前の年度である場合
においては、昭和二十五年年度)か
ら昭和二十八年年度までの年度の
数を十から控除して得た数のう
ち、その五をこえる数に相当する
年度分については昭和二十九年度
分から当該構築物の価格の三分の
一の額とし、その後五年度分につ
いては当該構築物の価格の三分の
二の額とする。

29 新法第三百四十九條の二第三項
及び第四項の規定を昭和二十八年
一月一日以前において取得され、
又は製作された当該各項に規定す
る機械設備等に對して適用する場
合においては、当該機械設備等に
對して課する昭和二十九年年度以
降の年度分の固定資産税の課税標準
は、当該機械設備等が取得され、
又は製作された日の属する年の翌
年(当該日が一月一日である場合
においては、当該日の属する年)の四
月一日の属する年度から昭和二十
八年度までの年度の数を三から控
除して得た数に相当する年度分
に限り、当該機械設備等の価格の二
分の一の額とする。

30 新法第三百四十九條の二第六項
の規定を昭和二十八年一月一日以
前において航空運送事業を開始し

た者が所有し、且つ、運転する航空機に對して適用する場合においては、当該航空機に對して課する固定資産税の課税標準は、当該事業を開始した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和二十八年度までの年度の数を六から控除して得た数のうち、その三をこえる数に相当する年度分について

ては昭和二十九年度分から当該航空機の価格の三分の一の額とし、その後三年度分については当該航空機の価格の三分の二の額とする。

31 昭和三十年年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の第三項の表を左の表の通り読み替えて、同法同条同項の規定を適用するものとする。

市町村の区分	金 額
人口五千人未満の町村	二億円
人口五千人以上人口一万人未満の町村	二億三千万円に人口千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口一万人以上人口三万人未満の市町村	三億六千万円に人口千人を増すごとに千五百万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	六億五千万円（当該大規模の償却資産の額の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは、当該大規模の償却資産の額の十分の二の額とする。）

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

32 新法中市町村たばこ消費税に関する規定は、昭和二十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

（電気ガス税に関する規定の適用）

33 新法第四百八十九条第一項及び同法第四百八十九条第五項の規定は、この法律の施行の日以後において電気事業者の電気料金の変更について通商産業大臣の認可があり、当該認可のあつた料金を実施した日以後において使用した電気に對して課する電気ガス税から、

使用した電気に係る分）については、改正前の地方税法第七百四十条第二項の規定を除き、なお、従前の例による。

35 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（日本銀行法の一部改正）

36 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五項中（昭和二十三年法律第二十号）を（昭和二十五年法律第二百二十六号）に改める。

（所得税法の一部改正）

37 所得税法の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「及び地方税法に規定する市町村民税（市町村民税に係る延滞金額を含む。）を」と並びに地方税法に規定する道府県民税及び市町村民税（道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む。）に改める。

（法人税法の一部改正）

38 法人税法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「市町村民税」を「道府県民税若しくは市町村民税」に改める。

第十二條の二第三項中「その法人税額に係る市町村民税額」を「その法人税額に係る道府県民税額（均等割額を含む。）若しくは市町村民税額」に改める。

第十六條第二項中「及び地方税法の規定により市町村民税」を「並びに

地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税」に改める。

第十七條の二第二項中「市町村民税額」を「道府県民税額（均等割額を含む。）及び市町村民税額」に、「及び市町村民税額」を「並びに道府県民税額及び市町村民税額」に改める。

（競馬法の一部改正）

39 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による入場税」を「入場税法（昭和二十九年法律第 号）の規定による入場税額に相当する額」に改め、同條第二項を削る。

（相続税法の一部改正）

40 相続税法の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「揮発油税、入場税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による附加価値税の税額で政令で定めるものの」を「揮発油税及び入場税」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

41 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七條の二を第九十七條の三とし、第九十七條の次に次の一條を加える。

第九十七條の二 第六十二條第一項の検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由に因るものを除く。）がないことを証する都道府県知事の書面を提出しなければならない。

2 陸運局長は、前項の書面の提出がないときは、第六十二條第一項の検査をしないものとする。

（税理士法の一部改正）

42 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條各号列記以外の部分中「附加価値税」を「事業税」に改め、「事業税、特別所得税」を削る。

第六條第一号及び第八條第七号中「附加価値税」を「事業税」に改める。

第三十四條第二項中「法人税法第二十五條第一項又は地方税法第五十二條第一項」を「又は法人税法第二十五條第一項」に改める。

（企業合理化促進法の一部改正）

43 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第七條を次のように改める。

第七條 削除

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

44 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三條中「又は業務」及び「及び特別所得税」を削る。

第三号の表中

軍人用販売機関等で地方税法第七十五条第二項から第四項までに掲げる場所又は施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場又はその利用

入場者又は利用者 入場税を

合衆国軍隊が日本国においてする不動産の取得	合衆国軍隊	取得税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内においてする不動産の取得	軍人用販売機関等	取得税

転車税及び荷車税を「自動車税及び自転車荷車税」に、「市町村民税」を「道府県民税及び市町村民税」に改める。

第四号中「自転車税」を「自転車荷車税」に改める。

(会社更生法の一部改正)

45 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第二項但書中「第七号第三項の下に「及び地方税法第八十九条第四項(事業年度の期間が一年をこえる場合)」を加え、同条第四項中「第三十六条(法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付)」を「第二百二条(事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付)」に改める。

(自治庁設置法の一部改正)

46 自治庁設置法(昭和二十七年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四号中第三十号を削り、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

第三十一 地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率

について制限することを指示すること。

第十三条中第三号を次のように改める。

三 地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率について制限することを指示すること。

第十七条中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 地方税法第三百五十条第二項の規定による市町村の届出に係る固定資産税の税率の制限の指示に関すること。

入場譲与税法案

入場譲与税法

(入場譲与税)

第一条 入場譲与税は、入場税法(昭和二十九年法律第 号)の規定による入場税の収入額の十分の九に相当する額とし、都道府県に對して譲与するものとする。

(譲与の基準)

第二条 入場譲与税は、その総額を、毎年四月一日現在により、都道府県の人口にあん分して譲与するものとする。

2 前項に規定する都道府県の人口

は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口によるものとする。但し、当該国勢調査又は人口調査が行われなかつた区域のある都道府県については、総理府令で定めるところにより、当該区域に係る人口を当該国勢調査又

は人口調査の結果により人口に計算するものとする。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 入場譲与税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
三月	三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
六月	六月から八月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
九月	九月から十一月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
十二月	十二月から二月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
三月	三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十九年分の入場譲与税から適用する。

2 昭和二十九年分に限る、第三条第一項の表は、左の表のとおり読み替へるものとする。

第四条 国は、入場譲与税の譲与に

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
三月	三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
六月	六月から八月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
九月	九月から十一月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
十二月	十二月から二月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額
三月	三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額

3 昭和三十年年度に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは、「三月における入場税の収入額の見込額と収納した入場税の収入額との差額を四月及び五月において収納した入場税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額」と読み替へるものとする。

4 自治庁設置法(昭和二十七年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四号中第三十三号の次に次の二号を加える。

三十三の二 入場譲与税の収入額を見積ること。

三十三の三 都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額を決定し、及びこれを譲与すること。

第十二条第一号中「地方税」の下に「及び入場譲与税」を加える。

第十三条第七号中「地方税法」の下に「入場譲与税法」を、「地方税」の下に「及び入場譲与税」を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 入場譲与税の収入額の見積に關すること。

八 入場譲与税の譲与に關すること。

第十七条中第四号の次に次の一号を加える。

四の二 都道府県に譲与すべき入場譲与税の譲与額の決定に關すること。

○櫻田國務大臣 ただいま議題に供されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

現行地方税制はシャープ勧告を基礎として昭和二十五年に制定されたものであります。その一部は、いまだ実施に移されないうちに相当の批判もあつたので、政府におきまして、鋭意これが検討を加えらるゝと、特に地方制度調査会を設置いたしまして、その具体的な改革の方法を諮問いたしましたところ、先般その答申がなされ、次いで税制調査会からも、国税、地方税を通ずる改正の一環として地方税制の改革案が答申されたのであります。ここに提案いたしました改正法律案は、おおむねこれらの答申の趣旨に沿つて立案されたものであります。これを要約いたしますれば、改正の基本的方針は、次の五点にあると申すことができるのであります。

第一は、地方団体の自立態勢の強化に資するため、独立財源の充実をはかることとあります。

言うまでもなく、地方団体の自主財源を拡充して、財政運営に対する責任の所在を明確にして参りますことは、地方自治の健全な発達の上からも、財源の効率的利用の上からも、きわめて肝要なこととあります。終戦後数次にわたる改正により地方税制は次第に充実強化せられたのであります。が、なお、地方歳入総額に対する地方税収入の割合は全体を通じて三十二、三パーセントにすぎず、他面、国庫補助負担金、地方財政平衡交付金及び地方債の中央政府に依存する歳入は歳入総額の五十六、七パーセントにも達するよう

な状況であり、このことは地方経費の經常的かつ義務的特質にかんがみまさればまことに寒心にたえないところでありまゝです。この改正にあたりましては、タバコ消費税や不動産取得税の新設、揮発油税源の一部の譲与税化等により、国民負担の実質的増加は避けながら二百五十八億円の減収による減収と四百二十九億円の自然増収を加減して差引六百二十四億円の独立財源の増強をはかつたのであります。この結果地方税収入の歳入総額に占める割合は三九、中央政府に依存する歳入の歳入総額に占める割合は五〇%となる見込みであります。

基本方針の第二は、地方団体相互間における税源配分の合理化を期することとあります。

現在地方税収入がその総体において不足していることは前に述べた通りであります。が、さらに立ち入つて各団体ごとに見ました場合、その不足の程度にははなはだしい差異があることは周知の通りであります。もちろんいわゆる富裕団体といわれる地方団体にあつても、住民の福祉向上のための自治行政を行う上からは、あえてその税源を向上させるべきではないのであります。が、国民負担の現状におきましては、これら富裕団体の税源の一部をさいて、他の地方団体の自主財源の強化に振り向けることもやむを得ない措置であると考えまして、大規模償却資産に対する固定資産税の一部を市町村から道府県に移し、入場税を国税に移管して、その徴収額の九割を譲与税として人口に按分して道府県に譲与することにするともに、法人事業税の道府県間の分割方法につきましてもより一層

の合理化をはかつたのであります。また、市町村民税の一部をさいて道府県民税を創設するにあたりまして、特に法人税割についてはその移譲の割合を高めたのであります。年度間に増減のはげしい税源を小規模団体から大規模団体に移すとともに、その穴埋めを常に安定した収入をもたらし得るタバコ消費税をもつてすることとしたのであります。これら税源配分の合理化によつて、従前よりもさらに多額の収入が地方財政平衡交付金の要交付団体に振り向けられることとなり、地方財源の実質的な増加額は、前に述べました額をさらに上まわることになるものと考えるのであります。

基本方針の第三は、地方税の税種相互間における負担の均衡化をはかることとあります。

経済情勢や租税体系の変遷等に伴い、常に税負担の合理化及び均衡化をはかつて参りますことは当然のこととあります。が、上昇を続けた物価がむしろ下降の傾向をたどらうといひますとき、前年所得を課税標準とする個人事業税の現行税率による負担は重きに過ぎます。事業相互間の税率区分につきましても世上相当の非難があらますので、その税率の引下げと税率区分の合理化とははかつたのであります。また、土地や家屋の値上りを考えました場合、固定資産税の負担は過重であると思われまゝです。償却資産に対するその負担の緩和をも企図して、一面においては不動産取得税を設けるとともに、他面においては固定資産税の税率を引下げようとしております。このほか、自動車税につきましては、揮発油税の負担をも考慮し、揮発油以外の

燃料を使用する車及び高級乗用車を中心として税率を引き上げることとしたのであります。

基本方針の第四は、道府県に対し、住民が広く負担を分任する税種を与えたいこととあります。

周知のように、現行税制のもとにおいては、道府県税のほとんど全部を占めます事業税、入場税、遊興飲食税及び自動車税はいずれもその税源をもつばら都市に依存しているものであります。換言すれば、農山村に於いては、道府県から幾多の行政上の利益を受けながら見るべき税負担をしていないという実情にあるのであります。かような税制のもとにおいては、道府県民全体の意思を反映して行われるべき道府県自治行政の円満な運営は困難であると認められるのであります。また、自治の基本は構成員が広く負担を分任することにあると考えられますので、この際道府県民税及びタバコ消費税を新設して、道府県税制上におけるこの欠陥を是正しようとしたのであります。

基本方針の第五は、税務行政の簡素化をはかることとあります。

国、道府県及び市町村の三者間に徴税上の協力体制を確立することとあります。

御承知のように、シャープ勧告に基づく現行税制は、租税の賦課徴収について、国、道府県及び市町村の三者間における責任の帰属を明確にすることを基調としております。このことは地方自治の確立のためには必要なこととあります。が、反面そのために税務行政が区々になり、経費の増加と徴税事務の重複を来し、納税義務者に対しては無用の手数を煩わしていることが少く

ないのであります。かかる点にかんがみまして、今次の改正案におきましては、事業税の課税標準の算定は原則として国税のそれによることとし、個人に対する道府県民税の賦課徴収事務についても、これを市町村に委任して市町村民税とともに取扱ふこととし、また、不動産取得税及び大規模償却資産に対する固定資産税における評価事務等については、道府県と市町村のいずれか一方の決定に統一することとしたのであります。しかしながら、統一に走るのみならず、明らかに事実上相違することを不向に付するといふことは租税原則から見ましても適當ではございませんので、かかる場合には、それぞれ国、道府県、及び市町村の三者間において相互に連絡し合うことにより、税務行政上の合理化と協力化をはかるよういたしているのであります。

改正案の立案における基本的方針は以上の通りであります。次に各税目の具体的内容について御説明申し上げます。

改正事項の第一は、道府県民税の創設であります。

道府県民税創設の趣旨は、前に申し上げた通りであります。が、現状において個人の所得に対する租税負担を増額することは、厳に避けるべきことであると考えますので、納税義務者の範囲は、市町村民税のそれとまったく同じくし、市町村民税の一部を移譲して道府県民税を起すこととし、従つてまた、個人に対しては均等割及び所得割を、法人に対しては均等割及び法人税割をそれぞれ課することとしたのであります。

標準税率につきましては、個人均等割は百円、法人均等割は六百円、法人税割は法人税額の五%、個人所得割の総額は道府県民税の所得税額の総額の五%と定めております。

また徴税の節約と納税者の便宜とを考慮いたしまして、賦課徴収の方法についても、個人分については、市町村が、その市町村における市町村民税の賦課徴収の例により、一枚の徴税令書によつて市町村民税とあわせて賦課徴収することとし、徴収せられた税額は課税額に按分して道府県と市町村とでわけ合うことにしているものであります。また法人分については他の諸税の例により直接道府県に申告納付させることとしたのであります。

なお現在市町村民税の個人所得割の課税標準については、市町村の財政事情等に応じ、数種類の課税標準について選択ができるようになっております。道府県民税の課税標準やその課税標準に定まる税率をすべての市町村について一律に定めたものでは、道府県民税と市町村民税の課税方法が二途に出ることになるのであります。従つて、道府県民税の個人所得割については、まず道府県における所得税の総額に道府県の条例で定める率を乗じて所得割の課税総額を定め、これを各市町村における所得税額に按分して各市町村に配賦し、市町村は配賦を受けた課税総額を市町村民税の所得割額に按分して各個人に賦課するという方法をとつたのであります。このような方法によれば、市町村を単位として見た場合におきましては、各市町村間における道府県民税の負担は均衡を得るわけであり、納税者個人について見た場合

におきましては、市町村を異にするによつて同額の所得者間において道府県民税の負担を異にする場合があり得るわけであり、それにもかからずなおあえてこのような方法を選ばうとしたのは、市町村に配賦された道府県民税所得割額を、いかなる範囲の住民に、どの程度ずつを負担せしめるかについてはむしろ、市町村自身に決定せしめる方が、市町村内住民相互間に負担の均衡をはかることができるのみならず、道府県民税と市町村民税とを相互に矛盾なく運営することができ、しかも、新税の創設による徴税費の増大を避けることができる

と考えたのであります。この道府県民税の収入総額は百六十九億四角程度と見込んでおります。改正事項の第二は、事業税に関するものであります。附加価値税は、シャウプ勧告によつて制定されて以来遂に今日まで実施を見るに至らなかつたのであります。今日の経済情勢並びに国民輿論の動向を考えますときは、これが実施は不適当と考えますので、これを廃止することとしたし、そのかわり現行の事業税及び特別所得税を統合して事業税とし、次のような修正を加えて存置することとしたのであります。

その一は負担の軽減をはかるとともに、外形課税の範囲に改正を加えたこととあります。すなわち、個人事業税においては基礎控除の額を所得税の場合の額とおおむね同一とし、昭和二十九年年度においては六万円、昭和三十一年度以降においては七万円にそれぞれ引上げ、税率を現行のおおむね三分の二とする

五十万円までの部分についてその税率を一%に引下げることとしたのであります。

また、収入金額を課税標準とする事業につきましては、このうちから料金統制が行われていないか、行われていても厳格には実行されていない海運業や小運送業などを除き、新たに、多くは相互保険の形態をとつてゐるため、利益は契約者に配当金として割もどされ、従つて事業の規模の割合には課税上の純益を生じない生命保険業をこれに加えるとともに、税率は右との関連において一、五%に引下げることとしたのであります。

これらの減税に伴う減収額は百四十三億四角程度と見込んであります。

その二は、税率区分の合理化をはかるほか原則として非課税の範囲を整理したこととあります。個人事業税については、すでにその一部について先んじて税率の引下げられてゐるものはこれをそのまますえ置くこととして、税率を八%と六%の二種に合理化し、非課税事業は、鉱産税との関係において鉱物採掘の事業を、主として自家労力によつて行うものという趣旨において個人の行う農業及び林業を残したほかは、おおむね整理したのであります。その三は、課税標準たる所得の算定方法を所得税または法人税のそれに合せたこととあります。従つて、一面の税務官署が法人税を更正または決定をしたときは、その旨を道府県知事に通知するものとするとともに、他面所得税額または法人税額が過小と認められるときは、道府県知事から税務官署に對し、その更正または決定を請求することとし、この請求について正当な事由がな

く三月以内に更正または決定をしないときはこれを監督する上級の税務官署にさらに請求することとするものと、その旨を自治庁に報告するものとしたのであります。

なお、税務官署からの通知は本店所在地の道府県知事になされるのであります。また、本店所在地の道府県知事はこれを事務所または事業所所在地の道府県知事に連絡するのみならず、市町村民税の法人税割の課税の便に資することとするため、各道府県知事からその道府県内の事務所または事業所所在地の市町村の長にも連絡することとして、道府県及び市町村相互間の協力体制の確立をはかつたのであります。

その四は、二以上の道府県に事務所または事業所を設けて事業を行つてゐるものにかかる事業税の關係道府県への分割基準を改めたこととあります。こうすることによつて道府県ごとの事業活動の実態に即してその道府県に相当の事業税収入が与えられ、本店所在地の道府県に不当に収入の集中することとを避けることができると考えるのであります。

改正事項の第三は不動産取得税の創設であります。これは土地または家屋の取得に對しまして、その土地または家屋の所在する道府県において課税するものであります。これを設けようといふ比率的担税力のある機会に相当の税負担を求め、反面、当該不動産に對する将来にわたる固定資産税の負担を緩和したいといふこと、特に、固定資産税の税率を引下げることによつて償却資産一般に對する固定資産税の負担を軽減したいといふこと、不動産取得税

の課税にあたつての不動産の評価を通じて市町村相互間の固定資産評価の均衡をはかつて行きたいといふこと、さらにまたこの税を通じて不急の建築などが抑制されるならば、幸いであるといふことなどを考えてゐるのであります。

不動産取得税の課税標準は不動産の価格であり、その標準税率は三%であります。課税標準たる価格の決定は道府県知事が行うのであります。その場合市町村の固定資産税の課税台帳に価格が登録されてゐるものについてはそれに基き、登録されてゐないものについては固定資産税について示されてゐる評価の基準に基いて決定することとし、将来市町村はこの決定額に基いて固定資産税を課するようになることとする。このによつて市町村相互間における固定資産の評価の一層の適正化をはかつて参りたいと考えてゐるのであります。

ただ本税の創設が現に払底してゐる住宅の建設を阻害することがあつては適當でございませぬので、新築住宅については百万円、新築住宅用の土地については六十万円までの部分に對してはそれ〴〵課税しないように考慮を払つてゐるのであります。なお本税実施の時期は家屋の建築による取得については昭和二十九年七月一日から、その他の部分については、四月一日からとするほか、若干の例外を規定しておりますが、昭和二十九年年度において四十四億四角の収入を見込んであります。改正事項の第四は自動車税に関するものであります。車種相互間の負担の合理化をはかり、かつは、揮発油によ

り運行するものと他の燃料により運行するものとの間の負担の均衡化をはかるため、乗用車時に高級乗用車につき税率の引上げを行い、トラックやバスについて規定されている標準税率に對する車の積載トン数または乗車定員の基準を法定し、揮発油以外の燃料により運行するものについては税率を七割程度増額することとしたしております。なおまた、徴収の確保をはかるため本税を滞納している者には車体検査証の更新を許さないような措置を講じたのであります。これらの措置を合わせ二十五億円の増収を期待しております。

改正事項の第五は狩猟者税の税率に關するものであります。現行制度のように、狩猟を業とする者その他の者との間に税率に差異を設けてありますことは、その認定に困難が伴い、かえつて負担の公平が得られませんでしたので、関係団体からの要望にもこたえ税率区分を廃止して、一律に現行制度に改正する前の二千四百円といたしたのであります。

改正事項の第六はタバコ消費税の創設であります。日本専売公社が小売人に売り渡すタバコに対し、小売定価を課税標準として小売人の営業所所存の道府県及び市町村において公社に課することとしたしております。

このタバコ消費税を設けることによつて、日本専売公社が政府に納入する専売益金はそれだけ減少し、これらを財源として政府から道府県や市町村に交付される地方財政平衡交付金や国庫補助負担金もまたそれだけ減少することとなるのであります。かえつて、地方団体の行政に対する中央干渉の機

会は少くなり地方団体の自立態勢の強化に資することができると存しているのであります。

税率は、道府県タバコ消費税にあつては百十五分の五、市町村タバコ消費税にあつては百十五分の十とし、日本専売公社から毎月二十五日まで以前月中に小売人に売り渡したタバコについて計算した額を申告納付することにしたしております。昭和二十九年年度における収入額は十一箇月分でありまして、道府県分と市町村分とを合せ二百九十二億円ありであります。

改正事項の第七は市町村民税に關するものであります。おおむね道府県民税の創設に伴うものであります。また、税率につきましては、道府県民税に委譲したものを引下げる趣旨のもとに個人所得割については一律に百円ずつを、個人所得割については制限税率を課税所得金額の百分の十から百分の七・五に、法人税割については、標準税率を百分の十二・五から百分の七・五に、制限税率を百分の十五から百分の九にそれぞれ引下げているのであります。ただ、法人の均等割については、税率を現行通りすえ置くこととしたしております。

なお国税の所得税及び法人税において青色申告をするものに認められていた緑もどし控除の制度がこれまで市町村民税においては認められていなかったものであります。一面においては損失金の繰もどしを行つた者と繰越しを行つた者との間に市町村民税の負担に差を生ずることを考慮し、他面においては市町村の財政規模をも勘案して、所得税や法人税において繰もどし控除を受けた損失金相当分については、翌年度

以降に繰越しを認めることとして租税負担の均衡化をはかることとしたのであります。

改正事項の第八は固定資産税に關するものであります。その一は税源配分の合理化を期せんとするものであります。産業の発展に伴い漸次巨大な償却資産が設置されて参りますが、行政單位は必ずしもこれと並行して拡大されて参るものではありません。かつ、一般に国民の租税負担が重きに過ぎると思はれていられるのであります。しほ、この償却資産に対する固定資産税の収入を償却資産所在の市町村に独占せしめることはいささか均衡を欠くと思はれるのであります。従つて、現にその収入の一部を関係市町村に配分する措置もつていられるのであります。しかしながら、どの範囲の市町村に、どの程度ずつを配分すべきかという点に、この程度で客観的な基準を見出すことが困難であるのみならず、このような事情にある償却資産の多くは発電施設であり、これと深い関係を持つていられる治山治水の経費の多くは道府県の負担にかかつておられますので、むしろ、市町村の人口段階別に規定する一定の価額を越える大規模の償却資産については、その償却資産所在の市町村の課税権を制限し、この一定の価額を越える部分については道府県に固定資産税の課税権を与えようとするのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

なおこの改正規定は市町村財政の激変を避けるため昭和三十年年度から実施するとともに、市町村の課税限度額についても、昭和三十年年度と昭和三十一年度以降の平年度との間に若干の段階を設けることにいたしております。

その二は税率の引下げをはかり、従つてこれらの固定資産に對する固定資産税の額は、何らかの特別措置を講じない限り、発送変電施設を新設した当初においては、相当の期間その負担を緩和し固定資産税の急激な増減を避け、かつ安定せしめるためにも必要なことと考へられるのであります。

このような事情にもかんがみ、かつは、電源開発の持つ重要性並びに電気料金の国民経済に及ぼす影響をも考慮して、現行三年間二分の一の税率の特例を改正し、その課税標準を新設後の五年間は価格の三分の一、その後の五年間は、三分の二として課することにより負担の軽減と年度間の激変の緩和とをはかることとしたのであります。したが、とくに昭和二十九年年度分に限り、電気供給業者の所有にかかる発電施設については、さらに右の三分の一の割合を六分の一として現下の国の経済施策に即応することとしたのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

また、一定の価額を越える大規模の償却資産について、その越える部分に對する固定資産税の課税権が道府県に委譲されることによつて、それらの償却資産所在の市町村の税収入が減少し、遂には、地方財政平衡交付金の交付を受けなければならぬようになり、この趣旨に反することになりますので、この制度実施の結果所在市町村の基準財政収入額が基準財政需要額の二・二倍を下ることとなります場合にはこの程度まで右の一定金額を引上げて所在市町村の財源を確保することとしていのであります。

地方鉄道または軌道に対する固定資産税につきましても、おおむね右と同様の事由により、かつは、大都市交通緩和のため推進を企図される地下鉄道の建設費が莫大な額に上り採算的にも困難が予想される状況でもありますので、発送変電施設の場合とはほぼ同様の措置をとらうとしてゐるのであります。

次に所得税法及び法人税法の規定によりこれらの税を免除される重要財産の製造を行う者の所有する機械設備並びに企業合理化促進法の規定の適用を受ける機械設備につきましても、その設備の近代化をはかることがきわめて重要であり、かつ、急を要することであるとされるのであります。しかし、何らかの特別措置を講じません限り、機械設備の更新に伴い固定資産税の負担は急激に増加し、このことは必要な設備の更新を阻害することとなると考えられますので、これらの機械設備の新規取得分については、その取得後三年間は課税標準を価額の二分の一とするこゝによつて固定資産税の増加緩和の措置を講ずることとし、もつて重要産業の合理化、設備の近代化に資したいと考へたのであります。

また外国貿易に従事する外航船舶については、昨年来利子補給法の規定によつて利子補給を受けているものについては、その税率を四分の一とするこゝとされているのでありますが、外国との競争関係を考慮いたしますならば、課税上の特例を利子補給を受けている船舶に限ることは適当ではありませんで、これを廃止して特別措置をすべての外航船舶に拡大することともに、国際路線に就航する航空機に対し

ても同様の措置をとることとし、その課税標準を価額の三分の一として課するものとしたのであります。

なお、航空運送事業は、最近ようやく緒についたばかりでありまして将来ますます発展させなければならぬものであり、その基盤の脆弱な時期に固定資産税を一般の場合と同様に課することは、いささか不適当と考えられますので、昭和二十九年以降十年間において航空運送事業を開始した者の所有にかかる航空機については、その事業開始後三年間は、その課税標準額を価額の三分の一とし、その後の三年間は三分の二とすることとしたのであります。これらに伴う税収入の減少は二十四億円の程度の見込であります。

その四は償却資産に対する固定資産税の免税点を引上げようとするのであります。償却資産に対する固定資産税は、その価額の合計額が三万円未満であるときには課さないものであります。これを五万円に引上げて、税務行政上の無用の摩擦を避けたいと考へてゐるのであります。

改正事項の第九は、自転車、荷車税に關するものであります。現在自転車及び荷車に対しては、それぞれ自転車税及び荷車税が別個に課されてゐるのでありますが、今回徴税事務の簡素化をはかる意味におきましてこの同税を統合して自転車荷車税としたのであります。なお、市町村からの多年の要望にもかんがみこの際新しい自転車及び荷車の取得分についてのみ、取得の翌月から月割で課税できる制度を設けることとしたしております。

改正事項の第十は、電気ガス税に關するものであります。現在電気ガス税につきましても、国民経済上重要な基礎物資のうちその生産原価中に占める電気料金の割合がきわめて高率なものであることは、非課税とすることとして、その品目が列挙されてゐるのであります。これらのはか地方鉄道軌道、金属鉱物の採掘等においては、なお電気料金が相当の負担となつており、かつまた電気料金の引上げが行われるとすれば、さらにその負担が高率となることでもあります。既定の非課税分との均衡上、かつは、物価引下げをはかる現下の国の基本政策との関連上、次に電気料金の改訂が行われま

すときからこれらに使用する電気について電気ガス税を非課税とするものとしてこれらの品目を追加したのであります。この結果年間において七億円の程度の減収となる見込みであります。

改正事項の第十一は入場税の廃止に關するものであります。その事由はすでに申し述べた通りであり、これに關連しては別途入場譲与税及び揮発油譲与税を設けることとしたしてゐるのであります。

以上今回の地方税法の一部を改正する法律案につきその基本方針並びに内容の概略を御説明申し上げたのであります。これらのほか規定の整備をはかる意味合いから若干の条文の整理改正をいたしてゐるのであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法案の成立を見ますようお願いいたします。次に入場譲与税法案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

本法案は、地方税法の一部を改正する法律案と同様、地方制度調査会の答申の趣旨に沿ひ今次地方税制改正の一環をなすものとして立案されたものであります。その基本方針といたしますところは、地方団体相互間における税源配分の合理化を期することにあるのであります。

入場税は古くから地方税でありましたものを、昭和十三年に支那事變特別費に充てたため国税に移譲されたとともにその一部を地方団体相互間の調整財源として還元されることになつたのであります。昭和二十三年再び地方税に還元されたのであります。

しかしながら、さきに義務教育費国庫負担法が制定され、全額都道府県庫負担とされてゐた義務教育に從事する教職員の給与費については、その半額が昭和二十八年度より国庫の負担するところとされたのであります。その結果、今まで地方財政平衡交付金の交付を受けていた地方団体においては、別途国庫から交付される義務教育費国庫負担金相当額だけ地方財政平衡交付金が減額されることになりましたので国庫からの支出金にも、当該地方団体の財源にもかく別の増減は生じなかつたのであります。地方財政平衡交付金の交付を受けていなかった東京都や大阪府においては、新たに義務教育費国庫負担金の交付を受けることとなり、それだけ国庫からの支出金も当該地方団体の財源も増額されることになつたのであります。

しかも他面、地方団体の自立態勢の強化に資するためには、独立財源の強化をはかる必要があるのであります。が、国民負担の現況から見ますとき、国税及び地方税を通じた額の実質的な増加は避けるべきでありますので、勢い同じようにききうくつてはあつても地方財政平衡交付金の交付を受けない地方団体に對し現状をそのままにしてさらに新たな独立財源を付与することとなるような方法をとることは困難なのであります。

このような諸事情にかんがみ比較的地方財政平衡交付金の不交付団体に収入の多い入場税を、形式的には国税に移して人口按分により各都道府県に平等に還元する方法をとることによつて、これらの団体の独立財源を少くした上で、反面普遍的に収入の得られるタバコ消費税を国から移譲を受けるなどにより全地方団体に對して新たに独立財源を付与する道を選ぶこととしたのであります。

これが入場税について譲与税制度をとらうとする理由であります。以下本法案の内容につき御説明いたします。

第一に、この入場譲与税は、入場税の収入額の十分の九に相当する額といたしております。十分の一を国の収入といたしましたのは、国税として徴収する際の意欲を阻害しないこと及び徴収費をまかなふことの二点に存するのであります。

第二に、入場譲与税は、都道府県に對し、その人口に按分して譲与することとしたしております。これは各都道府県に對し、平均的に財源を提供しようとする趣旨からであります。

第三に、入場譲与税の譲与時期であります。毎年度六月、九月、十二月

及び三月の四回とし、それぞれ前三箇月間において徴収した実績に依り譲与することとし、入場税の十分の九が当然入場譲与税となることを明らかにいたしております。ただ昭和二十九年及び三十年につきましては、移管の経過措置として譲与時期または譲与額につき若干の特例を設けたのであります。最後に入場譲与税の使途につきまして、国は、条件をつけたり制限をつけたりしてはならないものとしたのであります。法文上も入場譲与税が一般財源であることを明らかにいたしております。

以上今回の入場譲与税法案につきましてその基本方針並びにその内容の概略を御説明申し上げたのであります。このほか入場譲与税の譲与金の会計につきましては、一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるもので特別会計を設置し、経理区分を明確にいたすべく別途法案が用意されております。何とぞ御慎重審議の上すみやかに本法案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

○中井委員長 なおこの際大蔵委員会に対し連合審査会開会の申入れに關してお諮りいたします。ただいま提案説明を聴取いたしました入場譲与税法案は、目下大蔵委員会において審査中の入場税法案ときわめて密接な關係を有する法案でありますので、理事会の決定に基き同委員会に連合審査会の開会を申し入れたらと思ひますが、御異議はございませんか。

○中井委員長 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。なお連合審査会

の開会の日時等につきましては、大蔵委員長と協議の上、公報をもつて御通知いたします。

○中井委員長 引続き警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案の両案を一括して議題といたします。本日も開会前の理事会の決定に基いて、昨日に引続き逐条説明を聴取いたします。本日は警察法案第三章第十五条よりであります。柴田國警総務部長。

○柴田(通)政府委員 昨日現行警察法との条文比較対照表がございまして、したので、御審議にたいへん御不自由をおかけして恐縮に存じますが、本日現行警察法との法案との条文の比較対照表をお配りいたしましたので、現行法との關係をもしごらんになるときは、その条文を一々対照いたすことを省略いたすかもしませんが、ごらんのほどをお願いいたしますと存じます。

第三章の警察庁から本日は条を追いますが、第一節は警察庁の設置の規定でございます。「国家公安委員会に、警察庁を置く」と規定いたしております。昨日のところにございまして、国家公安委員会が内閣総理大臣の所轄のもとに置かれるのでございまして、国家行政組織法上は国家公安委員会が総理府の外局という地位を占めるのでございまして、警察庁そのものは総理府の外局であるわけではございせん。条文の比較対照表の現行法欄、すなわち下の欄にございまして、現行法におきまるところの国家地方警察本部は「国家公安委員会に、その事務部局として国家地方警察本部を置

く」と規定いたしているものでございす。今回の法案におきまるところの警察庁の地位でございしますが、これはただいま申し上げたような国家行政組織法上の総理府の外局であるものではございせんので、総理府の外局である国家公安委員会に置かれるところの、機関であります。同時にまた現行法の事務部局というものであるということも、もつぱらその性格をいたすものではございせんので、第十七条におきまして、警察

庁は国家公安委員会の管理のもとにおきまして昨日御説明を申し上げました第五節の第二項に掲げますところの事項を、権限として所掌いたしますところの機関としたのでございす。すなわち警察庁は総理府の外局であるところの国家公安委員会に附屬いたしまして、一面におきましてもちろんその事務局であるところの役割をすけれども、単なる事務部局ではなくして、みずから第五節第二項に掲げる権限を行うことができるという地位を持つ機関でございす。すなわち言葉をかえて申しますならば、国家公安委員会の中央におきまるところの警察の管理機関であるのに対して、警察庁はその管理を受けまして、その管理のもとにおきまして第五節第二項に掲げる権限を、みずから執行することとができるというの機関でございす。国家行政組織法上に当てはめま

すならば、単なる事務部局ではなくて、国家行政組織法の八条にございすところの行政機関に付屬する機関という地位に當るのでございす。第十五条は警察庁の設置規定でございす。

十六条は警察庁の長官の規定でございまして「警察庁の長は、警察庁長官の意見を聞いて、任免する。警察庁長官の任命は現行法の国家地方警察本部長官を見ますと、御承知の通り国家公安委員会が任命をいたしましたので、その場合におきまして内閣総理大臣の意見を聞かなければならないこととなつておりますが、この法案におきましてこの警察庁長官は、逆に内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとなつていのでございす。

この理由その他につきましては、すでに提案理由その他御説明が出ておりますので、省略いたしますが、法律上の事務的の面から見ますと、先ほど申し上げましたように、第十五条の警察庁の地位が現行法の単なる公安委員会の事務部局でなくして、第五節第二項の独立の権限を有する機関であるといふことからいたしまして、政府が治安責任を明らかにするといふ趣旨からいたしまして、公安委員を国会の同意を得て任命することに加えて、それを執行する権限をも有するところの警察庁長官を、これまた同じく国家公安委員会の意見を聞いて内閣総理大臣が任命する必要があるものと認めたものであると存するのであります。

第二項は警察庁長官の権限でございす。警察庁長官は、任命は今申しましたように内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命するのでございす。職務上は内閣総理大臣の指揮監督を受けるものではございせん。国家公安委員会の管理に全面的に服し、警察庁の庁務を統括し、そうし

て自分の警察庁の所掌事務についてこれを統括いたし、かつ職員任免、職務の統括をいたしました上に、警察庁の所掌事務につきましてだけは、都道府県警察を指揮監督する権限を持つのであります。都道府県警察を指揮監督いたします範囲は、警察庁の所掌事務についてでございまして、これまで昨日の第五節の第二項に権限をいたしまして限定列挙いたしました事項に限るのでございす。しかしながら、第五

条第二項の権限の中におきましては、制度の企画調査でありますとかいふたふに、事務の性質上特に指揮監督をいたす必要のないようなものも含まれております。従いまして、この第五条第二項の事務の内容によりまして指揮監督をおもにもするものと、非常にその程度が少いもの、あるいははつたくな

いものといつたような區別が実際におきましてはあつかう存じます。みずから国家公安委員会が管理いたしまして、警察庁の所掌いたします教養、通信、鑑識、統計、装備、こういったような事務につきましては、都道府県の仕事を自己の責任において国家公安委員会なり、警察庁がやることになりまので、もちろんそれらの仕事につきましても若干の指揮監督面があるかと存じますが、主たる面は、やはり第五節第二項の第三号に掲げてございすところのイ、ロの災害、騒乱にかかるとの指揮監督が、實際問題としてお

が、公安委員会が都道府県警察全部を全面的に管理いたしておりますので、この指揮監督は都道府県公安委員会を通じて、当然指揮監督するものと考えます。

第三項は、警察庁長官の任免につきまして、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することになつておりますので、今度は管理機関でありますところの国家公安委員会に對しまして、これが任免権者である総理大臣に對して、長官の懲戒または罷免に關し必要な勧告をすることができるといふ勧告権を認めたのでございませう。勧告につきましては、懲戒罷免に對する積極的な勧告もあり、また監視必要な勧告でございまして、消極的な懲戒、罷免に値しないというような種類の勧告もでき得ると解釈をいたします。

第十七条は警察庁の権限でございまして、これは国家公安委員会の第五條第二項に列挙いたします権限とまつたく同じであります。国家公安委員会の管理のもとにみずからこれらの仕事を警察庁は行い、国家公安委員会はこれらの仕事につきまして警察庁を管理するといふ立場にあるのでございませう。

第十八条は警察庁に次長を置く規定でございまして、これは大体明文になつておりますので御説明を省略いたします。

第二節は、警察庁の内部部局についての規定でございまして、現行法の国家地方警察本部を例にいたしますと、現行警察法は国家行政組織法が整わない前にできました關係上、警察法自体の中には、五つ以内の部を置くといふこ

とを規定いたしてあるだけでありまして、一々その内部部局のそれらの分掌のことにつきましては、国家地方警察組織令という政令に譲られてゐるのでございませう。しかしながら、国家行政組織法によりますれば、部課の所掌事項といふものは本来法律に書くことになつておりますので、今回の法案におきましては各部の分掌事項を十九條から始まりまして二十五條の間に、規定をいたした次第でございませう。実際に

おきまして、この内容は現在の国家地方警察本部が五部ございませうが、その五部が分掌いたしておりますところとほとんどかわりはないでございませう。ただかわつておりますところは、総務部、警務部、刑事部、警備部、通信部の五部がございませうが、総務部の名前を、国家行政組織法にならぬままに長官官房といふものが置けることになつておりますので、長官官房にいたしまして、総務部長のかわりに官房長という名前のものを長といたしまして、各部に部長を置くことにいたしておるのでございませう。

第十九条、第二十條はそういうことでございまして、第二十一條からはそれぞれの分掌事項でございませうが、二十一條の官房の所掌事項は、これはおおよそ各官房にあるようなものと類似のものでございませう。現在におきまして警察本部の総務部の所掌事項とほとんど同一でございませう。警務部の所掌事項も同様でございまして、警察庁の所掌事項のすべてこれらの事項につきましては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。上といふことになつておるのでありまして、その範囲内におきましての分掌を規定いたしましたものでございませう。

第二十三條、第二十四條、第二十

五條の刑事部、警備部、通信部におきまして同様でございまして、警察庁の所掌事務について第五條のうち国の公安に係るものについての警察運営に關すること。はもろろん、それ以外におきまして緊急事態に對するところの計画実施でございませうとか、皇宮警察に關すること。でございませうとか、あるいは職員任用、勤務活動の基準に關すること。でございませうとか、その他の警察行政の調整に關すること。でございませうとか、諸制度の企画及び調査に關すること。という事柄の範囲内におきまして、事項別にどういふ仕事をどういふ部が行うかといふことを規定いたしたものでございませう。従いまして先般御質問もあつたかと思ひますが、この中に犯罪の予防とか保安警察とか警備及び交通警察といつたようなことが出ておりますが、それらの仕事についてこの内部部局に権限ができて何でもやれるという趣旨ではございませう。

「警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。」といふことで、それらの事項はどこのやるかといふことを規定いたしたものでございませう。権限そのものは、あくまでも第五條第二項の列挙の事項に限るわけでございます。

〔委員長退席、佐藤（親）委員長代理着席〕
第二十六條は、課及びその他課に準ずるものの設置と所掌事務の範囲を國家行政組織法と同じ方針によつて政令で定めることといたしたのであります。

次に第三節は、警察庁の附屬機関に關する規定でございませう。これも第二十七條、第二十八條、第二十九條にわ

たりまして、警察大学校、科学捜査研究所、皇宮警察本部、この三つを警察庁の附屬機関としておるのでございませう。現行法の警察法の中には、法律に職務の内容を明記してございませうのは、その内容及び設置のこまかいものを書いてございませうのは、警察大学校だけでございませうが、實際問題といたしまして警察大学校、科学捜査研究所、皇宮警察本部は、いずれも國家地方警察の基本規程、あるいは皇宮警察は、現行法の第四條の國家公安委員会の所掌の中に入つておることに基きまして、皇宮警察の基本規程によりまして、現実にあるものをそのままに規定いたしておるものでございませう。

第四節は、警察庁の地方機關に關する規定でございませう。警察庁の地方機關といたしまして管区警察局と、それから北海道に北海道地方警察通信部を置くことといたしておるのでございませう。現在御承知の通り、國家地方警察におきましては、警察管区本部といふものを地方の事務部局として持つておるわけでございませうが、今回はこの警察管区本部という名称を廃止いたしまして、かつその機構の内容を簡素化したしまして、それからその管轄区域に若干の変更を加えました次第であります。府縣警察がそれ、獨立して、警察の責に任ずるといふことになりませうので、管区本部の本部という名称は適當でなからう、中央の警察庁の地方機關でございませうので、局という名称にいたしましたのでございませう。

第三十條は管区警察局に對しますところの設置規定でございまして、管区警察局に分掌させる範囲を列挙いたしたものでございませう。これは第五條の警察

の権限として所掌する事項の中で、仕事の性質上管区警察局に分掌する必要があるものだけに限定いたしたのでございませう。管轄の区域は現在北海道を加えて六管区ございませうが、北海道は今回の法案におきましては、府縣警察としての北海道警察を設置することになつておりますので、これは廃止いたしました。管区警察局を設けず、後に出て参りますところの通信事務についてだけ、これは國がやる必要上、北海道地方警察通信部を置くこととしたのであります。それから東京の警視庁は、これは首都であるところの重要性にかんがみまして、警察庁の直轄になる場合、その職務については直轄にするといふことが適當であらうと考えまして、関東管区警察局の管轄区域から除外してございませう。残りにおきましては名古屋と高松に管区警察局を新設いたしまして、高等裁判所、高等検察庁、公安調査局といつたようなものとの關係上連絡に便ならしめるように、一致するようにいたしたわけでございませう。ただ名古屋と高松の新設につきましては、管区警察局全体を、後にございませうに五部制としてすべて定員予算とも既往の範囲内において設置するといふ方針のもとに、ただ管轄区域の内部的な変更といふことで、他の治安機關との連絡を密ならしめる趣旨に出たものでございませう。

三十一條は管区警察局長の規定でございまして、管区警察局長を置きまして、そして管区警察局長の仕事をさせますと同時に、警察庁長官の命を受けたる範囲内におきまして、しかも管区警

警察の、所掌事務に限りまして、府県警察を指揮監督することができるようにならねばならぬ。第三項にございまして、管区警察局長には総務部、公安部、通信部の三部署を置きまして、現在は警務部、総務部、それから警備部、刑事部、通信部等、五部、各管区警察本部と同じように五部、各管区警察本部にあるのでありますが、それを三部署に簡素化したところでおるであります。

第三十二条は管区警察学校に関する規定であります。これは現行法では各管区本部に管区警察学校を附置しておりますのと同様でございます。幹部としての必要な教育、訓練その他専門的な教育をすることを主たる目的としております。

第三十三条は先ほどちよつと御説明申しましたように、北海道におきましては道警察になる関係上管区警察局を置かないで、通信についてだけ警察庁の事務を分掌させるための北海道地方警察通信部を置くこととしたのであります。

第五節は警察庁の職員についての規定でございます。「警察庁に、警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他所要の職員を置く。このうち皇宮護衛官は皇宮警察本部に置くことになるのであります。そういたしましたして警察官といたしましては、長官はそれ自体警察官の身分を持つておる。しかしこれは後に警察職員というところに階級のことが出て参りますが、階級を特に持たないといふことにいたしました。それ以外の必要な機関といふことには警察官をもつて充てるといふことにはしておるのであります。ここではそ

れがはつきりいたしておりますところの次長、官房長、通信部長を除く部長、管区警察局長といつたような、おの職を例示いたしてございしますが、その他政令で定める職は警察官をもつて充てるといふ、この政令におきましては大体現在警察官をもつて充てていような所要の職を規定する考えでございます。皇宮警察本部は皇宮護衛官をもつて充てるといふことにはしてございします。第四項は例文であります。

第三十五条は警察庁の職員の定員に関する規定であります。「警察庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定められる。これは御承知の行政機関職員定員法のことでございます。さらにそれらの警察官、皇宮護衛官については階級別定員を設けることになっておりますので、これは総理府令で定めることになっております。

次は第四章の都道府県警察について御説明申し上げます。

第一節は総則でございます。第三十六條は都道府県警察の設置の規定と、その責務を明らかにいたしてございします。「都道府県に、都道府県警察を置く。となつておる。すでに、都道府県単位に警察を置くというのと違ひまして、地方公共団体でありますところの都道府県そのものに、その機関として都道府県警察を置くという趣旨でございます。都道府県警察は、その都道府県の区域につきまして二条に掲げますところの、警察の責務として定められております。方般の責務にみずから任ずるわけでございます。「区域につき、」となつておりますのは、区域のうちということでありま

が、同時に事務によりまして例外的に、その区域内に属しないたしまして、外部に職権行使が及ぶことがありますので、こういうふうになつておるのであります。

第三十七條は都道府県警察の経費に関する規定でございます。都道府県警察に要する経費は三通りになるのでございします。第一に掲げてございしますように、「左に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫がみずから支弁することになつております。これは第一号から第八号まで掲げてございしますが、要するに警察の行方のような仕事であります。か、あるいは国家的な関心の深いような仕事の性質を持つものでございまして、その費用を都道府県に分担することは、いかにも適當でない、必ずしも国家的なものではなくて、非常にその範囲が広域にわたつて、一つ／＼の府県が負担することが不當であるといつたような経費を、ここに掲げてあるものでございします。これは一応の目安でありまして、事務によりましては、政令でさらに詳しく具体的にいたしまして、その範囲を国庫が支弁することとなつておるのでございします。そのおもなものを申し上げますと、警視正以上の階級にある警察官は国家公務員ということになつておりますので、その人件費、それから警察庁が所掌いたしまして、その教養、特に学校の経費、それから通信、鑑識、統計、それから警備につきましては、その全部といふことにはいたしません。性質上少しおかしいので、その中でやはり国家的な警備的な装備品として、「一般車両、船舶並びに警備装備品の整備に関する経費——この「警備に要する」は訂正書に出ておりますように誤

植でございまして、「警備装備品の整備に要する経費」でありますので、御訂正のほどをお願いいたします。この反面警察装備といひましては、いわゆる單純な個人装備、いわゆる普通の被服といふようなものもあるものでございします。そういうものにつきましては、これは当然地方が負担する方が適當であるといふことで除外してあるのでございします。それから警備及び警備に要する経費。これも警備的な警察活動といふものは、大部分広い範囲にわたるようなものが多いと思つたのでありますけれども、中にはまづた地方的な祭礼の警備でありますとか、競輪の警備でございますとかいふようなものがございまして、そういうような警備活動の費用は、これを地方負担のもとに入れてあります。それから第八号が犯罪関係の費用でございますが、これも国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査といふことにはいたしまして、政令で詳しく列挙いたしまして、それらの特定の犯罪に要する経費だけを、国庫が支弁いたすことにいたしてあります。これは予算編成の際、一応二十九年予算編成といひまして、大蔵省との間に話ができて上つていゝるものがございします。機を見ましてこの内容につきましては御参考までに御配付することができると思ひます。

以上が国庫の支弁でございしますが、それを除きまして残りは都道府県そのものが支弁するといふことが、経費負担の原則でございします。ただその都道府県が残り原則的にすべて負担するのでございしますが、そのうちにおきましてさらに予算の範囲内において政令の定むるところによりまして国がその

一部を補助するといふことが第三項にございします。この政令の内容として予定いたしておりますのは、大体通常その職員の設置に伴つて必要な経費は、補助の対象とならず、いわゆる人件費と、それから人件費類似の職員の設置に関する費用、人件費、被服費、それから人当り費、赴任旅費といつたものは人数をかけさえすれば機械的に出て来るような経費でございまして、これだけは補助の対象となつておりませんが、それ以外の一般犯罪の捜査費あるいは防犯についての活動費あるいは交通警備、外勤警察あるいは警察署その他の庁舎、公舎等の施設費、こういったようなものにつきましては、おのおの半額の国庫補助をするといふことを政令で規定いたしたい考えでございます。二十九年の七月以降におきましてこの法案の施行予定日以降の予算につきましては、そういうような方針をもつて、予算は編成されていゝるものであります。大体の概略を申し上げますと、種類といたしましてはそういうふうな国庫支弁とそれから国庫が補助をする対象となる経費と、純府県費、この三つにわけられるのであります。が、大まかにだけ申し上げますと、本年大蔵省との間に予定いたしました費用を平年化したしまして——これは七月以降でございします。そのまゝ申し上げても御参考にならないと思ひますが、警察署の経費も含めまして国が支出いたします。一切の費用が百二十億でございます。そして府県費が四百億、こういうふうな思つていただければ、こういうふうな思つていただければ、三万人の定員整理をいたします。三

約三百二十億に、ほかの条件が同じなりせばという条件でございますが、人件費その他が減りますので、国の方の所要の百二十億が百十四億ばかりになります。それから府県費の分は四百億が三百二十億くらいになる、これは人員整理だけを三年後にやつたあとというところで計算いたしますと、そういうことになるのでございます。今の国費の中には警察庁の経費もございまして、都道府県警察に要するところの国庫と府県に分担につきましては、またさらに必要によりまして資料を整えたいと存じます。

○佐藤(親)委員長代理 お諮りいたします。大義法務大臣が出席になりましたから、条文の説明はこの次に譲つて、一般質問をしたいと思ひますが異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○佐藤(親)委員長代理 では法務大臣に一般質問を許します。門司君。

○門司委員 きょうはごく概括的の質問をいたしたいと思ひますが、まず新しい警察法を出されておりますその理由として一つの大きな問題は、法律の体裁であります。私はこれについて最初に聞いておきたいと思ひますが、現行法は前文を持つておるのであります。この前文を持つておりますものは、憲法に前文がございまして、教育基本法に前文がございまして、さらにこの警察法がその前文を持つております。そも／＼この前文を設けましたものは、警察法の条文の内容の概略と申しますか、警察法の概念をこの前文に表わしておるのであります。ちやうど憲法の前文と同じような趣旨で

あります。今回の警察法に對しましてはその前文が削除されておる。私は少くとも民主警察の理念を出そうといひます。それは、やはりこれには前文が必要ではないかというふうに考えるのでございまして、その前文を削除された理由を、ひとつこの際にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○犬養國務大臣 お答え申し上げます。昨年委員会と同じ御議論がございまして、そのときも申し上げたのでございまして、いかに御指摘のようには憲法と教育基本法とそれから警察法には前文がついております。昨年警察法改正に際しまして、内閣及び法制局ともいろいろ相談いたしました。今まではあるものを無理にそうする必要はないのでありますけれども、新しく改正法を出す場合には、なるべく前文というものは省く体裁にして行きたいというふうに一致いたしました。前文の精神を第一章に織込むというふうにいたしましたわけでございまして。これは昨年来いろいろ御議論もあるところでございまして、結局その点のよしあしは意見の相違ということになるかも知れません。政府といたしましては今申し上げたような精神で、このような体裁にいたしました次第でございまして。

○門司委員 私は昨年のときにも大体お伺いをいたしておりましたが、また同じことを聞くのであります。昨年提案されたものと多少かわつております。今度新しい法律を出しておいでになります。この第一条におきまして、大体前文を除いた一条とほとんど同じような内容が書いてあります。少くとも法律の体裁というように、少く

この前文を書かないでもいいというように事務的なものでは決してない。これはやはり警察法自体を貫く一つの根本精神だと思ふ。もし大臣が現行警察法の前文を事務的なものであるというようにお考えになるとすれば、非常で大きな誤りだと思ふ。われ／＼はただ単に大臣のそうした意見だけでは、これを承服することはできないのであります。なぜ私がそういうことを申すかといひますと、この警察法の前文には、憲法の精神に從つて地方自治の真義を推進する観点から、ということが明らかに書いてあります。これは非常に問題でありまして、今度の警察法には前文を書かないというのはいさ／＼この前文に於いて警察法をこしらへるとするならば、こ／＼いう国家警察の性格の非常な強い警察はできないはずである。憲法には、地方自治の本旨によつて自治の本義を徹底するようにということが九十二条にはつきり書いてある。そしてこの憲法の九十二条の地方自治の本旨に基いて、従前の国にありました府県制とか市町村制というものが廃止せられて、地方自治法という新しい法律が制定されておる。その自治法の第二条において、地方の公共団体は地方公共の秩序を維持しなければならぬ責任が負わされておる。われ／＼は、これがやはりこの警察法の中心にならなければならぬと考へておる。従つてこの前文を除かれたということは、私の邪推かもしれませんが、こ／＼いう前文があつたのでは、こ／＼いう国家的色彩の強い警察法をこしらへるわけに行かない、そこでこ／＼いうものはじやまになるからとつておこうというお考へでなかつたか、ただ単に条文の体裁

だけであるということには、私はどうしても考えられない。それで大臣はよく御存じだと思いますが、先ほど申し上げましたように、憲法第九十二条の趣旨によつてつくられた地方自治法の第二条には「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」ということが明らかに書いてある。これらは警察行政と密接な関係を持つ一つの条文であります。従つて単に法律の体裁であるということだけでなくして、そこにはこの警察法前文を読んでみると、見のがすことのできない意図があつたのではないかと考えられる。そこで聞いておきたいと思ひますことは、大臣は憲法第九十二条の自治の本旨に基いてつくられた現在の地方自治法の第二条に書かれております、先ほど読みました条文をどう解釈されるか、この点お伺ひします。

○犬養國務大臣 前文が事務的かというお尋ねでございますが、前文そのものは事務的でございます。確かに精神をうたつていられるのであります。前文に書かれなければ警察法の精神が表現できないかどうか、こ／＼いう別の問題が起るわけでございまして。当時の立案に参画しました政府、ことに法制局と国警担当当局との折衝におきましては、私個人もそう感ずるものであります。旧警察法の前文といふものは何となく外国風のおいがある。それで、第一章の第一条、第二条と法律らしくきつちりとわけることの方がよいという認定をいたしましたのであります。結局これは御意見の相違になるかと思ひます。それから地方自治法にうたつてあります精神、これはもとより

当然でございますが、このたびの警察法は、従来の国家地方警察は国家的色彩が濃過ぎて、地方自治の精神にやや欠けており、自治警は地方自治の完全自治に過ぎて国家的要素を欠如してゐるとして、申し上げましたその精神に基いて書いたわけであります。国警も自治警もともに廃止して府県単位にするというところにわれ／＼の精神がございまして、従つて第一条も第二条もこのたびの警察法の組立て方によつて書いたわけでございまして。そんなように御承知を願ひたいと思ひます。

○門司委員 どうも認識の相違だといふことになりまして、いつまで議論をしてもおつつかないと思ひますが、今の大臣のお話は、大臣の説明書の中にも書いてあります。今日の二本建の、町村を管理する国家地方警察は国家的性格に過ぎて自治的要素を欠如し、都市を管轄する自治体警察は完全自治に過ぎて、国家的性格に欠くところがあつて、その通りに大臣は説明されたと思ひますが、現行警察法によりまして、警察の任務については自治体警察も国家警察もかわらないのであります。ただその任務を遂行する上において、地域的にさういふ區別が一応行われている。従つて私はこの大臣の説明書は当たらないと思ひます。

自治警が完全自治に過ぎるとか、国警が国家的に偏してゐるというりくつは警察法に關してはなかりと思ひます。警察官たる職務を行う権限というものは同じであります。これは単に警察法に定められております警察の職務だけではないと思ひます。そのほか警察官の職務執行に關する法律にいたしましても、あるい

は、従来の国家地方警察は国家的色彩が濃過ぎて、地方自治の精神にやや欠けており、自治警は地方自治の完全自治に過ぎて国家的要素を欠如してゐるとして、申し上げましたその精神に基いて書いたわけであります。国警も自治警もともに廃止して府県単位にするというところにわれ／＼の精神がございまして、従つて第一条も第二条もこのたびの警察法の組立て方によつて書いたわけでございまして。そんなように御承知を願ひたいと思ひます。

は軽犯罪法にいたしまして、同じものが適用されておる。従つて、警察官の職務について大臣がこの説明書の中に、こゝういふふうにお書きになつてゐることは私はわからない。もし大臣のたゞいまのような御答弁だといはしますならば、今日の国家地方警察のどこが国家的色彩を帯び過ぎたか、あるいは自治体警察のどこが完全自治の模範を帯び過ぎたか。私は法律の全文を読んでみてもどこにも區別はありません。従つて警察官の行動が国家地方警察と自治体警察との間において區別はないと考えておる。もし區別があるといふならば、その実例をひとつ示していただきたい。

○大審院事務大臣 お言葉のように第二条には「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」とある。警察の実質の任務というものはいさういふものでございませう。しかしながら近代国家におきましては、こゝういふ種類の警察事務対象だけでは済まされない情勢になつてゐるのであります。従つて中央からの法律によつて十分に制限してあるが、とにかく中央から指令すべき国家的色彩を帯びた警察事務があるのであります。門司さんはそれがあつたが、こゝういふ御観念でお話のようでありまして、これは近代国家における警察任務といふものの、お互いの立場から来る考え方の相違になるのではないかと、こゝういふふうにお考えおるのでございませう。

○門司委員 私も今日の警察運営の中で国家的問題があることはよく承知

いたしております。通貨あるいは証券の偽造行使であるとか、あるいは外国人に対する犯罪といふようなものは、当然国家的色彩を持つておることはわかつておる。しかしこれらの犯罪に對しては、今日の警察法の中で相互間に十分連絡がとれるやうにできておるのである。これがあるからといつて、地方の自治警察に對しては、それらの犯罪に對して、何もしなくてもいいという規定はどこにもない。これは単に国家地方警察が行う仕事だといふやうな規定はつきり区分されてゐるわけじやございませう。この現行警察法の二条に掲げておられますものの中に、広義に解釈いたして参ります。先ほど申し上げましたやうな国家的犯罪はたくさんあるわけである。従つて警察の運営の中には、今大臣の言われたやうなことがかりにあるといはして、現行法において、こゝういふやうに大臣が説明されておられますやうに、一方は国家的色彩が強過ぎてどうもうまく行かない、一方は完全自治に過ぎてうまく行かないといふやうな、現在の警察運営の中に區別はないはずだと思ふ。私の大臣にお聞きしますと、それは、それらのことでもし自治警察が完全自治であることのために、国家的犯罪の捜査その他に對しては、國家的なとか、あるいはその遂行が困難であるとかいふやうな事例があるなら、こゝに示していただきたいといふことを私は申し上げておるのであります。

○大審院事務大臣 これも昨年しばしば門司さんから御質問があつたと同じ点だと思ひます。結局運用の妙で行けるではないか、何もこんなに大膽さして現行法をかえる必要はないではないか

という昨年来の御主張と思つてございませうけれども、私は、異なる命令系統のもとにおける運用の妙といふものは、その妙味に限度がございませうので、自治警察が従前の役目、それ自体を果していいないといふものではございませう。結局いづれ有能な人が自治警察におられる、その組織自体のために十分に発揮できない部分がございませうので、自治警察の方もいづれにその能力が発揮できるように、國家的なものについて法律に明記した上中央から指示ができるやうにしたい、こゝう考えております。結局一つの命令のもとにおける官吏あるいは公吏の能力、役目の範圍といふものがきまるのでございまして、それがお互い人間の能力としてありますから、その能力が十分発揮できるやうに組織をかける、行政整理や何かの組織がえもそこから来るのでございまして、りくつではかえないで済むことでありまして、結局運用の妙には限度があるといふところに、われわれがしばしば警察法のみならず、法律改正をやるというこの原因が起つて来るものと考へておるのでございませう。

○門司委員 私は大臣に對しましてはその実例を示してもらいたたいと申し上げたのであります。もし実例を示されておられませう、もし必要があるならば私の方から実例を申し上げてもいいと思ひます。たとえば、これを國家的の犯罪といふのは國家的犯罪であり、逮捕状が出ておりますから一つの犯罪には間違ひございませうけれども、共産黨に對する問題、これなども明らかに一つの地方的犯罪ではないかと思ひます。これらの取締りに對しては最も今日注目しておりますものは八幹

部が地下にもぐつておることでありまして、すでに三年、四年になるのに、いまだにこれの検査が行われぬ。その中で二人検査されておりますもの、はい、いづれも自治警察においてこれを検査している。そなたは、いまだに、何も自治警察があまりに完全自治に過ぎ、國家警察の必要とするやうな全國の犯罪に對して協力しなかつたといふ形ではなかつたかと思ひます。自治警察といへども、國が捜査し、國が犯罪として取締らなければならぬものにつきては、今日の警察法の命ずるところによつて、忠実にこれを行つておると私は思ふ。大臣の説明書によりまして、先ほどから申し上げておりますやうにどうも困ると書いて、その次に何と書いてあるかと申しますと、性格の異なつた警察と書いてある。今日の警察が、組織の上においてはかわつておるかもしれないが、性格は國家地方警察といへども自治警察といへども同じだと思ふ。もし警察の性格がかわつておるとすれば非常に大きな問題であり、アメリカの例をこの前の委員會で大臣からもお話をあつたのでございませうが、たとえばアメリカのFBIのような性格は、あるいはかわつておると言へるかもしれない。しかしこれとて、私は必ずしも警察行政の上で、性格のかわつたものじやないと思ひます。職務の権限といふものは非常に強いものを持つております。そうしてこれは日本の公安調査庁のやうなものでなくして、實際上の捜査権を持ち、逮捕権を持つてやつておる。しかし日本の今日の自治警察、國警察といふものは、別れております。大臣がこゝで説明されておりますやうに性格が異なるなどと

部が地下にもぐつておることでありまして、すでに三年、四年になるのに、いまだにこれの検査が行われぬ。その中で二人検査されておりますもの、はい、いづれも自治警察においてこれを検査している。そなたは、いまだに、何も自治警察があまりに完全自治に過ぎ、國家警察の必要とするやうな全國の犯罪に對して協力しなかつたといふ形ではなかつたかと思ひます。自治警察といへども、國が捜査し、國が犯罪として取締らなければならぬものにつきては、今日の警察法の命ずるところによつて、忠実にこれを行つておると私は思ふ。大臣の説明書によりまして、先ほどから申し上げておりますやうにどうも困ると書いて、その次に何と書いてあるかと申しますと、性格の異なつた警察と書いてある。今日の警察が、組織の上においてはかわつておるかもしれないが、性格は國家地方警察といへども自治警察といへども同じだと思ふ。もし警察の性格がかわつておるとすれば非常に大きな問題であり、アメリカの例をこの前の委員會で大臣からもお話をあつたのでございませうが、たとえばアメリカのFBIのような性格は、あるいはかわつておると言へるかもしれない。しかしこれとて、私は必ずしも警察行政の上で、性格のかわつたものじやないと思ひます。職務の権限といふものは非常に強いものを持つております。そうしてこれは日本の公安調査庁のやうなものでなくして、實際上の捜査権を持ち、逮捕権を持つてやつておる。しかし日本の今日の自治警察、國警察といふものは、別れております。大臣がこゝで説明されておりますやうに性格が異なるなどと

いふことは私は全然ないと思ふ。もし今日の日本の警察制度の上において、國家地方警察と自治体警察との間に性格の異なる点があるならば、それをこゝではつきり言つてもらひたい。私が先ほど申し上げておりますやうに、法律の運営その他の面においての区分はおのずから行われておりますが、警察としての性格はまったく同じだと私は思ふ。もし違ふ点があるならば、この点をひとつ大臣から御説明をお願いしたいと思います。

○大審院事務大臣 二点についてお答え申し上げます。自治体警察が共産黨その他暴力主義的破壊活動を行うものを逮捕できないと申し上げたことはございませう。また事実上自治体においてこれらの人を捕えたこともございませう。私の申し上げるのとはこゝういふことではないのであります。しばしば申し上げますやうに、大規模な擾亂はめつたにありませんが、國民を安眠させるためには、起り得べきあらゆるケースを予想してそれに備へるということが警察の責務でございませうから、従つて同時多発的に二縣とか三縣あるいは四縣所とか五縣所とかに起るべき擾亂に備へるためには、一つの自治体が自治体を守るという意識だけでは、割切れないものがあることは御承知の通りでございませう。そういうものに備へるためには、國家的な立場から國全体の治安をなされる一つの組織を持つていける役所の任務を加味して行かなければならないといふところに、私どもの主張があるものでございませう。従つて自治体は実によく勤めておられますが、Aという都市はAという都市の治安を一生懸命なさつておられますが、九州のA

という都市が北海道のBという都市までやれと言つても、これは組織が無理なのであります。従つて性格の違い、どの都市もながめ得る別の性格の警察の任務がそこに加わるべきがよい。従つて性格が異なるというのを申し上げた次第でございます。

○門司委員 今の大臣の答弁で私納得ができません。なるほど鹿兒島の警察が北海道の警察をどうしようという事は、これは地理的に申し上げてもできません。私は組織的に申し上げてそういうことをここで言つていくわけではございません。警察の本質的の性格であります。ここに掲げておきます大臣の説明の中にありますことは、明らかにこの点を指摘されておりますので私は聞いておるのであります。これには、さつきも読みましたように国家地方警察は国家的の性格が強く、自治体警察は完全自治に過ぎない国家的性格を欠くというところになっておる。そうしてそれは性格が異なるからと書いてある。運営上の問題は性格じやございせん。私は警察の性格というものは、今日の社会の通念といたしましては少くとも警察自体でなければならぬと思ふ。運営上におきましては今日の自治警察を設けたというゆえんがそこにあるのであります。おのの自治体の性格あるいは自治体の住民の意識というものを答えて、できるだけ住民のための住民の警察に行きたい、民主警察に行きたいといふ概念のもとに、今日の警察法が制定されておりますので、一応はそういうことが言えると思ふ。しかし警察自身の性格には私はかわりがないと思ふ。同じ法律のものに同じようにやつてい

のであります。ただそこには運営上の多少の問題は出て来るかもしれませんが、しかし性格にかわりはないと私は思ふ。その点をもう少しはつきり大臣から聞かしておいていただきたい。そういういたしませんと、この後の警察法の審議をいたします上において、私どもは非常に迷うのであります。

○犬養国務大臣 お答えを申し上げます。だん／＼御質疑の意味がわかりましたが、これも意見の相違でございます。つまり犯罪があつたらつかまえる。つかまえないで逃げるな、避けるな、あるいは住民をしてまくらを高くして眠らせるようにしろ、あるいは国民に親切にしろ、交通だけ人が出ないようにしろ、そういう警察の本質においては、国警も自治警もかわりはありません。多分そのことをおつしやるのだらうと思ひます。しかしながらその受持つておる都市だけを、あるいは町だけを一生懸命に守つて任務を果すというところ、その一つの固定的な場所のみならず、全国をながめながら全般的治安をつかさどる、所掌するところとは、これは組織職務に関する性格が違ふのであります。このことを申し上げておきます。あなたのおつしやるのは警察の本質でありまして、それはそこに住んでおるものを守る、治安を維持する、平和を守つてあげるということ、国警も自治警もかわりはないのであります。その点は全然御同感でございますが、今申し上げましたように自治体警察といふものはそこにある役所がある、そこを一生懸命に百パーセント守る、国警はそのみならず全国をすべてながめて、バランスをとりながら治安を維持する、任務の性格が

違ふということについては、今も寸毫も私は言葉をかえるつもりはないのでございます。ただおつしやるように、警察といふもののその／＼の本質はまったく目的が同じでございます。それに甲乙かわりはないと存じております。

○門司委員 認識の相違かもしれませんが、本質的には警察はまったく同じでなければならぬと同時に、ただ大臣のここに書かれております性格の異なるというところは、運営上の一つの問題だと思ふ。今日の国家地方警察といへども、決してこれは自治体警察の中に起ろうとする犯罪その他に無関心ではいられないはずであります。これは私は必ずそうならざるを得ないと思ふ。同時に先ほどから言われております同時多発的の騒乱その他が起るような問題についての監視でございますが、これも地方の自治体にもし起ろうとするならば、決して地方の自治体警察はこれを等閑に付するわけには参りません。少くとも地方の自治体警察は、それは国家的犯罪である、住民にどんな迷惑がかかつて知らぬというわけには行かぬと思ふ。やはり国家的などんな大きな騒乱でありまして、いかなるものでありましようとも、住民にその影響を及ぼす限りにおきましては、自治体警察は働かなければなりません。そういたしますならば、これは性格はちつとも異なつていないと思ふ。たとえば同時多発的に起るものでありましても、むしろその管轄区域内において起る騒乱その他のきざしがありますならば、私は自治体警察の方が察知することが早いと思ふ。だから私は、今日の警察の性格という

ものについての大臣の御見解がそうであるとするならば、それでいいかもしれませんが、私どもから考えて参りますならば、国家犯罪といつても何といつても、何も国警が通貨偽造等の犯罪を全国的に検査するわけでもなければ、この端緒をつかむわけではございません。私は、もし通貨偽造の犯罪があるとするならば、国家的な犯罪ではございますが、それが一つの自治体で犯罪が発生するといつしますならば、その自治体がやはり検査すると思ふ。そうしてこのことは国家的、全体的の犯罪であるからということで、これに対してはやはり国警が全部の警察に対して一つの指令を出すといひます。従つて犯罪の起つて参ります、あるいは住民の不安をかし出すというやうなものが、もしございしますならば、それは自治警といへども、国警といへども、今日の警察法の規定の中で十分やり得るはずである。こういうことを自治体警察がやらなければならぬという理由が、私にはどうしてもわからぬ。先ほどから例を申し上げましたように、今日、明らかに国家的犯罪と目されるものでも、自治体が協力してやつていくということである。またそれは一つの国家犯罪であるといつても、地方犯罪であるといつても、犯罪にはかわりないのであります。同じように取締らなければならぬ。従つて大臣は意見が違ふというように考えられれば、それこそありませんが、私は性格の異なる警察が存在する結果にあるといふことの書いてあります大臣の説明書には、何と考へましても、これに納得す

るわけには参りません。もし今日の自治体警察の中が問題が解決しきれない、あるいは自治体警察がおろそかにしてある。そして国家犯罪を取締ることができなかつたというやうな実例があるならば、その方をひとつお示しを願ひたい。

それから、この機会に委員長にお願ひいたしておきますが、このことについて、私は名古屋の警察長を呼んでいただきたい。いわゆる大きな論争になつております国家犯罪と自治警との問題について、先ほど申し上げましたように、共産党の検査を名古屋の自治警がかつてやつておりましたので、名古屋の自治警はいかなる角度からこの端緒を発見し、いかなることに於いてこれを逮捕したか、こうした国家犯罪に対する自治警の協力、協力という言葉は私は当らないと考へます。当然の責務だと思ひます。この仕事をして来た内容をよく知りたいと思ひますので、大臣のお辯りになつたあとでもよろしうございしますが、ぜひ名古屋の国警隊長を呼んで、その間の事情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(親)委員長代理 お答えいたします。ただいまの申出は追つて理事会を開き、その上で決定することにいたします。

○犬養国務大臣 お答えいたします。どうもお考えと食い違ひの残念に存じます。つまり風水害が、三県にも四県にもまたがる風水害だから、たとえば熊本、自治警が手を出さぬといふやうなことのあり得ないことは当然でございます。また国家的な大きな同時多発的な騒擾事件だからほつて置こう、そういうことのあり得ないことは御指

摘の通りでございます。おの／＼の自治警が全力をあげてそれをなさるであまりまじやう。またなさつて参つたのでございませう。しかしながらたとえこの間の風水害で例を引きますならば、福岡県、熊本県、長崎県等みんな自分のところを水害から守ることを一生懸命やる。これはあたりまえです。しかし、もしも中央から国家的な組織を持つてなげますと、熊本県から二千名ほどすぐに二日くらい福岡県に応援に行つても、熊本県の風水害はさうひどくないといふことが、全般的にながめて御注意もでき、指令もできる。この点を申し上げるのであります。また偽造事件で、たとえば福岡県と福岡県と両方に飛火をしておる。その場合に福岡県も福岡県も全力をあげて自治警察が任務を遂行なさるであつたしやう。しかし国家的見地に立つて全般的ながめる組織を性格上持つておるものが中央におりましたならば、福岡県の方が早く摘発が行つて、福岡の方ではまだ犯人がそれを知らずにいるから福岡の方に、手をつけるためにこつちの発表を待つてくれといふように全般的指令ができるわけでございます。それは横の連絡でできるではないかとおつしやいます。しかし命令の系統に属した場合、門司さんもよく御承知のように、なか／＼うまく行かないことが多いのであります。それは自治警の罪ではない、私はやはりお互い人間が不完全なための罪であると思うのであります。不完全な人間が完全に働けることが適當の組織に活動あらしめるのが適當な法律ということになると思ふのであります。自治警が大仕掛の事件に

は、ちやんと一本化する事ができるやうになつておる、それを当該その他の公安委員会に指示をすることができようになつておる。従つてこういう事犯がまだかつて日本に発動したことになつた。私は法律の発動によつてなかつた。不備があると思ふ法律を直さなければならぬと思ふ。しかし法律においてはさういふことに備へることのために、たとえば県内においても知事にさうした一つの権限を与へ、国全体に對しても内閣総理大臣にさうした一つの指示権を与える、これらの問題がいまだに発動もされなければ、さうしたこともなかつたことによつて、ただちに法律を改廃するといふことは、あまりにも近視眼的ではないかとはいふやうに考へるのであります。大臣の御所見は一体どうか、この点をお伺ひいたします。

○大審院事務大臣 これは立法のとき、昨年以來ずっと考へた点であります。なるほど総理大臣には指示権があります。一度も使つたことがない。それは事件がないからだ、今後もしや事件がないからと御断定になります。意見の相違になるのであります。平たく言ひますれば、総理大臣の指示権と云ふと非常にかどが立つわけでありませう。それをひんびんとしてやれば、門司さんから、総理大臣が非常に強い権力を持つてしまつたのではなからうかといふ別のおしかりがでると思ふのであります。総理大臣の指示権といふものは、口ではたやすいが非常に大げさなものになるわけでありませう。また社会も、こんなにひんびんと総理大臣が指示をしなければならぬ治安情勢かといふので、人心も不安になります。

○門司委員 どうも私にはわからぬのであります。総理大臣がひんびんとしやると困るというお話であります。が、おのずから私は今日の常識においては、どの範囲のものが一体大きなものであるか。どの範囲のものについて府県でやられるのではないかと云ふやうなことに思ふ。おのずから国民は常識をもつてゐると思ふ。ことに今日の国家地方警察の中には科学本部を持つておりました、これらのものには十分対処し得るだけの組織ができておるのであります。だから大臣の御心配のやうなことがあるといふことは、私にはどうして考へられない。大臣が指示権を持つてゐるからひんびんとしてこれを起しては、と言ひますが、さういふ事件が起つた場合には当然これを起されることはいひのである。それから同時にさういふ条文があります。ので、知事もそれによつてゐる／＼な治安の確保のために尽すことができるやうになつておる。これも先ほどから申されておりましたやうに意見の相違だといへば、すべて意見の相違というこで片づけられる。全部意見の相違だと言ふことになれば、なか／＼大審院と意見の相違といふことで片づけられないで、もう少し親切にお話を願ひたい。六十一條の二にさういふものを入れましたことは、御承知のやうにやはり国の治安に對しては国が責任を持つといふ一つの大きな角度からも、同時多発

不適當と言つておるのではないのでありまして、全般的ながめる一つの角度といふものが近代国家に必要なものではないか、こゝろ申し上げておる次第でございます。

○門司委員 大方さういふ御答弁をなさるだらうと思ひまして、かねて國警隊長に念を押しておいたのであります。が、今日の現行法におきまして、それらに對処いたしますことのために、当初できた警察法を改正して参りました。府県単位におきましては、必要があれば県知事がこれを公安委員会にかけ、二十條の二であります。その県内の市町村警察の一致の行動のとり得るやうにちやんと訂正をいたしてあります。国家的のすべてのものにつきては、六十一條の二を設けて参りました。ここに総理大臣に指示権を与えておられます。この指示権は先ほど大臣が言われましたやうに、もし同時多発的のことが起る、あるいは一部の地方に大きな騒亂等が起る、あるいは大きな災害等が起る、警察の動員その他に對しまして、総理大臣はこれを国家公安委員会に相談して、都道府県公安委員会並びに市町村公安委員会に對して指示をすることができるといふやうなことです。現行法においても行へるのである。ところがこのことが、いまだかつて日本で発動されておきません。これはこの間斎藤さんがはつきりさう言つておる。従つても今日の警察法に欠陥があるとするならば、私もから考へて参りますならば、内閣総理大臣に指示権を与えて、大臣の今お話になりましたやうな事犯について

○門司委員 どうも私にはわからぬのであります。総理大臣がひんびんとしやると困るというお話であります。が、おのずから私は今日の常識においては、どの範囲のものが一体大きなものであるか。どの範囲のものについて府県でやられるのではないかと云ふやうなことに思ふ。おのずから国民は常識をもつてゐると思ふ。ことに今日の国家地方警察の中には科学本部を持つておりました、これらのものには十分対処し得るだけの組織ができておるのであります。だから大臣の御心配のやうなことがあるといふことは、私にはどうして考へられない。大臣が指示権を持つてゐるからひんびんとしてこれを起しては、と言ひますが、さういふ事件が起つた場合には当然これを起されることはいひのである。それから同時にさういふ条文があります。ので、知事もそれによつてゐる／＼な治安の確保のために尽すことができるやうになつておる。これも先ほどから申されておりましたやうに意見の相違だといへば、すべて意見の相違というこで片づけられる。全部意見の相違だと言ふことになれば、なか／＼大審院と意見の相違といふことで片づけられないで、もう少し親切にお話を願ひたい。六十一條の二にさういふものを入れましたことは、御承知のやうにやはり国の治安に對しては国が責任を持つといふ一つの大きな角度からも、同時多発

的に起るやうな騒擾事件に對して、單にこれを国家公安委員会の運営管理にまかせておるからいいというわけには行かない。さういふものには對してはやはり国で責任を負わなければならぬ。さうすれば大臣の指示権といふものは、あわせてここに置いておくべきであるといふことが、やはり一つの考へ方であつたと思ふ。従つてこの条文をあとから入れたらこの現行法の主旨といふものは、今大臣のお考えになつてゐる趣旨とまったく同じだと私は思ふ。従つてさういふものを発動も見なければ、まだ一ぺんもこの法律がいか悪いかといふやうなことが考へられずともおらないやうにさういふことがあつては困る。しかしひんびんとして大臣がさういふことをやれば社会はかえつて不安を助長するやうなものだといふやうな抽象的な答弁では満足するわけには参りませう。少くも今日の警察法をさういふやうに大幅に改正しようとするには、もう少し私は親切な答弁を要求いたしますので、なお突き進んで聞いておきたいと思ひます。とは、一体それなら大臣は、今日の自治警察と国家地方警察とがわかれておりますことによつて、いかなる事犯が完全に処理できないかといふことであります。ただ単に今の答弁では、総理大臣が指示権をたび／＼発動する、どうもそれだけ治安が乱れておるのではないかといふやうな不安を感じずから、常時から一本にしておけばさういふ不安を感じさせなくてもいいといふやうな抽象的なことではなくて、私はこの条文から見て大臣が考へてなつておりますやうな国家的の同時多発的な事犯といふものは、どういふ事犯

が考えられておられるのか、その点をひとつ伺いしておきたいと思ひます。

○犬養國務大臣 今の御趣旨がよくわかりませんが、念のため申し上げておきますけれども、決してぶつかり喧嘩で、意見の違ひだといつて避けるというふうなことは毛頭考へておりません。できるだけ丁寧に御答弁を申し上げておるので、新聞では答弁が丁寧過ぎるといつてからかわれるくらいであります。ただ門司さんの御議論が、自治に對して非常に御熱心で、私、敬意を表しておるのですが、警察の問題については断定的にお尋ねになりますので、どうも私の方も意見の相違になるのではないかと丁寧に申し上げておるだけのことなんです。しかし私はあくまで今の総理大臣の指示権の行使というものは、實際的に申しておるので、抽象的ではない。詐欺事件が飛火して、総理大臣が一々指示するということは、いかにも手刀で鶏肉をさくといひますか、大げさでありまして、そういうことは政治として適當でない。従つてそういうことはふだん事務的な法律に明記したもので、普通の事務でやつて行く方がよろしいと申し上げた次第であります。これはちょうど保安隊があるから警察はもつと減らしてもいいじゃないかという御議論と同じでありまして、警察予備隊のときには、いろ／＼なときに出しても国民は予備隊だからあたりまえだと思ひますが、保安隊から自衛隊になつたものを一々出せば、やはり何かもの／＼しい物情騒然とした国だと思ふ心理と同じでありまして、これは国民心理の測定から来るのでありまして、決して私は抽象論と思つていないのでございます。

うぞ御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 実に奇怪な答弁を聞くのでございますが、私の聞いておりますのはそういうことではなくして、詐欺事件があつたうち飛火したとき総理大臣の指示権を行使しようなどというふうなことはわれ／＼も考へておりません。今日までそういうことは行使しなくても事犯は片づいておると思ひます。従つて事實は事實として大臣に率直に認めていただきたい。私の聞いておりますことは、先ほど大臣から事犯が起るたびに総理大臣がそういう指示をするといふことは、かえつて不安を助長するやうなものだといふ御答弁がございましたので、今日までの事犯に對してはそういうものはちつとも行われていない。しかし今後起り得るであろうと考へられたものもあつたとすなれば、そういうものをひとつお聞かせ願つておきたいと思ひるのであります。

○犬養國務大臣 詳しくは國警長官の方からお聞き願ひたいのであります。が、つまり門司さん自身も今までそういう現実の事態はなかつたが、しかし総理大臣の指示権といふものは使えるじゃないかといふ言葉の裏には、総理大臣の指示権は今でも現実に起らないかつたけれども、現行法に置いていいという御議論でありまして、その認定では同じになつてしまつておるわけでありまして、われ／＼の方も今まではなかつたが、國際情勢、左翼ばかりではあります。右翼をも含めて物情騒然たるものが、他日ある場合その可能性はあるのでありますから、そういう場合に備へる道は、総理大臣の指示権

よりも、五條に明記したやうなああいう制限はしてあるが、明記して警察の事務として正常に乘せて行つた方が國民心理にもいいし、また警察事務の能率化にもいいし、結局國民の治安維持のために責務が果されたと考へた次第でありまして、では今までにそういうことについて事例があるかといふことになりまして、これは専門家の方がよろしうございまして、國警長官の方からお答へ願ひたいと思つております。

○斎藤(男)政府委員 この二十條の二は、まだ指示権として総理から発動されたことがないといふことは、たびたび申し上げておりますが、今度の改正はこの二十條の二が発動しにくいとか、これを発動しやういふにしようとか、そういう意味の改正ではございません。この点につきましては、むしろ総理の指示権の発動よりもつとやわらかい形で、五條の三号に移してしまつたのであります。先ほど大臣もお述べになつておられますやうに、府県内々さんの自治体警察と市町村警察、しかもその犯罪対象といふものは非常に密接な關係を持つて広域になつてゐる。従つてそれを自治体警察と國家地方警察といふものをやめて一つの府県警察にする。その方が日常の活動が便利で能率もいい。儉約にもなるということから、府県警察といふものにしたというのが今度の案でございまして、従つて二十條の二をおつしやつておられますが、二十條の二をどうかえるかといふのは、今度の制度の改正の眼目ではございません。

○門司委員 二十條の二をかえるのが眼目ではないといふお話であります

が、大臣の答弁は私はそうじやなかつたと思ふ。六十條の二を大体かえるといふやうなことに私も聞き取れる。同時に私はこの問題については、いづれ逐条審議のときに詳しく聞かなければならぬので、これの予備的の質問でございまして、この五條の二に書いてあります、ロの条項については、非常に大きな隠された権限があるやうに私は考へられる。しかしこの問題についてはいづれ逐条審議のときに詳しく質問をいたしたいと思ひますので、ここではその内容には触れませんが、もう一言この項について大臣の性格上の相違から来る欠陥を指摘されております問題について聞いておきたいと思ひます。今日は國家地方警察と自治体警察との問題が、大臣が言われておりますやうに、性格の異なる警察であるといふことについての説明については、私も今までの答弁では納得ができません。もう一つこのことについて聞いておきたいと思ひますことは、今日までの性格が違ふ警察があつたので、この次に書いてあります、警察の効率的運営をみずから存在が、警察の効率的運営をみずから傷つけて参つた次第であります。性格の違ふ警察があつて、それが警察運営のための盲点で、みずから警察運営を傷つけた、こう書いてある。私はこの大臣の説明書の中にあります、警察の効率的運営を傷つけたという点については、なか／＼納得しかねるのであります。これは日本の警察が、御承知のやうに警察國家といわれる——警察國家といふことは、裏をひっくり返してみれば、専制國家といふことに大体

当てはまるものだと思いますが、それほど強い警察力を持つておりました日本の警察行政といふものが、こゝいう民主的警察に切りかえられて参りましたその間におけるギャップといふものはあり得ると思ふ。従つてそれらのギャップがあるから、これをできるだけカバーすることのために、二十條の二が設けられ、六十一條の二があとで修正として挿入されて来て、そうしてこの欠陥を補いつつあるのではないかと。従つて大臣が今指摘されております「警察の効率的運営をみずから傷つけて参つた次第であります」といふ言葉は私は當らないと思ふ。これはやはりそうした一つの警察制度といふものが大きくかわつて参りましたいきさつの間には私はあつたと思ふ。なかつたとは必ずしも言ひません。しかしこのことは漸次是正されつつあると考へております。従つてもし大臣にしてこのことが言へるといたしますならば、その実例をここにあげていただきたい。そうしませんが、私もまだ言葉の上だけでは納得することが困難であります。

○犬養國務大臣 こまかいことは長官から申し上げますが、第一に申し上げたいのは、総理の指示権の問題と、今度の第五條にうたつてあります中央からの指示権とは、むしろ今度の方が狭まつてゐます。この点はさつき申し上げたので、長官と決して食い違つておらないと存じます。昨年御審議を願ひました六條のイ、ロ、ハの、國家全体に何かかわるとかなんとかいふ文句で、これは選挙違反も入るのじやないかといふやうな御心配もありまして、これは今度、きれいに削つたわけでありまして、従つて災害とか大規模な擾亂とかはつ

きりして、あとは通信とか鑑識とかい
うような、警察の統一的な事務です。
そういうふうにはつきり狭めてござい
ますから、総理大臣の指示権よりは、
むしろこの方が肩幅が狭くなつておる
と申し上げた次第でございます。

それから門司さんの御議論を傾聴し
ておりますと、警察目的は、おつしや
る通り同じです。住民を守り、犯罪を
なからしめ、平和な町をつくる、この
点はまったく同じであります。その警
察目的は同じでございしますが、自治体
警察、市町村の警察というものは、そ
この議会にもかかりますし、そういう
いろ／＼な関係において性格がありま
す。国家地方警察はそういう性格があ
りません。従つて性格が異なるという
認定は、せつかくの御指示でございま
すが、私もやはり依然そう考えてお
る次第であります。

それから警察の単位がこまか過ぎて
盲点ができる、これは昨年からしばし
ば申し上げている次第でございしまし
て、私も言わんとしている点は十分
に御承知と思つたのでございします。こ
れは連絡さえよければ、そんなはずは
ないじゃないかという御議論になるか
とも思ひますけれども、先ほど申し上げ
ましたように、命令系統の異なる二
つの役所というものは連絡に限度があ
ります。これはいろ／＼な点で御承知と思
います。一番大きい例は戦中の陸海
軍の例でもそうでございまして、命令
系統の違う二つの役所というものは連
絡に限度がある。その現実を見抜いて
おります私どもの立場と、理論上ある
いは筋合い上行けるじやないかという
御議論とに食い違ひがあるのではない
かと思つたのでございします。

○門司委員 大養さんの言われるよう
に、警察行政というものは一本ででき
れば一番よいのであります。政治とい
うものは、非常にえらい人が出て
独裁で善政が行われるなら、それが
早く一番いいのであります。ところが
ろが世の中には往々にしてリンクな
人ばかり出て参りませんで、あまり
権力を与えておきますと、権力の濫用
が必然的に行われる危険性を多分に持
つているのであります。民主政治とい
うものはそれをできるだけ避けよう
といたつて、これが今日の日本の政治、
行政の建前でない限りならぬ。従つて
大臣の言われておられますように、そ
ういふことのためにこれを一本にするこ
とがよいというお話がございしますな
らば、私は先ほど抽象的に申し上げま
したが、育て行かなければならない日本
の民主主義であり、日本の民主警察で
ある。その過程においてはあつては多
少のトラブルもあつたかと思ひます
が、今日の時代においてはほとんどそ
ういふことはなからうと私は考へる。
でございしますから、さつきから申し上
げておりますように、非常に大きなそ
ういふ事例があつたか、もしそういう
事例等がございしますならば、それを示
してもらいたい、私はこう申し上げて
いるのです。

○斎藤(昇)政府委員 非常に大きな事
例とおつしやいます、大きな事例を
あげれば、この前申し上げておしかり
を受けたかもしれないが、たとえば
吹田事件のような場合に、数市町村そ
れから国家地方警察という区域にまた
がつていふ、そういう場合に、今大臣
がおつしやいましたように、これは非
常に多元的な警察になつておりますか
ら、相手は一つの意思をもつて動くの
に、これに關係する方は非常に多元的
なもので行へる。
〔佐藤親委員長代理退席、委員
長着席〕
そこでできるならば自分のところで事
故が起らないで、他の方へ早く行つた
方がいいということもありましよう
し、また連絡その他においても非常に
不便を来した。これは市警が悪かつ
た、国警がよかつたというのではなし
に、大きな事例としてはそうでありま
す。そういう大きな事例でありませ
んでも、日常のこまかい普通の事態に
対処いたしたとしても、ほとんどここ
境かわらないやうなところを境とし
て、これはこちらの市の警察、これは
こちらの市の警察、これは国警、そう
いうふうになくさんまたがておりま
す、警察の能率上非常に困るという
のが、今度の制度改正の一番大きな点
であります。

○門司委員 今の斎藤君の答弁であり
ますが、事実上の問題として、たとえ
ば吹田の事件云々ということと言われ
ておりますが、吹田の事件等のごとき
は、もし問題があつたとするならば、
それは是正ができるのであります。反
省もされていふのであります。むしろ
これらの問題があるからといって、警
察の強化をする必要はないと思ひま
す。

さらにもう一つ聞いておきたいと思
ひますことは、大臣の説明の第二の中
に書いてありますいわゆる府県警察へ
の一本化の問題であります。現在のよ
うに自治警察というものと、国家地方
警察というものがわかれておると、組
織上まずいのだという大臣の説明でご
ざいますが、しかもそれは性質が異な
るということになつておりますが、こ
れは府県単位でという言葉は、先ほど
の逐条説明では、府県単位ではないと
説明されておる。大臣はしばしば府県
単位、府県単位と言われるけれども、
逐条説明の説明では、府県単位ではご
ざいませぬ、これは府県警察だとはつ
きりと言つておる。これがもし府県警
察であるということになつて参ります
と、府県の自治警察であるのか、ある
いは大臣の言われる府県単位の国家警
察であるのか、その点をもう少しはつき
りしておいてもらいたいと思ひます。

○犬養国務大臣 あなたが区別してお
られる意味がよくわかりませんが、府
県別にわかれておるから府県単位と申
し上げたのでありまして、その性格は
どうかといへば、府県の自治警察で、
二つの県を一緒にやつていふわけでは
ないのでありますから府県単位と申し
上げたのであります。

○門司委員 二つの警察とこう言われ
ておりますが、この説明書には、大臣は
明らかに府県自治体警察でありまして
と説明されていふ。大臣は自治体警察
だと言つておられる。そうすると府
県単位の警察とは違ふと思ふ。これは
大臣がここで説明された要旨とは大き
な食い違ひがある。だからこの警察は、
ほんとうに府県自治警察であるのか、
一体府県単位の警察であるのか、あ
るいは説明者は、府県単位ではありま
せんという言葉を使われておつたと思
ひますが、一体何か性格がちつとも
わからないのであります。だからこの
点をもう少しはつきりしておいてもら
いたい。

○犬養国務大臣 どうも門司さんと習
つた言葉の使い方が違ふのか、先ほど
から非常に食い違ひますが、私の言
うのは、府県単位というものは、愛知県と
岐阜県を合併して何の単位というので
はなく、現在ある府県を一単位とし
た警察であるが、性格はどうかとい
うお尋ねならば府県の自治警察、こう言
つたのであります。現存する府県の県
境を一つのわくとした警察だ、こう申
し上げたのであります。

○門司委員 自治体警察と言われてお
りますが、それならこの警察法案の中
に明確に府県自治体警察という言葉が
使われなければならぬと私は思うが、こ
の法律案の内容には使われておりませ
ん。性格の問題は非常に大きな問題で
ありまして、将来に問題を残します。
なぜ私はそういうことをしつこく聞く
かと言いますと、自治体というものの
性格が将来変更されようとする危険性
があります。現在では自治法の中に明
らかに府県は自治体であると書いてあ
る。しかしこれがもし総理大臣が言わ
れておるやうにあるいは塚田自治庁長
官が言つておられますように、知事官選
ということになつて参りますと、――
憲法の九十三条に、地方公共団体の長
は公選でなければならないといふこと
が書いてあるが、これと反した考え方
をお持ちになつておる総理大臣並びに
自治庁長官である。従ひまして、もし
知事が官選になつて参りますと、府県
が自治体でなくなつて来るということ
になつて参りますと、この警察法とい
うものは府県単位の自治体警察とはい
えなくなつて来る。私はここに、ごく
近い将来に実現されるであらうことに

対し、非常に大きな一つの危惧を持つておるのであります。今は大臣は、説明書の中で、今の地方の自治体警察を統合した自治体警察であるというようなお言葉を使われておりますが、やがてそれは府県の性格がかわつて参りまして、明らかな国家警察になるといふ伏線があるから、法律上には自治体という文字を抜いているのじやないかと考えるのだが、これは私の臆測でございますか。

○北山委員 ちよつと関連して。今の門司さんの御質問に対して法務大臣は、これは府県の自治体警察だということをはつきり言われておりますが、しかし、これはどこでどういふふうに言われたのかまだはつきりしません。が、国警長官は、自治体警察じやないのだ、今までの自治体警察とは違つた国家警察的のものであるということをごどこで御説明になつておるじやないですか。だから国警長官と法務大臣と重要な点で非常に御意見が違ふのじやないかと思ひますが、その点について国警長官の御説明をいただきたいと思ひます。

○藤田委員 今の質問に関連してちよつと……。先般の質問で、私この問題に関連いたしまして警察権の本質についてお伺ひしたのです。今回の警察法立案にあたりまして、大義法務大臣の考えられておる警察権というものは、国家統治権そのものではない、自治体固有の権限も加味された独特の警察権であるというふうな非常にむずかしい御答弁があつたのであります。その速記録を讀むとわかりますが、あの答弁からいたしますと、ただいまの大義大臣の御答弁は、府県の自治警察という

ことに多少の矛盾を生じて来はしないか。私は府県の警察というものが府県の自治警察ならば、当然これは府県固有のものというふうな警察権を定義づけなくちやいけないう結果になりはしないかと思ひます。北山君の発言にも関連しておりますから、お伺ひしておきます。

○斎藤(昇)政府委員 今度の府県警察は府県の自治体警察でない私が申し上げたことはどこにもございせん。これは府県の自治体警察、かように申し上げております。ただ現在の市町村警察ほどに完全なものとは言えないかもしれません。完全なという意味は、市町村の公安委員会がその警察長を任命する、費用は全部持つという点は違つておりますけれども、しかし自治体警察であることは間違ひがない、かように申し上げておるのであります。それから今の藤田委員の関連質問にお答ひいたしますが、一体警察権の本質は、本来地方自治から発しておるものか、国の統治権から発しておるものか、これはいろいろ學説がありましよう。しかし少くとも国の統治権から発しておるものであるということについては、これは疑いがないと思ひます。そのほかに本来の地方公共団体固有のものもあるかという点は、これは必ずしも學説は一致してないだらうと思ひます。従つてこの警察権の発生の由来という点から言いますと、全部が全部警察権は自治体本来の本質から発して来ておるということには、今の學説はなつていないということだけは言えると思ひます。さればこれを府県の自治体警察と言ふことはどうだらうかというお尋ねであります。これは今日市

町村の自治体警察と言つておるのと同じでありまして、国の統治権を法律によつてその部分を委任するといふふうな言へるのではないと思ひます。

○藤田委員 御答弁でございますが、ただいまの論から参りますと、今度の管区警察局あるいは警察庁といふものはどういふ警察であるか、国家警察でありますか、自治体警察でありますか。どうも今度の警察法に規定したものは二面があるようで、自治体固有のものとして統治権の部面と二つがあるといふようなことでは、将来今回の法律そのものの本質に相当疑義を生ずるのじやないか。自治体の上に国家が大きなかぶさつておるといふ解釈もありましようが、昭和二十一年五月三日に施行された憲法、その下にできております警察法、この以後の発生過程からしますと、日本の警察には大体自治体固有の警察しかなかつたのじやないか。それが今度自治体警察といふものが非常に薄れて来て、何かミックスされたような姿になつておるのじやないかというふうな感じがいたします。

国家の性格、つまり政体の変革を占領軍によつてやられてしまつておる。むしろ国体の一部すら変革されたのが新憲法でありまして、そういう観点からしまして、私はこの問題に非常な疑問を抱いております。ただいまの都道府県警察は自治体警察であるという御解釈から行きますと、管区警察局あるいは警察庁といふものはどういふ性格のものであるか、簡単に明示願ひたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 都道府県の警察は、これは都道府県の自治体警察ではあります。その都道府県の警察は、

自治体警察と申ししても、まあ国家的な性格も持つておるわけでありまして、従つてこの法案にありまう通り、国の指揮監督を受ける面もございませう。また都道府県の自治体警察自身の運営に直接関係のある、教養とか通信とか、あるいは整備とか、そういうものを国が直接処理をするといふ面もあります。また基準を示す、あるいは調整をするといふ面もありますから、その自治体警察が完全に働くことのできますように、国家的な面からも、地方的な面からも、両方の面から見ても完全に働き得ますように、ある面においては指揮をする機関である、ある面においては指導をする機関である、ある面においてはそれらの仕事を一部手助けをする機関、こういうふうな申し上げをよろしいかと思ひます。

○門司委員 それからなお大臣の説明書の中で、私はちよつと今二項に走りましましたが、第一項について大臣の法案の内容について主張する点という項であります。この項の中で大臣は、「警察の政治的中立性を維持すること」といたしたのであります。こう書いておられます。警察の中立性を維持するといふことは、私は現在の制度ほどはつきりしてゐるものはないと思ひます。しかし現在の制度が警察の中立性を欠いておるか。もし欠いておるとするならば、その点をお示し願ひつておきたいと思ひます。

○大藏國務大臣 もう少し詳しく御教示願ひます。

○門司委員 今日警察制度の最も重要な点は、警察が中立を維持することのできる制度にあるといふことである、私はこう考えます。これは市町村

の自治警察におきましても、市町村の公安委員会といふものがその運営管理に當つておる。それだといふ市長がかわりましても、それによつて左右されることのない中立性を持つておる。府県におきましても、府県の公安委員会はやはり公安委員会としての任務を十分に中立的に果たすことのできる、いわゆる自治体の干渉を他を受けなくて済むようになつておる。国家公安委員会におきましても、これも現実に中立性が保てるのである。ところが大臣はことさらに説明書の中に「警察の政治的中立性を維持すること」といたしたのであります。というふうなことを書いておるのではありません。この大臣の言われたいことは、その前段をずつと引續いて参りますと、「すなわち、中央においては、内閣総理大臣の所轄のもとに国家公安委員会を、また地方においては都道府県知事の所轄のもとに都道府県公安委員会を置き、それによつて国民を代表する委員からなる合議体の機関によつて警察庁または都道府県警察を管理せしめること」といたし、もつて警察の政治的中立性を維持することといたしたのであります。こういふふうな書いてあります。そして公安委員会の資格の制限を大幅に緩和して、さらに警察行政の民主化をはかつて行こうというふうな受取れるのであります。そこで言われまう大臣の政治的中立性といふものは、このまま讀んでみますと、ただ案の説明かのように聞えて参りますが、実際は現在政治的中立性を十分保ち得る国家公安委員会、あるいは都道府県の公安委員会、市町村自治警察の公安委員会というものがあ

るのであつて、これに今度は大幅に改正が加えられておりますが、これは少しとあとの方に説明がされておる。しかしここで特に中立性を保持するがために公安委員会の委員の資格制限を緩和したというように書いてある。しかし公安委員会の資格制限を緩和しただけでは警察の中立性というものは保てない。従つて大臣にはつきりお聞きをしておきたいと思ひますことは、今日の公安委員会制度というものは、決してこの警察の中立性を侵すものではない。むしろ今日改正されようとする警察の方が、またあすかあさつて私は大臣に質問したいと思ひますが、いわゆる政党警察のような形を示しておられますから、かえつて中立性を侵すと思ひます。かつてこれは大臣にも、この前昨年でありましたか、のときにもお尋ねをしたのであります。御承知のように増田官房長官が、あなたの隣におります。齋藤君を、非適任者として権限もないのに国家公安委員会にこれの更迭を要求した事実を、これは大臣といへどもお認めになると思ふ。そのときにやはり公安委員会がこれを拒否して、そして警察の中立性を保ち得たという実例があると思ふ。これは私は隠すことのできない実例だと思ふ。またその間横濱の警察の運営管理をいたしておりました例の公安委員長であります近藤君の証言を聞きますと、この増田君は、あの国電の争議の際に、争議の取締りが緩慢だといつて、横濱の警察長を呼んで小言を言つたのですが、これは明らかに警察の中立性を侵している。政府は今日までしばしば、そういう事例を持つておる。これは実際からいふと前科者であります。その前科者

がまたここで警察の中立性を維持しなければならぬからというものは、私は少しおかしいと思ふ。だからもし大臣にして御答弁が願へるなら、今日の公安委員会制度は警察の中立性を維持することができない危険性を持つてゐるかどうか——私は今日の公安委員会制度こそは警察の中立性を保ち得る唯一のものだと考へてゐるのであります。が、大臣はこれに變革を加へようと思ひてゐるが、一体どこにその意図があるか。

○大藏國務大臣 だん／＼の御質疑であります。前科者だから御信任願へるかどうかわかりませんが、この中立性といふことの結論は、印刷の四枚目の裏に「かくのごとくにして政府の治安責任と警察の政治的中立性とを調和をはかつたものであります」とあるのですが、これがねらいなんではないですか。調和がはかれないかどうか、これはまた御意見の相違だらうと思ひますが、先ほどお話の実例としての齋藤長官の問題、これは私當時關係がなかつたが、聞いておきます。しかしながら同時に當時でも、官房長官の上官である吉田總理大臣は、そういう人事に無理をしてはいけぬという判断をなさつたのであります。意見を聞くということにして、あとは輿論にまつというのになつてゐました。私どもの書いたこの組織でも、輿論を察してそういう無理はなさぬと同じ總理大臣である、こういうふうな考へておるものであります。つまり御意見の相違は、私は輿論といふものの判断が非常に日本では力強い。それにまつて行くという考へ方で行くことが一番よい、こういうふうな考へてゐるのでございます。従つて

今中立性をどうとかなんとかいふお話は、私のここに言わんとするところの重点が少しはずれておりました。政府の治安責任と警察の政治的中立性の調和をはかるということが、本法案改正の一つの眼目なのでございます。また公安委員の資格を上げただけではだめじゃないかといふお話でございますが、私は忌憚なく申し上げまして、今の公安委員の資格というものは少し狭い。つまり非常に人格的にりつぱな方がおそろひになりますけれども、資格制限がきびし過ぎるために、万一の場合に警察がやり過ぎたりふらちをしたります。その行政上の、何といひますか、表には見えないが裏に芽を伸ばして来る危険といふものを、いち早く見抜くだけの経験のある方がやや少い。歴ある人でも入れて、どうもこれは自分の経験だと将来危険が出て来るというときに、公安委員として忠告するといふ方が、いわゆるたび／＼申し上げましたように煙い監視者になる。そうすれば警察のわがままあるいは政府のわがままといふものが万一出ても、公安委員のチェックによつて未然に防止されるから、そこに警察の中立性が保たれる、こういうふうな考へ方なのであります。

○門司委員 資料を要求しておきたいと思ひます。ずつと終りの方に経費の問題が出て来ております。従つてこの経費に関する資料をぜひひとつ集めていただきたいと思います。そのことは、各自自治警察の今日までの費用は一体どの程度になつておるか。それから各府県は御存じのように公安委員会の費用を果費で負担しております。これ

は警察制度の中において、府県には警察費がないように考へられておるかも知れませんが、公安委員会の費用といふものは、これは府県が事実上負担しております。従つてこの府県の公安委員会の費用といふものは、一体各府県別にどのくらいになつておるか、これをひとつ出してもらいたい。

それから同時に市町村の自治体警察の公安委員会の費用並びに自治体警察の費用といふものがどのくらいになつておるか、これを明細に出していただきたい。

それからもう一つつけ加えて申し上げておきますが、現行のもの、この整理後三年後に一体どういふ数字になつて出て来るか。それをあわせてこの次の機会までお願いしたい。大臣の説明書を見てみますと、警察制度の一つの改革の要素として費用の節約のことが書いてありますが、その審議の一応の資料として必要だと思ひますので、これを委員長からひとつ求めておいていただきたいと思います。

○中井委員長 今の資料要求についてはできるだけ早く御提出願ひます。

○門司委員 この警察法の改正で、大臣の説明と、それから概念の問題をちやうと聞いておきたいと思ひます。大臣が幸い檢察庁の關係でございまして、この機会にお聞きをしておきたいと思ひます。現行警察法をつくり直す場合には、捜査権と檢察庁との關係、いわゆる檢察權との關係については相當考慮をされておるはずであります。従ひまして今日の刑事訴訟法はできるだけこれが檢察フアッシュヨにならぬように、捜査権を主として警察にゆだねるという建前のもとにできてお

と思ふ。ところがこれが今度の警察法の改正のうちに——これも大臣とは見解の相違と言われるかも知れませんが、少くとも大臣がこの公安委員会の長になつて、可否同数の場合はこれを採決するような、いわゆる投票權を持たなくても採決權は持つておる。同時に公安委員会の招集は、これは公安委員会は合議制ではございませんの、委員長がやるようになつておる。こういうふうな考へて参りますと、われわれの感じからいへば、本會議でも開きましたように、どうも政党警察のようないがが多分にして来る。そうなつて参りますと、警察の中立性がやや薄らいで行きはしないか、警察の中立性が失われ参りますと、こういう警察行政といふような犯罪を對象とした、ことに人権に最も密接な關係を持つております法律の制定にあたつては、どこかにわれ／＼は中立性を強く要求するものがなければならぬと考へる。従つて今日の刑事訴訟法と警察法の改正のときに、先ほど申し上げましたように、できるだけ職務權限といふものをわけておいて、人権保護にあらぬようにしようといふことで、今日の刑事訴訟法ができておると私は思ふ。その後二、三の改正がありまして、多少強くなつたように考へられるのであります。例の百八十九条以下

の捜査權あるいは檢察權といふようなところに、ずつとそういう条項が書いてあります。従つてわれ／＼から考へて参りますと、もし警察がこういうふうなきわめて政党的な色彩が濃いと見られるような警察法になつて参りますと、どう考へてもそういう人権自由

と考へても、それは実際からいふと前科者であります。その前科者

に關するものために、どこかに強い中立性を維持することのできる機關をわれ／＼は設けなければならぬと考える。そこで今日の刑事訴訟法を改正されるような御意思があるかどうかということ、私ももし警察が片寄つて参りますならば、中立性を保持することのために警察庁にある程度の、今日以上に警察を抑制する制度が必要にやないかと、われ／＼には考えられるのでありますが、大臣はその点をどうお考えでありますか。

○犬養國務大臣 その点は御意見私同感でございます。警察が中立性を侵しやうとか、檢察なら侵されないう議論は全然別といたしまして、やはりお互い人間のすることでございますから、いつの時代でも志の正しい人ばかりいるという予想で法律を書く危険がありますので、これは御賛成願える精神だと思ひますが、そこで今度の警察法におきまして、捜査というもののについては、中央の警察庁が個々の犯罪捜査は含まないということを開議了解事項できめております。また七十五条でございまして、警察官と檢察官の關係は刑事訴訟法によると書いてあります。もちろん第一次捜査は御承知のように警察が當時やりますけれども、捜査が競合しました場合は、警察と檢察が十分の連絡をとつて話し合つた上、刑事訴訟法の軌道に乗せる、こういうことにいたしたわけでございます。従つて檢察なら正しい、警察は怪しいといふことは私は申し上げかねるのでございますが、そこに権力と権力とのチェック・アンド・バランスが行われ得る、こういうふうにお考えしております。また檢察官にしろ、警察官にし

る資格審査の道も開いてございます。それから第二の御質問でございますが、御承知のようにこの間御審議を願ひまして、刑事訴訟法の改正が行われたのでございますが、あれは忌憚なく申し上げますと、何とか警察張りみたいなものでありまして、あれでもないと思つておりません。但しこれは非常に重大問題でありまして、英米法的な刑事訴訟法の考えを主にするの、あるいは大陸法的なものを主にするの、あるいはこのごろアメリカなどでも行われておりますように、両方の考え方のミックスしたものをを用いるのかといふことは、引続き法制審議會に必要があればかかる。またその必要があると思つてゐる次第でございます。

もし刑事訴訟法の根本的改正はいつになるかという御質問がありますれば、これはな／＼重大問題でございまして、各界の權威を網羅してございまして、相當慎重にやつて時間がかかると思ひます。しかし、要するに、この間の刑事訴訟法改正で、刑事訴訟法といふものはもう改める余地がなくなつたとは毛頭考えておりません。

○門司委員 實は私はその点を心配しておるのであります。警察法をこしらへますと同時に、新しい刑事訴訟法が當時出されておりました、この審議にあたりまして、従来日本の戦争前における檢察官の權限といふものは非常に強うございまして、そうして犯罪捜査等に対してはほとんどいつていふほど、警察を指揮命令しておつたことがある。そのことのために檢察官のツシヨとまでいわれるような事件によつて、しばしば拷問事件その他が檢察官の指揮命令において警察が行は

れ、身近な例を申し上げますならば、神奈川県三崎放火事件、いわゆる城ヶ島の集団放火と目され、檢察官の見込み捜査によつて、これが遂に拷問事件にまで發展して、當時三崎の署長でありましたところの宮川君は懲役に行つておるはずである。さらに神奈川県松田の集団放火事件も時を同じうして同じような線で行われておる。これは明らかに當時の刑事訴訟法に基く檢察官のツシヨのなせるわざであつて、警察が非常に迷惑したことがあつた。このことは警察法制定のときに同じように審議を進められておりました刑事訴訟法のときには、私はかなり考えられたことだと思ふ。そうして今日の刑事訴訟法がでさう上つておりました、これにも二度、三度修正が加えられておりますが、警察法の改正をしようとするならば、やはりこれとにらみ合せ

て刑事訴訟法の改正がせひなされなければならぬと思ふ。今日の姿のままで、これは警察法だけどういふやうに全面的の改正であつて、われ／＼は警察法の部分的な条文改正ならそんなことは申しませんが、全面改正でありまして、そうして一番重要な公安委員會制度に大きな改正が加えられておる。従つてこれはやはり國の責任において警察官の行使のためにこうするのだというお話がございしますれば、やはり刑事訴訟法を今日のままで置くわけにいかぬのじやないかといふやうに私は考えられるのであります。今の御答弁では、刑事訴訟法についてはいつ出すかといふことについてはわからぬといふ御答弁であります。そういたしますならば、警察法の改正だけでは私どもにはどうも納得の行かない点がある

のでございます。従つて今大臣が先にお話を願ひまして、いつ出すかわからぬといふお話であります。それなら政府としてはそういう意圖をお持ちになつておるといふことだけは了承してよろしうございしますか。

○犬養國務大臣 いつ出すかわからぬといふのは、私が出したという意味でなく、各界の權威を網羅してございす。刑事訴訟法その他憲法などに詳しい學者、弁護士会の代表者その他を網羅してございまして、この人たちに嚴正な審議をお願いしているわけでありす。學者の良心に富んだ人でありすから、なか／＼慎重にやつておる。またこゝろ大問題、私は急ぐべきものではないと思つておりますので、その意味で、いつになるかわからぬといふやうな無責任な意味でなく、慎重なる研究でありますから、相當時間がかかるであらう、こゝろ申し上げた次第でございます。

それからいわゆる檢察官のツシヨといふ問題でございしますが、今度の刑事訴訟法の改正でも、逮捕状の請求の問題が大問題になりましたが、これは御承知のように結局結論において警察官の關係は刑事訴訟法によると書いてございしますから、捜査官がきつたつて競合対立する場合は刑事訴訟法によるわけでありす。この点で御心配の点は十分間に合ひ、刑事訴訟法の改正といふのは、そうでなく、一休英米法的なものをどう清算するか、大陸法的なものをどう清算するかといふ根本問題が主になつてゐるのでございす。従つて當座の御心配たる警察の國家警察化をどうやつて、片方の権力をチェックするかといふことは、四十二條及び開議了解事項で十分に行ける、私はこゝろいふに考えておるのでございす。

○門司委員 私が心配しておりますのは、これは大臣の考え方とちよつと違ふやうであります。私の考え方は、この警察法が政治警察的といひますか、非常に政黨警察的な色彩を持つております。従つてこれをカバーするといひ

ますか、チェックすることのために、今の刑事訴訟法では不十分じやないか、あまりにもこの警察に捜査権一切を持たしておるといふことが、大臣はまつたく逆な立場に立つておるすので、考え方が違ふのであります。われ／＼は少くともそういう懸念がございします。警察法を改正しようとするならば、やはり同時に刑事訴訟法といふやうなものも並行して改正して行つて、まつたく落度のないやうにする方がよいのじやないか、こゝろ申し上げたのであります。もし大臣がそうすることの方がいいというお考えなら、この警察法をひつ込めてもらいたいと思ふ。

○犬養國務大臣 ひつ込める氣は毛頭ございせんが、よくわかりました。國務大臣が國家公安委員長をしておるから、警察が國家警察的になる、そのチェックする要素としての刑事訴訟法をもつと改正する必要があるのじやないか。この問題は、このたびは、ただいま申し上げましたやうに、檢察官と警察官の關係は刑事訴訟法によると書いてございしますから、捜査官がきつたつて競合対立する場合は刑事訴訟法によるわけでありす。この点で御心配の点は十分間に合ひ、刑事訴訟法の改正といふのは、そうでなく、一休英米法的なものをどう清算するか、大陸法的なものをどう清算するかといふ根本問題が主になつてゐるのでございす。従つて當座の御心配たる警察の國家警察化をどうやつて、片方の権力をチェックするかといふことは、四十二條及び開議了解事項で十分に行ける、私はこゝろいふに考えておるのでございす。

○中井(徳)委員 ちよつと関連して。この点につきましては実はこの前にも法務大臣にお伺いしたのであります。が、途中で関連質問がありまして、ほかの方にそれでしたのであります。が、私どもの考えをいたしましては、現在一番必要なものは警察の組織よりも警察官の教養というふうな問題、その点についてはこの前法務大臣も大いに同感の意を表されたと思ひます。そこでこの刑事訴訟法の改正はどうだと言うたら、改正する意思はあると言われた。実は率直に申し上げて私も多少法律は勉強したのであります。が、現在の日本の法律の中で昔から一番ややくしく、むずかしいのは刑事訴訟法、そうしてあまり興味もありません。法文としてこれを読むときにはわれ／＼だつてそういうことなであります。従つて現在の日本におきまして十三万の警察官全員に、そういうものをこまかく教養するというふうなことはとても困難である。私はむしろそれよりも――まあそれと似たようなものであります。が、この際警察官の職務執行法というふうなものを一括しておつくりになつたらどうかというふうな実は素朴な考え方を持つております。この点は外国におきまして、こういう法律がほつ／＼できかけておるといふことを聞いておる。ドイツは最近分割されて、その後警察制度も大分かわつたようでありまして、最近二、三現われております。ニードルザクセンその他の警察関係におきまして、組織と同時にその執行について、警察官はこれ／＼のことをやるべしといふに、これ／＼のことをやるべしといふに一括した、そういうものができておる。に私は何つ

ております。まだ正式に法文を全部見たわけではありませんが、そういう意味では私は現在の日本の情勢におきましては、まずそれをやつて国民の全般の人に安心をさす、私どもの考え方はあくまで国民の警察であり、民衆のための警察であるという建前から行きますと、どうしてもそれが先になるのではないか、かように思ひます。が、そういう点についてひとつ御意見を伺つておきたいと思ひます。

○斎藤(男)政府委員 ただいま中井委員がおつしやいましたことはよくわかりました。が、警察官の職務の執行につきましては御承知のように警察官職務執行法、これは簡単な法律であります。がそれがございしますのと、そのほかになたてお述べになりましたわゆる刑事訴訟法の手続に従つて犯罪の捜査をする面は、ほとんど刑事訴訟法及びそれに付属するものに限られておるわけでありまして、捜査以外の点についての職務執行の仕方は、職務執行法という一つの終戦後つくつていただいた法律にあるわけでありまして、おつしやいたしましたように刑事訴訟法は、犯罪の捜査の仕方が非常にむずかしい、そこで警察官の犯罪の捜査規範というものをつくつて、そしてこの刑事訴訟法の手続に従つて行くことに關しまして、その心がけから一切の事柄の捜査規範の中に織り込みまして、わかりやすくして警察官に持たしていただくわけでございます。大体ただいま御意見にありましたような事柄は、そういう方針で實際処理いたしております。警察官としてはこれを見ればわかるというものができておるのであります。

○中井(徳)委員 今できておるといふふうなことでありますが、現実の警察官の活動を見ておきますと、必ずしもその通り行つておらぬ、かように思ひます。従ひまして終戦後のどさくさの間につくつたものでありますならば、もう一度この際そういうものを一ぺん洗つてみる必要がぜひともあるのではないか、かように思ひます。

通の身なりのあまりよくない人に対しても実に親切で、うらやましく思つた体験がございします。これは真剣に御質問をこもつとも思ひまして実行してみたいと思ひます。

○中井委員 それでは本日はこの程度で散会をいたします。

午後五時五分散会

で、私も警察官の職務執行法の内容について詳しく読んだわけではございませんけれども、もう少し民衆と接触のいい、この点は自治体警察におきましては、逐次そういう形になつて進んでおりますが、われ／＼が一番心配いたしますのは国警の關係であります。これは過去におきまして上りへの報告その他に警察官は非常に上手であります。上手であります。が現実には必ずしもそうではない。この間からの各種の事例におきまして、国警長官その他はそういう事実はないというし、全国では至るところにそういう事実があつた。どちらがほんとうであるかというふうなことになるのであります。が、そういうところにはやはり問題が依然として残されておる。に私は思ひます。ぜひともこの点は強力に考えていただきたい、かように思ひます。

本日は関連しましてそれだけにしておきます。

○大饗國務大臣 ただいまのお話私も御同感でございます。私無学でドイツの執行法をまだ読んでおりませんが、つてを求めて読みますし、平生から警察官の教養の科目など、もつとつと込んで勉強してできるだけ努力をしたと思ひます。私も外国で警察官が普

昭和二十九年三月九日印刷

昭和二十九年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局